官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、令和八年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件（**財務**一一四）　一
○使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部を改正する告示（**厚生労働**一九六）　八
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（**同**一九七）　一一
○厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名等の一部を改正する告示（**同**一九八）　一四
○エコツーリズム推進基本方針を変更する件（**国土交通・環境**三）　三五
〔**その他告示**〕
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示（**外務**一三六）　四四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、再生関係
特殊法人等
公文書等の管理に関する独立行政法人男女共同参画機構公示第一号、日本弁護士連合会懲戒処分・公示送達関係　四九
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　五一
会社その他
会社決算公告　六一

法規的告示

○財務省告示第百二十四号

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十四条の二第一項の規定に基づき、令和八年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件（令和八年四月財務省告示第百号）の一部を次のように改正し、令和八年四月七日から適用する。

令和八年四月十四日

財務大臣　片山さつき

別表を次のように改める。

別　表

1　一般会計

(1)　歳出予算（繰越経費を含む。）

所管	組織	項
内閣府	内閣本府	アイヌ政策推進費のうち アイヌ政策推進交付金
		地方創生支援費のうち 新しい地方経済・生活環境創生交付金
		地方創生基盤整備事業推進費
		沖縄振興交付金事業推進費
		沖縄振興特定事業推進費
		沖縄北部連携促進特別振興事業費のうち 沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金
		沖縄教育振興事業費
		沖縄開発事業費
		沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費
		航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入
	地方創生推進事務局	地方創生推進費
	こども家庭庁	児童福祉施設等整備費のうち 就学前教育・保育施設整備交付金
		次世代育成支援対策施設整備交付金
総務省	総務本省	情報通信技術利用環境整備費のうち 放送ネットワーク整備支援事業費補助金
		電波利用料財源電波監視等実施費のうち 無線システム普及支援事業費等補助金
	消防庁	消防防災体制等整備費のうち 消防防災施設整備費補助金
外務省	外務本省	分野別外交費のうち 安全保障能力強化等援助費
		経済協力費のうち 政府開発援助経済開発等援助費

文部科学省	文部科学本省	私立学校振興費のうち
		私立大学等経常費補助金
		私立高等学校等経常費助成費補助金
		私立学校施設整備費補助金
		私立大学等研究推進費補助金
		国立大学法人施設整備費
		公立文教施設整備費のうち
		部活動地域移行促進公立学校施設整備費補助金
		公立諸学校建物其他災害復旧費補助金
		公立学校施設整備費負担金
		公立諸学校建物其他災害復旧費負担金
		学校施設環境改善交付金
	スポーツ庁	私立学校振興費
	文化庁	文化財保存事業費のうち
		国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
		史跡等購入費補助金
		国宝重要文化財等防災施設整備費補助金
厚生労働省	厚生労働本省	医療提供体制基盤整備費のうち
		医療施設等施設整備費補助金
		医療介護提供体制改革推進交付金
		医療提供体制施設整備交付金
		保健衛生施設整備費
		社会福祉施設整備費
		障害保健福祉費のうち
		心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備費負担金
		介護保険制度運営推進費のうち
		医療介護提供体制改革推進交付金
		地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
	国立ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所施設費のうち
		施設整備費
農林水産省	農林水産本省	牛肉等関税財源国内食料供給対策費のうち
		牛肉等関税財源国内食料供給対策整備費補助金
		食料自給力確保対策費のうち
		新基本計画実装・農業構造転換支援整備費補助金
		食料自給力確保対策整備費補助金
		特殊自然災害対策整備費補助金
		海岸事業費
		農業農村整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入
		農林水産物・食品輸出促進対策費のうち
		農林水産物・食品輸出促進対策整備費補助金
		農業・食品産業強化対策費のうち
		農業・食品産業強化対策整備交付金
		食品安全・消費者信頼確保対策費のうち
		食品安全・消費者信頼確保対策整備交付金
		農林水産業環境負荷低減推進費のうち
		農林水産業環境負荷低減推進整備交付金
		農業農村整備事業費
		農山漁村地域整備事業費
		農山漁村活性化対策費のうち
		農山漁村活性化対策整備交付金
		風水害等対策費
		農業施設災害復旧事業費
		農業施設災害関連事業費
	林野庁	治山事業費
		森林整備事業費のうち
		森林環境保全整備事業費
		森林整備事業調査費
		森林環境保全整備事業費補助
		水源林造成事業費補助
		後進地域特例法適用団体補助率差額
		美しい森林づくり基盤整備交付金
		森林整備・林業等振興対策費のうち
		森林整備・林業等振興整備交付金
		山林施設災害復旧事業費
		山林施設災害関連事業費
	水産庁	漁村活性化対策費のうち
		漁村活性化対策整備費補助金
		海岸事業費
		水産業強化対策費のうち
		水産業強化対策整備交付金
		水産基盤整備費
		漁港施設災害復旧事業費
		漁港施設災害関連事業費
経済産業省	経済産業本省	工業用水道事業費
		産業保安確保費のうち
		休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金
国土交通省	国土交通本省	住宅対策事業費
		住宅対策諸費のうち
		住宅建設事業調査費
		港湾環境整備事業費

		道路環境改善事業費				市街地再開発事業費補助
		水資源開発事業費				都市再生推進事業費補助
		国営公園等事業費				都市開発資金貸付金
		都市水環境整備事業費				鉄道網整備事業費
		上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費				都市・地域交通整備事業費
		水道施設整備費				道路交通円滑化事業費
		下水道事業費				社会資本整備円滑化地籍整備事業費
		市街地防災事業費				社会資本総合整備事業費
		住宅防災事業費				官民連携基盤整備推進調査費
		都市公園防災事業費				離島振興費のうち
		下水道防災事業費				小笠原諸島振興開発事業費補助
		河川整備事業費				離島振興事業費
		多目的ダム建設事業費				北海道開発事業費
		総合流域防災事業費				北海道特定特別総合開発事業推進費
		砂防事業費				官庁営繕費のうち
		防災・減災対策等強化事業推進費				施設整備費
		海岸事業費				河川等災害復旧事業費
		鉄道安全対策事業費				住宅施設災害復旧事業費
		道路交通安全対策事業費				鉄道施設災害復旧事業費
		港湾事業費				河川等災害関連事業費
		地域連携道路事業費のうち		海上保安庁		船舶交通安全基盤整備事業費
		地域連携道路事業費				船舶交通安全基盤災害復旧事業費
		営繕宿舎費	環境省	環境本省		資源循環政策推進費のうち
		道路調査費				廃棄物処理施設整備交付金
		地域連携道路事業費補助				廃棄物処理施設整備費
		高速道路連結部整備事業費補助				環境保全施設整備費のうち
		高速道路自動車駐車場整備事業費補助				施設整備費
		道路調査費補助				環境保全施設整備交付金
		後進地域特例法適用団体補助率差額				自然公園等事業費
		特定連絡道路工事資金貸付金				自然公園等施設災害復旧事業費
		整備新幹線建設推進高度化等事業費				廃棄物処理施設災害復旧事業費
		整備新幹線整備事業費	防衛省	防衛本省		防衛力基盤強化推進費のうち
		航空機燃料税財源空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入				装備品取得等業務効率化推進庁費
						提供施設等整備費
		航空機燃料税財源北海道空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入				不動産購入費
						障害防止対策事業費補助金
		航空機燃料税財源離島空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入				教育施設等騒音防止対策事業費補助金
						施設周辺整備助成補助金
		都市再生・地域再生整備事業費のうち				道路改修等事業費補助金
		都市開発事業調査費				施設周辺整備統合事業費補助金
		都市構造再編集中支援事業費補助				

		特定防衛施設周辺整備調整交付金
		移転等補償金
		施設運営等関連補償費
		防衛力基盤強化施設整備費のうち
		施設整備費
		公務員宿舎施設費
		不動産購入費
		武器車両等整備費のうち
		武器購入費
		通信機器購入費
		車両購入費
		弾薬購入費
		諸器材購入費
		艦船整備費のうち
		艦船修理費
		艦船建造費のうち
		艦艇建造費
		支援船建造費
		航空機整備費
		在日米軍等駐留関連諸費のうち
		提供施設等整備費
		提供施設移設整備費
		合衆国軍隊特別協定訓練資機材調達費支出金
	防衛装備庁	防衛力基盤強化推進費のうち
		試作品費
		装備品安定製造等確保事業費
		防衛技術研究開発委託費
		防衛イノベーション科学技術実証型研究委託費
		防衛技術研究開発補助金
		防衛力基盤強化施設整備費のうち
		施設整備費
		公務員宿舎施設費

⑵　継続費（繰越経費を含む。）

所管	組織	項
防衛省	防衛本省	令和４年度甲Ⅴ型警備艦建造費
		令和４年度潜水艦建造費
		令和５年度甲Ⅴ型警備艦建造費
		令和５年度潜水艦建造費
		令和６年度甲Ⅴ型警備艦建造費
		令和６年度甲Ⅵ型警備艦建造費
		令和６年度潜水艦建造費
		令和７年度甲Ⅴ型警備艦建造費
		令和７年度潜水艦建造費
		令和８年度甲Ⅴ型警備艦建造費
		令和８年度潜水艦建造費

⑶　国庫債務負担行為

所管	組織	事項
内閣府	内閣本府	沖縄公立学校施設整備費負担
		沖縄堰堤維持
		沖縄治水事業発注者支援業務
		沖縄堰堤公物管理補助業務
		沖縄地域連携道路事業
		沖縄道路整備事業発注者支援業務
		沖縄道路交通円滑化事業
		沖縄道路維持
		沖縄道路公物管理補助業務
		沖縄道路修繕事業
		沖縄港湾改修事業
		沖縄港湾整備事業発注者支援業務
		沖縄道路交通安全施設等整備事業
		沖縄交通事故重点対策道路事業
		沖縄無電柱化推進事業
		沖縄国営公園整備
		沖縄国営公園維持管理
		沖縄かんがい排水事業
		競争導入公共サービス沖縄土地改良事業現場技術業務
		沖縄農業農村整備事業費補助
外務省	外務本省	経済開発等援助
文部科学省	文部科学本省	国立大学法人施設整備費補助
		公立学校施設整備費負担
厚生労働省	国立ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所施設整備
農林水産省	農林水産本省	競争導入公共サービス海岸事業現場技術業務
		競争導入公共サービス土地改良事業現場技術業務
		かんがい排水事業
		農業水利施設管理
		農業水利施設管理業務
		農用地再編整備事業
		総合農地防災事業
		農村地域防災減災事業費補助

	林野庁	治山事業
		国有林野内治山事業
		治山事業費補助
		森林環境保全整備事業
		国有林野地ごしらえ・植栽等事業
		国有林間伐等事業
		森林環境保全整備事業費補助
	水産庁	水産物供給基盤整備事業費補助
		水産資源環境整備事業費補助
国土交通省	国土交通本省	港湾廃棄物処理施設整備事業費補助
		沿道環境改善事業
		道路整備事業等発注者支援業務
		無電柱化推進事業
		現場事務所等営繕
		無電柱化推進事業費補助
		国営公園等整備
		国営公園等事業発注者支援業務
		国営公園等維持管理
		民間資金等活用国営公園維持管理
		総合水系環境整備事業
		治水事業等発注者支援業務
		車両管理業務
		河川都市基盤整備事業
		河川改修事業
		河川維持修繕
		河川等公物管理補助業務
		建設機械購入
		民間資金等活用官庁施設整備等事業
		堰堤維持
		河川総合開発事業
		治水事業用地補償総合技術業務
		流況調整河川事業
		河川工作物関連応急対策事業
		堰堤改良事業
		特定洪水対策等推進事業費補助
		特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助
		多目的ダム建設事業
		総合流域防災対策事業
		砂防事業
		地すべり対策事業
		砂防管理
		特定緊急砂防事業
		特定土砂災害対策推進事業費補助
		海岸保全施設整備事業
		海岸事業発注者支援業務
		海岸維持管理
		海岸保全施設整備事業費補助
		道路更新防災対策事業
		道路維持
		道路除雪
		道路公物管理補助業務
		民間資金等活用交通連携道路等事業
		民間資金等活用道路修繕等事業
		道路修繕事業
		雪寒地域道路交通確保事業
		道路整備事業用地補償総合技術業務
		交通連携道路事業
		道路交通安全施設等整備事業
		交通事故重点対策道路事業
		道路更新防災等対策事業費補助
		道路交通安全施設等整備事業費補助
		港湾改修事業
		港湾整備事業等発注者支援業務
		港湾作業船整備
		特定離島港湾施設整備事業
		特定離島港湾維持管理
		港湾改修事業費補助
		地域連携道路事業
		地域連携道路事業費補助
		都市再生推進事業費補助
		道路交通円滑化事業
		道路交通円滑化事業費補助
		離島港湾改修事業
		離島港湾整備事業発注者支援業務
		離島かんがい排水事業
		競争導入公共サービス離島土地改良事業現場技術業務
		離島海岸保全施設整備事業費補助
		離島治山事業費補助
		離島道路更新防災等対策事業費補助
		離島港湾改修事業費補助

		離島農業農村整備事業費補助			北海道農業競争力強化基盤整備事業費補助
		離島水産基盤整備事業費補助			北海道農村地域防災減災事業費補助
		北海道海岸保全施設整備事業			官庁営繕
		北海道海岸事業発注者支援業務			道路災害復旧事業
		北海道国有林野内治山事業			河川大規模災害関連事業
		北海道現場事務所営繕		海上保安庁	船舶交通安全基盤整備事業
		北海道河川改修事業			大型巡視艇代船建造
		北海道治水事業発注者支援業務	防衛省	防衛本省	民間資金等活用公務員宿舎整備等事業
		北海道河川等公物管理補助業務			提供施設等整備
		北海道河川維持修繕			障害防止対策施設整備
		民間資金等活用北海道情報通信施設整備等事業			障害防止対策事業費補助
		北海道堰堤維持			教育施設等騒音防止対策事業費補助
		北海道河川総合開発事業			施設周辺整備助成補助
		北海道河川工作物関連応急対策事業			道路改修等事業費補助
		石狩川幾春別川総合開発建設工事			教育訓練用器材借入れ等
		北海道堰堤改良事業			教育訓練用器材整備
		北海道砂防事業			装備品取得等効率化推進業務
		北海道道路更新防災対策事業			教育訓練用器材購入
		北海道道路整備事業発注者支援業務			自衛隊施設整備
		北海道地域連携道路事業			公務員宿舎改修等
		北海道道路維持			民間資金等活用防衛施設整備事業
		北海道道路除雪			武器購入
		北海道道路公物管理補助業務			通信機器購入
		北海道建設機械購入			車両購入
		民間資金等活用北海道道路修繕等事業			弾薬購入
		北海道道路修繕事業			諸器材購入
		北海道雪寒地域道路交通確保事業			武器車両等整備
		北海道港湾改修事業			民間資金等活用通信衛星整備等事業
		北海道港湾整備事業発注者支援業務			艦船整備
		北海道総合水系環境整備事業			艦船建造
		北海道道路交通安全施設等整備事業			航空機購入
		北海道交通事故重点対策道路事業			航空機整備
		北海道無電柱化推進事業			特定防衛調達航空機整備
		北海道かんがい排水事業			提供施設移設整備
		北海道農用地再編整備事業		防衛装備庁	装備品安定製造等確保事業
		北海道特定漁港漁場整備事業			研究開発
		北海道特定土砂災害対策推進事業費補助			自衛隊施設整備
		北海道都市公園事業費補助			公務員宿舎改修

2　特別会計

⑴　歳出予算（繰越経費を含む。）

所　管	特別会計	項
財務省及び国土交通省	財政投融資	
	特定国有財産整備勘定	特定国有財産整備費のうち
		特定施設整備費
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省	エネルギー対策	
	エネルギー需給勘定	燃料安定供給対策費のうち
		石油貯蔵施設立地対策等交付金
		エネルギー需給構造高度化対策費のうち
		エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金
		二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金
		脱炭素成長型経済構造移行推進対策費のうち
		脱炭素成長型経済構造移行推進対策費交付金
	電源開発促進勘定	電源立地対策費のうち
		電源立地等推進対策交付金
		電源立地地域対策交付金
		原子力安全規制対策費のうち
		原子力施設等防災対策等交付金
内閣府及び厚生労働省	子ども・子育て支援	
	子ども・子育て支援勘定	地域子ども・子育て支援及仕事・子育て両立支援事業費のうち
		子ども・子育て支援施設整備交付金
農林水産省	食料安定供給	
	国営土地改良事業勘定	土地改良事業費
国土交通省	自動車安全	
	空港整備勘定	空港整備事業費
		北海道空港整備事業費
		離島空港整備事業費
		沖縄空港整備事業費
		航空路整備事業費
		成田国際空港等整備事業資金貸付金
		空港等災害復旧事業費

所　管	特別会計・所管・組織	項
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、防災庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省	東日本大震災復興	
	復興庁	
	復興庁	原子力災害復興再生支援事業費のうち
		福島再生加速化交付金
		生活基盤行政復興事業費のうち
		消防防災施設災害復旧費補助金
		教育・科学技術等復興政策費のうち
		私立大学等経常費補助金
		農林水産業復興事業費
		東日本大震災復興事業費のうち
		農業水利施設放射性物質対策事業費
		森林環境保全整備事業費
		農業生産基盤整備事業調査費
		治山事業費補助
		森林環境保全整備事業費補助
		水源林造成事業費補助
		農業生産基盤整備事業調査費補助
		社会資本整備総合交付金
		東日本大震災災害復旧等事業費

⑵　国庫債務負担行為

所　管	特別会計	事　項
農林水産省	食料安定供給	
	国営土地改良事業勘定	かんがい排水事業
国土交通省	自動車安全	
	空港整備勘定	空港整備
		空港整備事業発注者支援業務
		国際航空旅客動態調査業務
		空港整備事業費補助
		北海道空港整備
		北海道国際航空旅客動態調査業務
		北海道空港整備事業費補助
		離島空港整備
		離島空港整備事業費補助
		沖縄空港整備
		沖縄空港整備事業発注者支援業務
		沖縄国際航空旅客動態調査業務
		沖縄空港整備事業費補助
		航空路整備

3　繰越経費

財政法第34条の２第１項の規定により令和７年度において指定された経費で、令和８年度に繰り越されたもののうち、前２号に掲げるもの以外のもの。

○厚生労働省告示第百九十六号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年四月十四日

厚生労働大臣　上野賢一郎

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部を改正する告示

（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条　使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 注１～３　（略） 第１部～第５部　（略） 第６部　追補(2) 内用薬 品名 / 規格単位 / 薬価 円 （あ） アクイプタ錠10mg / 10mg１錠 / 339.90 アクイプタ錠30mg / 30mg１錠 / 831.30 アクイプタ錠60mg / 60mg１錠 / 1,461.60 イズビンソ配合錠 / １錠 / 6,610.50 （た） ツカイザ錠50mg / 50mg１錠 / 2,818.40 ツカイザ錠150mg / 150mg１錠 / 7,317.00 （ら） ラヴィクティ内用液1.1ｇ／mL / 27.5ｇ25mL１瓶 / 41,455.40 注射薬 品名 / 規格単位 / 薬価 円 （あ） アルギニン点滴静注30ｇ「ＹＤ」 / 10％300mL１袋 / 1,862 エキシデンサー皮下注100mgシリンジ / 100mg１mL１筒 / 1,143,284 エキシデンサー皮下注100mgペン / 100mg１mL１キット / 1,143,284 （さ） サフネロー皮下注120mgオートインジェクター / 120mg0.8mL１キット / 24,932 ㊎ 生理食塩液「ＹＤ」 / 500mL１袋 / 236 （な） ナファモスタットメシル酸塩注射用10mg「ＹＤ」 / 10mg１瓶 / 299 ナファモスタットメシル酸塩注射用50mg「ＹＤ」 / 50mg１瓶 / 650 ナファモスタットメシル酸塩注射用100mg「ＹＤ」 / 100mg１瓶 / 841 ナファモスタットメシル酸塩注射用150mg「ＹＤ」 / 150mg１瓶 / 1,862 （は） ㊎ ブドウ糖注射液「ＹＤ」５％ / ５％500mL１袋 / 332 ヘパリンカルシウム注１万単位／10mL「ＹＤ」 / 10,000単位10mL１瓶 / 495 ヘパリンカルシウム注５万単位／50mL「ＹＤ」 / 50,000単位50mL１瓶 / 2,229	**別表** 注１～３　（略） 第１部～第５部　（略） （新設）

（特掲診療料の施設基準等の一部改正）

第二条　特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第九　在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 （略） アバダムターゼ　アルファ・シナキサダムターゼ　アルファ製剤 アニフロルマブ製剤	**別表第九**　在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 （略） アバダムターゼ　アルファ・シナキサダムターゼ　アルファ製剤 アニフロルマブ製剤

（特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件の一部改正）

第三条　特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件（令和八年厚生労働省告示第七十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第九　在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 （略） パロペグテリパラチド製剤 アバダムターゼ　アルファ・シナキサダムターゼ　アルファ製剤 アニフロルマブ製剤 **別表第十二**　削除	**別表第九**　在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 （略） パロペグテリパラチド製剤 （新設） （新設） **別表第十二**　介護老人保健施設入所者について算定できない検査、リハビリテーション、処置、手術及び麻酔 一　算定できない検査 (1)　検体検査（医科点数表区分番号Ｄ００７の36に掲げる血液ガス分析及び当該検査に係る医科点数表区分番号Ｄ０２６の４に掲げる生化学的検査(Ⅰ)判断料並びに医科点数表区分番号Ｄ４１９の３に掲げる動脈血採取であって、保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。） (2)　呼吸循環機能検査等のうち医科点数表区分番号Ｄ２０８に掲げる心電図検査及び医科点数表区分番号Ｄ２０９に掲げる負荷心電図検査（心電図検査の注に掲げるもの又は負荷心電図検査の注１に掲げるものであって、保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行う診療に係るものを除く。） (3)　負荷試験等のうち肝及び腎のクリアランステスト、内分泌負荷試験及び糖負荷試験 (4)　(1)から(3)までに掲げる検査に最も近似するものとして医科点数表により点数の算定される特殊な検査 二　算定できないリハビリテーション (1)　脳血管疾患等リハビリテーション (2)　廃用症候群リハビリテーション (3)　運動器リハビリテーション (4)　摂食機能療法 (5)　視能訓練 (6)　(1)から(5)までに掲げるリハビリテーションに最も近似するものとして医科点数表により点数の算定される特殊なリハビリテーション

三　算定できない処置

(1)　一般処置のうち次に掲げるもの

イ　創傷処置（六千平方センチメートル以上のもの（褥瘡に係るものを除く。）を除く。）

ロ　手術後の創傷処置

ハ　ドレーン法（ドレナージ）

ニ　腰椎穿刺

ホ　胸腔穿刺（洗浄、注入及び排液を含む。）（保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。）

ヘ　腹腔穿刺（洗浄、注入及び排液を含む。）（保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。）

ト　喀痰吸引

チ　高位浣腸、高圧浣腸、洗腸

リ　摘便

ヌ　酸素吸入

ル　酸素テント

ヲ　間歇的陽圧吸入法

ワ　肛門拡張法（徒手又はブジーによるもの）

カ　非還納性ヘルニア徒手整復法（保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。）

ヨ　痔核嵌頓整復法（脱肛を含む。）

(2)　救急処置のうち次に掲げるもの

イ　救命のための気管挿管

ロ　人工呼吸

ハ　非開胸的心マッサージ

ニ　気管内洗浄

ホ　胃洗浄

(3)　泌尿器科処置のうち次に掲げるもの

イ　膀胱洗浄（薬液注入を含む。）

ロ　留置カテーテル設置

ハ　嵌頓包茎整復法（陰茎絞扼等）

(4)　整形外科的処置（鋼線等による直達牽引を除く。）

(5)　栄養処置のうち次に掲げるもの

イ　鼻腔栄養

ロ　滋養浣腸

(6)　(1)から(5)までに掲げる処置に最も近似するものとして医科点数表により点数の算定される特殊な処置

四	算定できない手術
(1)	創傷処理（長径五センチメートル以上で筋肉、臓器に達するもの及び保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。）
(2)	皮膚切開術（長径二十センチメートル未満のものに限る。）
(3)	デブリードマン（百平方センチメートル未満のものに限る。）
(4)	爪甲除去術
(5)	ひょう疽手術
(6)	外耳道異物除去術（複雑なものを除く。）
(7)	咽頭異物摘出術（保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものであって、複雑なものを除く。）
(8)	顎関節脱臼非観血的整復術（保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。）
(9)	血管露出術
(10)	(1)から(9)までに掲げる手術に最も近似するものとして医科点数表により点数の算定される特殊な手術
五	算定できない麻酔
(1)	静脈麻酔
(2)	神経ブロックにおける麻酔剤の持続的注入
(3)	(1)及び(2)に掲げる麻酔に最も近似するものとして医科点数表により点数の算定される特殊な麻酔

附　則

この告示は、令和八年四月十五日から適用する。ただし、第三条の規定は、令和八年六月一日から適用する。

○厚生労働省告示第百九十七号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文、第二十条第二号ヘ及びト並びに第三号ロ並びに第二十一条第二号ヘ及び第九号ただし書、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文、第二十条第三号ヘ及びト、第二十一条第三号ヘ並びに第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表ように改正し、令和八年四月十五日から適用する。

令和八年四月十四日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第十　厚生労働大臣が定める注射薬等	第十　厚生労働大臣が定める注射薬等
一　療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬	一　療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬
インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ	インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ

製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンＣ製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンＩ$_2$製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、Ｈ$_2$遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Ｌ－システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼ　アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒトvon Willebrand因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ　アルファ製剤、アガルシダーゼ　ベータ製剤、アルグルコシダーゼ　アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼ　アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ　アルファ製剤、ベラグルセラーゼ　アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人Ｃ１－インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る。）、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプ　アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ　アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド　アルファ・ボルヒアルロニ

製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンＣ製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンＩ$_2$製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、Ｈ$_2$遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Ｌ－システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼ　アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒトvon Willebrand因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ　アルファ製剤、アガルシダーゼ　ベータ製剤、アルグルコシダーゼ　アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼ　アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ　アルファ製剤、ベラグルセラーゼ　アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人Ｃ１－インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る。）、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプ　アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ　アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド　アルファ・ボルヒアルロニ

ダーゼ　アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインＣ製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤、シパグルコシダーゼ　アルファ製剤、パロペグテリパラチド製剤、アバダムターゼ　アルファ・シナキサダムターゼ　アルファ製剤、オリプダーゼ　アルファ製剤及びアニフロルマブ製剤

二　投薬期間に上限が設けられている医薬品

(一)　療担規則第二十条第二号ヘ及びト並びに第二十一条第二号ヘ並びに療担基準第二十条第三号ヘ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬

イ・ロ　（略）

ハ　新医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）であって、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するものにあっては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過していないもの（次に掲げるものを除く。）

エブリスディドライシロップ六〇㎎、シアリス錠五㎎、シアリス錠一〇㎎、シアリス錠二〇㎎、バイアグラ錠二五㎎、バイアグラ錠五〇㎎、バイアグラＯＤフィルム二五㎎、バイアグラＯＤフィルム五〇㎎、ガニレスト皮下注〇・二五㎎シリンジ、セトロタイド注射用〇・二五㎎、ウトロゲスタン膣用カプセル二〇〇㎎、ルティナス膣錠一〇〇㎎、ルテウム膣用坐剤四〇〇㎎、ワンクリノン膣用ゲル九〇㎎、ボカブリア錠三〇㎎、コセルゴカプセル一〇㎎（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）、コセルゴカプセル二五㎎（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）、リバゼブ配合錠ＬＤ、リバゼブ配合錠ＨＤ、グラアルファ配合点眼液、ゾキンヴィカプセル五〇㎎、ゾキンヴィカプセル七五㎎、アリッサ配合錠、ユバンシ配合錠、リブマーリ内用液一〇㎎／mL、ビルベイ顆粒二〇〇㎍、ビルベイ顆粒六〇〇㎍（一回の投薬量が三十日分以内である場合に限る。）、ボラニゴ錠一〇㎎（一回の投薬量が三十日分以内である場合に限る。）及びイドビンソ配合錠

(一)・(三)　（略）

別表第２

第１部～第２部　（略）

第３部　追補(1)

品名	外用薬	規格単位
（あ）		
アイノフロー吸入用4,880ppm　ＥＶＯ		

ダーゼ　アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインＣ製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤、シパグルコシダーゼ　アルファ製剤及びパロペグテリパラチド製剤、アバダムターゼ　アルファ・シナキサダムターゼ　アルファ製剤、オリプダーゼ　アルファ製剤

二　投薬期間に上限が設けられている医薬品

(一)　療担規則第二十条第二号ヘ及びト並びに第二十一条第二号ヘ並びに療担基準第二十条第三号ヘ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬

イ・ロ　（略）

ハ　新医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）であって、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するものにあっては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過していないもの（次に掲げるものを除く。）

エブリスディドライシロップ六〇㎎、シアリス錠五㎎、シアリス錠一〇㎎、シアリス錠二〇㎎、バイアグラ錠二五㎎、バイアグラ錠五〇㎎、バイアグラＯＤフィルム二五㎎、バイアグラＯＤフィルム五〇㎎、ガニレスト皮下注〇・二五㎎シリンジ、セトロタイド注射用〇・二五㎎、ウトロゲスタン膣用カプセル二〇〇㎎、ルティナス膣錠一〇〇㎎、ルテウム膣用坐剤四〇〇㎎、ワンクリノン膣用ゲル九〇㎎、ボカブリア錠三〇㎎、コセルゴカプセル一〇㎎（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）、コセルゴカプセル二五㎎（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）、リバゼブ配合錠ＬＤ、リバゼブ配合錠ＨＤ、グラアルファ配合点眼液、ゾキンヴィカプセル五〇㎎、ゾキンヴィカプセル七五㎎、アリッサ配合錠及びユバンシ配合錠及びリブマーリ内用液一〇㎎／mL、ビルベイ顆粒二〇〇㎍、ビルベイ顆粒六〇〇㎍（一回の投薬量が三十日分以内である場合に限る。）、ボラニゴ錠一〇㎎（一回の投薬量が三十日分以内である場合に限る。）

(一)・(三)　（略）

別表第２

第１部～第２部　（略）

（新設）

○厚生労働省告示第百九十八号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年四月十四日

厚生労働大臣　上野賢一郎

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名等の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条　厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
590から593まで						
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
1546から1568まで						
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
				なし	オマリズマブ、メポリズマブ、ベンラリズマブ、デセベルマブ、J045なし	
				（略）	（略）	
				2あり	オマリズマブ、メポリズマブ、ベンラリズマブ、デセベルマブ	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
				なし	ベムブロリズマブ、アテゾリズマブ、サシツズマブ　ゴビテカン、ダトポタマブ　デルクステカン、トラスツズマブ　エムタンシン、デルクステカン、ベルツズマブ　ソラルフェニューエスタンシン、トラスツズマブ　ルビテカン、ベルツズマブ　ソラルフェニューエスタンシン塩酸塩、トラスツズマブ　デルクステカン、ベルツズマブ　ソラルフェニューエスタンシン塩酸塩、パクリタキセル（アルブミン懸濁型）、エリブリンメシル酸塩、ゲムシタビン塩酸塩、シクロホスファミド・エピルビシン塩酸塩、パクリタキセル、ドセタキセル（放射線療法、J038（41に限る。）、G005、J045なし	
				（略）	（略）	
				9あり	トラスツズマブ　エムタンシン、トラスツズマブ　デルクステカン、ツカチニブ　エタノール付加物	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

改正前

番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
590から593まで						
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
1546から1568まで						
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
				なし	オマリズマブ、メポリズマブ、ベンラリズマブ、デセベルマブ、J045なし	
				（略）	（略）	
				2あり	オマリズマブ、メポリズマブ、ベンラリズマブ	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
				なし	ベムブロリズマブ、アテゾリズマブ、サシツズマブ　ゴビテカン、ダトポタマブ　デルクステカン、トラスツズマブ　エムタンシン、デルクステカン、ベルツズマブ　ソラルフェニューエスタンシン塩酸塩、トラスツズマブ　デルクステカン、ベルツズマブ　ソラルフェニューエスタンシン塩酸塩、パクリタキセル（アルブミン懸濁型）、エリブリンメシル酸塩、ゲムシタビン塩酸塩、シクロホスファミド・エピルビシン塩酸塩、パクリタキセル、ドセタキセル、化学療法、J038（41に限る。）、G005、J045なし	
				（略）	（略）	
				9あり	トラスツズマブ　エムタンシン、トラスツズマブ　デルクステカン	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件の一部改正）

第二条　厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件（令和八年厚生労働省告示第九十八号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

番号	疾患コード	傷病名	ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等		定義副傷病名 疾患コード	
（略）									
582から585まで	（略）	（略）	（略）			なし	オマリズマブ，メポリズマブ，ベンラリズマブ，テゼペルマブ，デュピルマブ，デスモキサマブ，J045なし	（略）	（略）
						（略）	（略）		
						2あり	オマリズマブ，メポリズマブ，ベンラリズマブ，テゼペルマブ，デュピルマブ，デスモキサマブ		
（略）									
1524から1546まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	ペムブロリズマブ，アテゾリズマブ，サシツズマブ ゴビテカン，ダトポタマブ デルクステカン，ニボルマブ，トラスツズマブ エムタンシン，トラスツズマブ デルクステカン，ツカチニブ エタノール付加物，ペルツズマブ，ペルツズマブ／トラスツズマブ／ボルヒアルロニダーゼ アルファ，ペバシズマブ，パクリタキセル（アルブミン懸濁型），トラスツズマブ，エリブリンメシル酸塩，ゲムシタビン塩酸塩，シクロホスファミド+エピルビシン塩酸塩，パクリタキセル，ドセタキセル，化学療法，放射線療法，J038（4に限る。），G005，J045なし	（略）	（略）
						（略）	（略）		
						9あり	トラスツズマブ ヒムタンシン，トラスツズマブ デルクステカン，ツカチニブ エタノール付加物		
（略）									

改正前

番号	疾患コード	傷病名	ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等		定義副傷病名 疾患コード	
（略）									
582から585まで	（略）	（略）	（略）			なし	オマリズマブ，メポリズマブ，ベンラリズマブ，テゼペルマブ，デュピルマブ，J045なし	（略）	（略）
						（略）	（略）		
						2あり	オマリズマブ，メポリズマブ，ベンラリズマブ，テゼペルマブ，デュピルマブ		
（略）									
1524から1546まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	ペムブロリズマブ，アテゾリズマブ，サシツズマブ ゴビテカン，ダトポタマブ デルクステカン，ニボルマブ，トラスツズマブ エムタンシン，トラスツズマブ デルクステカン，ペルツズマブ，ペルツズマブ／トラスツズマブ／ボルヒアルロニダーゼ アルファ，ペバシズマブ，パクリタキセル（アルブミン懸濁型），トラスツズマブ，エリブリンメシル酸塩，ゲムシタビン塩酸塩，シクロホスファミド+エピルビシン塩酸塩，パクリタキセル，ドセタキセル，化学療法，放射線療法，J038（4に限る。），G005，J045なし	（略）	（略）
						（略）	（略）		
						9あり	トラスツズマブ ヒムタンシン，トラスツズマブ デルクステカン		
（略）									

（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正）

第三条　厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表１

	薬剤	番号
（略）		
	ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年６月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2002、2003、2016及び2017

改正前

別表１

	薬剤	番号
（略）		
	ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年６月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2002、2003、2016及び2017

4	ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年８月28日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	520及び521
	ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年５月19日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	524から526まで及び529
	ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年２月19日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	413
（略）		
89	グセルクマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年３月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1166から1169まで、1171から1173まで及び1177から1180まで
	グセルクマブ（遺伝子組換え）（皮下注用に限る。）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年３月27日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1166から1169まで、1171から1173まで及び1177から1180まで
	グセルクマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年６月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1153、1154、1156、1157、1161及び1162
	グセルクマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年２月19日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1166から1169まで、1171から1175まで及び1177から1180まで

4	ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年８月28日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	520及び521
	ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年５月19日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	524から526まで及び529
（略）		
89	グセルクマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年３月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1166から1169まで、1171から1173まで及び1177から1180まで
	グセルクマブ（遺伝子組換え）（皮下注用に限る。）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年３月27日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1166から1169まで、1171から1173まで及び1177から1180まで
	グセルクマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年６月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1153、1154、1156、1157、1161及び1162

（略）		
138	テゼペルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年２月19日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	441
139	ロペグインターフェロン　アルファー２ｂ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年２月19日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2047、2049、2051及び2052
140	フェニル酪酸グリセロール（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1661から1664まで
141	デペモキマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	441及び593

（略）		
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）

（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件の一部改正）

第四条　厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件（令和八年厚生労働省告示第九十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表１

	薬剤	番号
（略）		
6	ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年５月19日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	515から517まで及び520
	ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年２月19日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	403

改正前

別表１

	薬剤	番号
（略）		
6	ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年５月19日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	515から517まで及び520

（略）		
12	グセルクマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年６月24日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1131、1132、1135、1136、1139及び1140
	グセルクマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年２月19日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1154
（略）		
56	テゼペルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年２月19日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	430
57	ロペグインターフェロン　アルファー２ｂ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年２月19日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2021、2023、2026及び2027
58	アトゲパント水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年２月19日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	306
59	フェニル酪酸グリセロール（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1635から1640まで

（略）		
12	グセルクマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年６月24日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1131、1132、1135、1136、1139及び1140
（略）		
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）

60	デベモキマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	430及び585

（新設）	（新設）	（新設）

第五条　厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表１

	薬剤	番号
（略）		
2	ラブリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年５月25日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	242及び243
3	ソマプシタン（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年６月26日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1636から1639まで、1641及び1642
4	ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年６月26日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2002、2003、2016及び2017
	ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年８月28日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	520及び521
	ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年５月19日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	524から526まで及び529

改正前

別表１

	薬剤	番号
（略）		
2	ラブリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年５月25日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	242及び243
3	ソマプシタン（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年６月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1636から1639まで、1641及び1642
4	ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年６月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2002、2003、2016及び2017
	ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年８月28日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	520及び521
	ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年５月19日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	524から526まで及び529

	ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年２月19日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	413
5	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年６月26日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1515及び1516
	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年９月25日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1514
	（略）	
	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年２月９日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1515及び1516
	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年３月27日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	589、602から605まで、607、609及び670
	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	590及び591

	ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年２月19日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	413
5	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年６月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1515及び1516
	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年９月25日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1514
	（略）	
	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年２月９日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1515及び1516
	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年３月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	589、602から605まで、607、609及び670
	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	590及び591

6	ソマトロピン（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年６月26日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1665
	ソマトロピン（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2240及び2241
7	ウパダシチニブ水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年６月26日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1153、1154、1156、1157、1161及び1162
	ウパダシチニブ水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年９月24日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1514
	ウパダシチニブ水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年６月24日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1465及び1466
（略）		
12	トラスツズマブ　デルクステカン（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年８月23日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	485から487まで、499から501まで、510、511及び519

6	ソマトロピン（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年６月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1665
	ソマトロピン（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2240及び2241
7	ウパダシチニブ水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年６月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1153、1154、1156、1157、1161及び1162
	ウパダシチニブ水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年９月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1514
	ウパダシチニブ水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年６月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1465及び1466
（略）		
12	トラスツズマブ　デルクステカン（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年８月23日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	485から487まで、499から501まで、510、511及び519

13	オラパリブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年８月23日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1736、1738及び1744
	オラパリブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年11月22日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1856から1859まで、1863から1865まで及び1870
（略）		
15	（略）	
	エプコリタマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年２月20日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2002、2003、2016及び2017
（略）		
20	ニボルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年11月24日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	952から954まで、960及び961
	ニボルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年２月９日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1502、1503、1548から1550まで、1558、1559、1751、1752、1754及び1755
	ニボルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年６月24日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1042から1045まで、1050及び1051

13	オラパリブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年８月23日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1736、1738及び1744
	オラパリブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年11月22日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1856から1859まで、1863から1865まで及び1870
（略）		
15	（略）	
	エプコリタマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年２月20日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2002、2003、2016及び2017
（略）		
20	ニボルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年11月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	952から954まで、960及び961
	ニボルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年２月９日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1502、1503、1548から1550まで、1558、1559、1751、1752、1754及び1755
	ニボルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年６月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1042から1045まで、1050及び1051

		21	ダブラフェニブメシル酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年11月24日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	４、５、13、14、25から27まで、321、392から394まで、403、404、412、470から472まで、475、485から487まで、499から501まで、510、511、519、524、525、529、671、912から915まで、921から924まで、929、933、934、941、942、952から954まで、960、961、969、970、978、979、995、1002から1004まで、1013、1014、1020、1032、1042から1044まで、1050、1051、1060、1064、1067、1077、1078、1084、1089、1090、1316、1319、1321、1323、1324、1328、1329、1332、1333、1335、1336、1341、1342、1497、1502、1503、1548から1550まで、1558、1559、1575、1576、1584、1586、1618、1621、1625、1677、1682、1686、1688、1693、1696、1698、1700、1704、1705、1709、1713、1716、1717、1722、1726、1727、1735、1738、1743、1751、1752、1754、1755、1836から1838まで、1845から1847まで、				
		21	ダブラフェニブメシル酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年11月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	４、５、13、14、25から27まで、321、392から394まで、403、404、412、470から472まで、475、485から487まで、499から501まで、510、511、519、524、525、529、671、912から915まで、921から924まで、929、933、934、941、942、952から954まで、960、961、969、970、978、979、995、1002から1004まで、1013、1014、1020、1032、1042から1044まで、1050、1051、1060、1064、1067、1077、1078、1084、1089、1090、1316、1319、1321、1323、1324、1328、1329、1332、1333、1335、1336、1341、1342、1497、1502、1503、1548から1550まで、1558、1559、1575、1576、1584、1586、1618、1621、1625、1677、1682、1686、1688、1693、1696、1698、1700、1704、1705、1709、1713、1716、1717、1722、1726、1727、1735、1738、1743、1751、1752、1754、1755、1836から1838まで、1845から1847まで、		

			1851、1852、1856、1857、1863、1864、1870、1872、1873、1881、1983、2002、2003、2016及び2017
		ダブラフェニブメシル酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年９月24日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	４、５、13、14、25から27まで、1316、1319、1321、2476及び2477
		（略）	
	22	トラメチニブ　ジメチルスルホキシド付加物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年11月24日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	４、５、13、14、25から27まで、321、392から394まで、403、404、412、470から472まで、475、485から487まで、499から501まで、510、511、519、524、525、529、671、912から915まで、921から924まで、929、933、934、941、942、952から954まで、960、961、969、970、978、979、995、1002から1004まで、1013、1014、1020、1032、1042から1044まで、1050、1051、1060、1064、1067、1077、1078、1084、1089、1090、1316、1319、1321、1323、1324、1328、1329、1332、1333、1335、1336、1341、1342、1497、1502、1503、1548から1550まで、1558、1559、1575、1576、1584、1586、

			1851、1852、1856、1857、1863、1864、1870、1872、1873、1881、1983、2002、2003、2016及び2017
		ダブラフェニブメシル酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年９月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	４、５、13、14、25から27まで、1316、1319、1321、2476及び2477
		（略）	
	22	トラメチニブ　ジメチルスルホキシド付加物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年11月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	４、５、13、14、25から27まで、321、392から394まで、403、404、412、470から472まで、475、485から487まで、499から501まで、510、511、519、524、525、529、671、912から915まで、921から924まで、929、933、934、941、942、952から954まで、960、961、969、970、978、979、995、1002から1004まで、1013、1014、1020、1032、1042から1044まで、1050、1051、1060、1064、1067、1077、1078、1084、1089、1090、1316、1319、1321、1323、1324、1328、1329、1332、1333、1335、1336、1341、1342、1497、1502、1503、1548から1550まで、1558、1559、1575、1576、1584、1586、

		1618、1621、1625、1677、1682、1686、1688、1693、1696、1698、1700、1704、1705、1709、1713、1716、1717、1722、1726、1727、1735、1738、1743、1751、1752、1754、1755、1836から1838まで、1845から1847まで、1851、1852、1856、1857、1863、1864、1870、1872、1873、1881、1983、2002、2003、2016及び2017
	トラメチニブ　ジメチルスルホキシド付加物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年９月24日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	４、５、13、14、25から27まで、1316、1319、1321、2476及び2477
	（略）	
23	ビメキズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1394、1396及び1458
	ビメキズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年９月24日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1510、1511及び1532
24	３－ヨードベンジルグアニジン（^{123}Ｉ）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	293

		1618、1621、1625、1677、1682、1686、1688、1693、1696、1698、1700、1704、1705、1709、1713、1716、1717、1722、1726、1727、1735、1738、1743、1751、1752、1754、1755、1836から1838まで、1845から1847まで、1851、1852、1856、1857、1863、1864、1870、1872、1873、1881、1983、2002、2003、2016及び2017
	トラメチニブ　ジメチルスルホキシド付加物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年９月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	４、５、13、14、25から27まで、1316、1319、1321、2476及び2477
	（略）	
23	ビメキズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1394、1396及び1458
	ビメキズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年９月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1510、1511及び1532
24	３－ヨードベンジルグアニジン（^{123}Ｉ）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	293

25	シロリムス（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年１月18日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	67、71、78、480、481、1041、1312から1314まで、1483、1484、1524、2172、2173、2176、2181、2183、2186、2220、2221、2476及び2477
	（略）	
（略）		
32	エフガルチギモド　アルファ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年３月26日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2084から2088まで
33	フェンフルラミン塩酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年３月26日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	296から302まで、304から306まで及び310
34	ファリシマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年３月26日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	351から355まで
35	リファキシミン（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年３月26日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1223
36	パリビズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年３月26日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	全ての番号

25	シロリムス（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年１月18日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	67、71、78、480、481、1041、1312から1314まで、1483、1484、1524、2172、2173、2176、2181、2183、2186、2220、2221、2476及び2477
	（略）	
（略）		
32	エフガルチギモド　アルファ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年３月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2084から2088まで
33	フェンフルラミン塩酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年３月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	296から302まで、304から306まで及び310
34	ファリシマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年３月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	351から355まで
35	リファキシミン（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年３月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1223
36	パリビズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年３月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	全ての番号

37	バリシチニブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年３月26日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1514
	（略）	
38	フルベストラント（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年３月26日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1548から1550まで、1558及び1559
（略）		
49	エンコラフェニブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年５月17日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1575から1578まで
	エンコラフェニブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年11月20日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	983、991、1017及び1028
50	ビニメチニブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年５月17日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1575から1578まで
51	ペグフィルグラスチム（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年５月17日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1997、2013及び2038
52	ファビピラビル（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年６月24日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2466及び2467

37	バリシチニブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年３月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1514
	（略）	
38	フルベストラント（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年３月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1548から1550まで、1558及び1559
（略）		
49	エンコラフェニブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年５月17日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1575から1578まで
	エンコラフェニブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年11月20日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	983、991、1017及び1028
50	ビニメチニブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年５月17日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1575から1578まで
51	ペグフィルグラスチム（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年５月17日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1997、2013及び2038
52	ファビピラビル（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年６月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2466及び2467

53	ベキサロテン（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年６月24日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2002、2003、2016及び2017
54	セルペルカチニブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年６月24日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	４、５、13、14、25から27まで、321、392から394まで、403、404、412、470から472まで、475、489、490、503、513、524、525、529、671、912から915まで、921から924まで、929、933、934、941、942、952、954、960、961、969、970、978、979、995、1002から1004まで、1013、1014、1020、1032、1042から1044まで、1050、1051、1060、1064、1067、1077、1078、1084、1089、1090、1316、1319、1321、1323、1324、1328、1329、1332、1333、1335、1336、1341、1342、1497、1502、1503、1548から1550まで、1558、1559、1584、1586、1618、1621、1625、1677、1682、1686、1688、1693、1696、1698、1700、1704、1705、1709、1713、1716、1717、1722、1726、1727、1735、1738、1743、1751、

53	ベキサロテン（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年６月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2002、2003、2016及び2017
54	セルペルカチニブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年６月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	４、５、13、14、25から27まで、321、392から394まで、403、404、412、470から472まで、475、489、490、503、513、524、525、529、671、912から915まで、921から924まで、929、933、934、941、942、952、954、960、961、969、970、978、979、995、1002から1004まで、1013、1014、1020、1032、1042から1044まで、1050、1051、1060、1064、1067、1077、1078、1084、1089、1090、1316、1319、1321、1323、1324、1328、1329、1332、1333、1335、1336、1341、1342、1497、1502、1503、1548から1550まで、1558、1559、1584、1586、1618、1621、1625、1677、1682、1686、1688、1693、1696、1698、1700、1704、1705、1709、1713、1716、1717、1722、1726、1727、1735、1738、1743、1751、

		1752、1754、1755、1836から1838まで、1845から1847まで、1851、1852、1856、1857、1863、1864、1870、1872、1873、1877、1878、1881、2473及び2475
55	バレメトスタットトシル酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年６月24日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2008及び2026
56	Ａ型ボツリヌス毒素（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年６月24日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	全ての番号
57	リサンキズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年６月24日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1166から1169まで、1171から1175まで及び1177から1180まで
	（略）	
58	エルトロンボパグ　オラミン（医薬品医療機器等法第14条第13項の規定による承認事項の一部変更の承認の申請であって、その申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、その申請者の依頼により実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行うことが適当と認められるものとして薬事審議会（厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第11条第１項に規定する薬事審議会をいう。以下同じ。）が令和６年４月26日に事前の評価を終了したものに係る用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）	2087
（略）		

		1752、1754、1755、1836から1838まで、1845から1847まで、1851、1852、1856、1857、1863、1864、1870、1872、1873、1877、1878、1881、2473及び2475
55	バレメトスタットトシル酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年６月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2008及び2026
56	Ａ型ボツリヌス毒素（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年６月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	全ての番号
57	リサンキズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年６月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1166から1169まで、1171から1175まで及び1177から1180まで
	（略）	
58	エルトロンボパグ　オラミン（医薬品医療機器等法第14条第15項の規定による承認事項の一部変更の承認の申請であって、その申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、その申請者の依頼により実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行うことが適当と認められるものとして薬事審議会（厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第11条第１項に規定する薬事審議会をいう。以下同じ。）が令和６年４月26日に事前の評価を終了したものに係る用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）	2087
（略）		

	（略）	
60	ピルトブルチニブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年９月19日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2007、2024及び2025
（略）		
64	メポリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年８月28日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	441
65	アレクチニブ塩酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年８月28日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	489から493まで、495、503から505まで、513から515まで、520及び521
66	トレプロスチニル（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年９月24日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	594から601まで
（略）		
	（略）	
		４、５、13、14、25から27まで、392から394まで、403、404、412、470から472まで、475、503、524、525、529、912から915まで、921から924まで、929、933、934、941、942、952、960、961、969、970、978、979、995、1002から1004まで、1013、1014、1020、

	（略）	
60	ピルトブルチニブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年９月19日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2007、2024及び2025
（略）		
64	メポリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年８月28日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	441
65	アレクチニブ塩酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年８月28日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	489から493まで、495、503から505まで、513から515まで、520及び521
66	トレプロスチニル（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年９月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	594から601まで
（略）		
	（略）	
		４、５、13、14、25から27まで、392から394まで、403、404、412、470から472まで、475、503、524、525、529、912から915まで、921から924まで、929、933、934、941、942、952、960、961、969、970、978、979、995、1002から1004まで、1013、1014、1020、

71	レボトレクチニブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年11月20日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1032、1042、1044、1050、1051、1060、1064、1067、1077、1078、1084、1089、1090、1319、1321、1323、1324、1328、1329、1332、1333、1335、1341、1342、1497、1502、1503、1548、1550、1558、1559、1575、1584、1586、1621、1677、1682、1686、1688、1693、1696、1698、1700、1704、1705、1709、1713、1716、1717、1722、1726、1727、1735、1738、1743、1751、1752、1754、1755、1836から1838まで、1845から1847まで、1851、1852、1856、1863、1864、1870、1872、1873、1877、1878、1881、2473及び2475
（略）		
73	（略）	
	ドナネマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年８月25日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	293
（略）		
76	（略）	
	アミバンタマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年３月27日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	493

71	レボトレクチニブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年11月20日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1032、1042、1044、1050、1051、1060、1064、1067、1077、1078、1084、1089、1090、1319、1321、1323、1324、1328、1329、1332、1333、1335、1341、1342、1497、1502、1503、1548、1550、1558、1559、1575、1584、1586、1621、1677、1682、1686、1688、1693、1696、1698、1700、1704、1705、1709、1713、1716、1717、1722、1726、1727、1735、1738、1743、1751、1752、1754、1755、1836から1838まで、1845から1847まで、1851、1852、1856、1863、1864、1870、1872、1873、1877、1878、1881、2473及び2475
（略）		
73	（略）	
	ドナネマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年８月25日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	293
（略）		
76	（略）	
	アミバンタマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年３月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	493

	アミバンタマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年５月19日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	493
（略）		
78	デュルバルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年11月22日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1856から1859まで、1863から1865まで及び1870
	デュルバルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年９月19日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	520、521、1716から1718まで、1722、1723、1726及び1727
79	エフガルチギモド　アルファ（遺伝子組換え）／ボルヒアルロニダーゼ　アルファ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年12月27日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	245から248まで
80	モノエタノールアミンオレイン酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年12月27日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1483及び1484
81	ベンラリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年12月27日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1465から1468まで及び1471
	（略）	

	アミバンタマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年５月19日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	493
（略）		
78	デュルバルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年11月22日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1856から1859まで、1863から1865まで及び1870
	デュルバルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年９月19日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	520、521、1716から1718まで、1722、1723、1726及び1727
79	エフガルチギモド　アルファ（遺伝子組換え）／ボルヒアルロニダーゼ　アルファ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年12月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	245から248まで
80	モノエタノールアミンオレイン酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年12月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1483及び1484
81	ベンラリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年12月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1465から1468まで及び1471
	（略）	

（略）		
85	アテゾリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年２月20日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1335、1336、1341及び1342
	アテゾリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年９月19日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2002、2003、2016及び2017
	アテゾリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	470から473まで及び475
86	イサツキシマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年２月20日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2045
87	レナリドミド水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年２月20日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2045
（略）		
	グセルクマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年３月27日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1166から1169まで、1171から1173まで及び1177から1180まで

（略）		
85	アテゾリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年２月20日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1335、1336、1341及び1342
	アテゾリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年９月19日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2002、2003、2016及び2017
	アテゾリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	470から473まで及び475
86	イサツキシマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年２月20日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2045
87	レナリドミド水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年２月20日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2045
（略）		
	グセルクマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年３月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1166から1169まで、1171から1173まで及び1177から1180まで

	（略）	
89	グセルクマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年６月24日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1153、1154、1156、1157、1161及び1162
	グセルクマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年２月19日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1166から1169まで、1171から1175まで及び1177から1180まで
90	ミリキズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年３月27日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1153、1154、1156、1157、1161及び1162
	（略）	
91	カナキヌマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年３月27日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1465から1470まで、1473及び1474
92	ベネトクラクス（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年３月27日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2007、2024及び2025
	ベネトクラクス（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年11月20日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2008及び2024から2027まで

	（略）	
89	グセルクマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年６月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1153、1154、1156、1157、1161及び1162
	グセルクマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年２月19日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1166から1169まで、1171から1175まで及び1177から1180まで
90	ミリキズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年３月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1153、1154、1156、1157、1161及び1162
	（略）	
91	カナキヌマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年３月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1465から1470まで、1473及び1474
92	ベネトクラクス（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年３月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2007、2024及び2025
	ベネトクラクス（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年11月20日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2008及び2024から2027まで

（略）		
97	イプタコパン塩酸塩水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年５月19日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1790から1811まで
98	アシミニブ塩酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年５月19日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2049
99	メトロニダゾール（医薬品医療機器等法第14条第13項の規定による承認事項の一部変更の承認の申請であって、その申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、その申請者の依頼により実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行うことが適当と認められるものとして薬事審議会が令和７年４月21日に事前の評価を終了したものに係る効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）	221、537、539、541、543、1140、1253、1303、1309、1494、2104、2105、2109、2110、2113、2114、2118及び2464
100	３－ヨードベンジルグアニジン（^{131}Ｉ）（医薬品医療機器等法第14条第13項の規定による承認事項の一部変更の承認の申請であって、その申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、その申請者の依頼により実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行うことが適当と認められるものとして薬事審議会が令和７年４月21日に事前の評価を終了したものに係る効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）	321、392から399まで、403から406まで、412、470から473まで、475、952から956まで、960、961、1316、1319、1321、1618、1621、2473及び2475
（略）		
102	インコボツリヌストキシンＡ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年６月24日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	197、202、203、206、210、215、259、260、275、2256から2258まで、2260、2264及び2445

（略）		
97	イプタコパン塩酸塩水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年５月19日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1790から1811まで
98	アシミニブ塩酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年５月19日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2049
99	メトロニダゾール（医薬品医療機器等法第14条第15項の規定による承認事項の一部変更の承認の申請であって、その申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、その申請者の依頼により実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行うことが適当と認められるものとして薬事審議会が令和７年４月21日に事前の評価を終了したものに係る効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）	221、537、539、541、543、1140、1253、1303、1309、1494、2104、2105、2109、2110、2113、2114、2118及び2464
100	３－ヨードベンジルグアニジン（^{131}Ｉ）（医薬品医療機器等法第14条第15項の規定による承認事項の一部変更の承認の申請であって、その申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、その申請者の依頼により実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行うことが適当と認められるものとして薬事審議会が令和７年４月21日に事前の評価を終了したものに係る効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）	321、392から399まで、403から406まで、412、470から473まで、475、952から956まで、960、961、1316、1319、1321、1618、1621、2473及び2475
（略）		
102	インコボツリヌストキシンＡ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年６月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	197、202、203、206、210、215、259、260、275、2256から2258まで、2260、2264及び2445

103	ダルベポエチン　アルファ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年６月24日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	５、1083、1317、1483、1484、1528から1530まで、1616、1619、1622、1679、1685、1753及び1756
104	イピリムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年６月24日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1042から1045まで、1050及び1051
（略）		
108	アバトロンボパグマレイン酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年８月25日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2084及び2087
109	アカラブルチニブマレイン酸塩水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年８月25日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2007、2024及び2025
110	トラメチニブ　ジメチルスルホキシド付加物（医薬品医療機器等法第14条第13項の規定による承認事項の一部変更の承認の申請であって、その申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、その申請者の依頼により実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行うことが適当と認められるものとして薬事審議会が令和７年７月24日に事前の評価を終了したものに係る効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）	952、954、960、961、1836から1838まで、1845から1847まで、1851及び1852

103	ダルベポエチン　アルファ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年６月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	５、1083、1317、1483、1484、1528から1530まで、1616、1619、1622、1679、1685、1753及び1756
104	イピリムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年６月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1042から1045まで、1050及び1051
（略）		
108	アバトロンボパグマレイン酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年８月25日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2084及び2087
109	アカラブルチニブマレイン酸塩水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年８月25日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2007、2024及び2025
110	トラメチニブ　ジメチルスルホキシド付加物（医薬品医療機器等法第14条第15項の規定による承認事項の一部変更の承認の申請であって、その申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、その申請者の依頼により実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行うことが適当と認められるものとして薬事審議会が令和７年７月24日に事前の評価を終了したものに係る効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）	952、954、960、961、1836から1838まで、1845から1847まで、1851及び1852

111	リツキシマブ（遺伝子組換え）（医薬品医療機器等法第14条第13項の規定による承認事項の一部変更の承認の申請であって、その申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、その申請者の依頼により実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行うことが適当と認められるものとして薬事審議会が令和７年７月31日に事前の評価を終了したものに係る効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）	2073から2076まで
（略）		
114	セミプリマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年９月19日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	485から492まで、499から505まで、510から515まで及び519
115	ソトラシブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年９月19日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	973、983、991、992、1007、1017、1028及び1029
116	パニツムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年９月19日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	973、983、991、992、1007、1017、1028及び1029
（略）		
128	イネビリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年11月20日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	468、1261から1273まで、1284から1292まで、1465から1474まで、1790から1811まで及び1829から1832まで

111	リツキシマブ（遺伝子組換え）（医薬品医療機器等法第14条第15項の規定による承認事項の一部変更の承認の申請であって、その申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、その申請者の依頼により実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行うことが適当と認められるものとして薬事審議会が令和７年７月31日に事前の評価を終了したものに係る効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）	2073から2076まで
（略）		
114	セミプリマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年９月19日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	485から492まで、499から505まで、510から515まで及び519
115	ソトラシブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年９月19日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	973、983、991、992、1007、1017、1028及び1029
116	パニツムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年９月19日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	973、983、991、992、1007、1017、1028及び1029
（略）		
128	イネビリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年11月20日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	468、1261から1273まで、1284から1292まで、1465から1474まで、1790から1811まで及び1829から1832まで

129	ダラツムマブ（遺伝子組換え）／ボルヒアルロニダーゼ　アルファ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年11月20日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2045
130	アレムツズマブ（遺伝子組換え）（医薬品医療機器等法第14条第13項の規定による承認事項の一部変更の承認の申請であって、その申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、その申請者の依頼により実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行うことが適当と認められるものとして薬事審議会が令和７年10月29日に事前の評価を終了したものに係る効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）	2007、2024及び2025
（略）		
138	テゼペルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年２月19日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	441
139	ロペグインターフェロン　アルファー２ｂ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年２月19日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2047、2049、2051及び2052
（略）		

129	ダラツムマブ（遺伝子組換え）／ボルヒアルロニダーゼ　アルファ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年11月20日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2045
130	アレムツズマブ（遺伝子組換え）（医薬品医療機器等法第14条第15項の規定による承認事項の一部変更の承認の申請であって、その申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、その申請者の依頼により実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行うことが適当と認められるものとして薬事審議会が令和７年10月29日に事前の評価を終了したものに係る効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）	2007、2024及び2025
（略）		
138	テゼペルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年２月19日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	441
139	ロペグインターフェロン　アルファー２ｂ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年２月19日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2047、2049、2051及び2052
（略）		

附　則

この告示は、令和八年四月十五日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一　第二条及び第四条の規定　令和八年六月一日

二　第五条の規定　令和八年五月一日

○国土交通省・環境省告示第三号

エコツーリズム推進法（平成十九年法律第百五号）第四条第六項の規定に基づき、エコツーリズム推進基本方針（平成二十年六月国土交通省・環境省告示第一号）の全部を次のとおり変更したので、同条第七項において準用する同条第五項の規定により公表する。

令和八年四月十四日

国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

エコツーリズム推進基本方針
～“たび”と創る持続的な地域社会を目指して～

目次

はじめに
第１章　エコツーリズムの推進に関する基本的方向
　１　我が国のエコツーリズムを取り巻く状況
　　⑴　我が国における推進の経緯
　　⑵　これまでの取組の成果と課題
　２　我が国におけるエコツーリズムの基本的考え方
　　⑴　エコツーリズムを推進する意義
　　ア　自然体験を通じた自然環境保全の効果
　　イ　地域固有の魅力を見直す効果
　　ウ　活力ある持続的な地域づくりの効果
　　⑵　エコツーリズムへの取り組み方
　　⑶　エコツーリズムに取り組む上での基本的な視点と配慮事項
　３　我が国のエコツーリズムが目指す方向性
　　⑴　エコツーリズムの推進によって長期的に目指す姿
　　ア　地域では
　　イ　参加者は
　　ウ　国内では
　　エ　海外へは
　　⑵　重点的に取り組むべき事項
　　ア　地域への支援
　　イ　国内外への戦略的情報発信等
　　ウ　科学的評価方法に関する調査等
　　エ　他の施策との連携強化
第２章　エコツーリズム推進協議会に関する基本的事項
　１　協議会の組織化
　　⑴　幅広い主体が参加することの必要性
　　⑵　協議会の体制
　２　協議会の運営
　３　活動状況の公表・報告
第３章　エコツーリズム推進全体構想の作成に関する基本的事項
　１　エコツーリズムを推進する地域
　　⑴　推進の目的及び方針
　　⑵　推進する地域
　２　対象となる自然観光資源
　３　エコツーリズムの実施の方法
　　⑴　ルール
　　⑵　ガイダンス及びプログラム
　　⑶　モニタリング及び評価
　　⑷　安全管理
　　⑸　その他
　　ア　情報提供
　　イ　人材育成
　４　特定自然観光資源を含む自然観光資源の保護及び育成
　　⑴　自然観光資源
　　⑵　特定自然観光資源
　　ア　特定自然観光資源の指定
　　イ　立入制限による利用調整
　　ウ　その他の保護及び育成の措置
　　エ　情報の公表及び周知等
　５　協議会の参加主体
　６　その他エコツーリズムの推進に必要な事項
　　⑴　環境教育の場としての活用と普及啓発
　　⑵　他の法令や計画等との関係及び整合
　　⑶　農林水産業や土地の所有者等との連携及び調和
　　⑷　地域の生活や習わしへの配慮
　　⑸　全体構想の公表
　　⑹　全体構想の見直し
第４章　エコツーリズム推進全体構想の認定に関する基本的事項
　１　認定の趣旨
　２　認定の手続
　３　認定基準
　４　認定の取消し
　５　認定全体構想の周知
第５章　生物の多様性の確保等のエコツーリズムの実施に当たって配慮すべき事項その他エコツーリズムの推進に関する重要事項
　１　生物多様性の確保
　２　普及啓発の推進
　３　子どもの視点に立った継続的な取組の推進
　４　技術的助言
　５　エコツーリズムの推進体制

はじめに

人間活動から生じた環境負荷は、産業革命以降、急速に拡大し、地球規模で生態系を劣化させ、気候変動による異常気象や食料・水資源の不安定化なども引き起こし、今や私たちの生活だけでなく将来の世代にまで様々な危機を及ぼしています。こうした地球規模の環境問題等を背景に、平成27年９月25日に国連総会でＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）が採択され、各国でその達成に向けた取組が進められており、環境・経済・社会の三側面のバランスが取れた世界を実現することを目指しています。

日本国内では、急速な都市化の進展や人口減少・高齢化等によって、人と自然、人と人とのつながりが希薄化し、従来のコミュニティが失われつつあります。その影響により、本来人の手が入ることで維持される里地里山、里海等の二次的自然環境や地域の祭り等の文化の維持・継承が困難となっており、持続可能な地域社会の実現が喫緊の課題となっています。このような課題を踏まえ、地域資源を活用して環境・経済・社会の統合的向上を実現するとともに、地域の個性をいかして地域同士で支え合うネットワークを形成する「地域循環共生圏」の考え方も提唱されています。さらに、生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」に向けた取組も活発化しており、企業など多様な主体が参画して取組が進められています。

自然環境や歴史文化を対象として体験し、学ぶとともに、それらの保全に責任を持つ観光の在り方であるエコツーリズムが日本に導入されて以降、その理念や取組は徐々に全国各地に広がり、一定の定着を見てきました。近年では、「サステナブルツーリズム」や「レスポンシブルツーリズム」、「リジェネラティブツーリズム」など、地域社会や環境への配慮を重視した観光の在り方が国際的に注目を集めています。また、「ウェルネスツーリズム」や「アドベンチャーツーリズム」など、観光旅行者の心身の充足や変化体験を重視する多様な観光の在り方も広がりを見せています。

一方で、インバウンドの急増やＳＮＳの発達を背景として、特定の観光地に観光旅行者が過度に集中し、地域社会や自然環境に悪影響を及ぼす「オーバーツーリズム」も世界的に大きな問題となっており、交通渋滞の発生やごみ、騒音問題、自然環境の劣化、利用の質の低下などに悩まされる地域が現れています。

こうした潮流の中で、観光旅行者の意識も従来の消費型・大量型観光から、地域の自然や文化、暮らしに敬意を払い、過度な負荷を掛けない持続可能な観光へと大きく転換しつつあります。このような背景を踏まえ、自然や文化の保全と観光が両立し、地域と観光旅行者の双方が恩恵を実感できる持続可能な地域づくりを進めることが一層重要になっています。エコツーリズムは、そうした新しい観光の方向性を先導する実践モデルとして、地域において果たす役割を更に拡大させています。

近年、特に若い世代は、世界的にも環境意識が高く、環境保全のための行動に積極的とされています。引き続き各地域においてエコツーリズムを環境教育の場として活用していくことで、このような「エコツーリスト」ともいえる意識を持った旅行者層を醸成していくことも重要です。

そのためには、将来を担う子どもたちを始めとした全ての人たちが、原生的で雄大な自然の偉大さや荘厳さを感じたり、人の暮らしと自然が織りなしてきた里地里山、里海などにおいて、その地域固有の人と自然や文化との「つながり」を五感で感じたりするような体験をすることが必須です。

地域の自然や文化を保全しながら、それらの自然観光資源を基にした地域固有の体験をガイドの案内・助言によって観光旅行者に提供する「エコツーリズム」は、単に一過性の体験にとどまらず、観光旅行者やそれに関わる地域の人々などに地域の自然や文化との「つながり」をもたらします。更にその取組は、私たち一人ひとりが地域の環境を介して地球環境とつながる糸口となるのです。また、地域ぐるみの取組は、地域にも「つながり」を生み、地域が元気になり、その「つながり」が関係人口の創出などの地域外との「つながり」に広がっていくことも期待できます。

エコツーリズム推進法（平成19年法律第105号。以下「法」という。）が議員立法により制定されてから、エコツーリズムに取り組む地域は着実に増加し、「つながり」を取り戻す動きも地域ぐるみで多く見られるようになってきました。

この基本方針は、人と自然や文化、人と人の「つながり」を取り戻し、生物多様性を保全しながら持続可能で活力ある社会を作っていくため、エコツーリズムが目指す方向性を示すとともに、地域が推進する際の基本的な事項を定めたものです。

地域の自然だけでなく文化を含めて自然観光資源として捉え、地域活性化のため、それらの自然観光資源を保護・保全しながら活用し、さらに、保全し続けるために積極的に活用するという「保護と利用の好循環」という価値観は、我が国におけるエコツーリズムの始まりから今も変わっておらず、地球規模の環境問題に直面している今だからこそ、改めて共有されていくべきものです。

さらには、国内外の観光旅行者等がエコツーリズムを推進する地域（以下「推進地域」という。）を訪れることで、相互理解の増進による平和への貢献や、自然・文化や人とのふれあいの体験を行うことでの健康づくりに役立つことも期待されます。近年の多様な社会課題に対し、エコツーリズムが提供する価値は大きくなっています。

この序章を読んでいるあなたの地域にも、その素材となる地域資源は必ずあります。今こそ、地球規模の問題を考えながら、そのすばらしい地域の素材をいかしてエコツーリズムを実現し、国内外に発信していくことに挑戦してみませんか。

第１章　エコツーリズムの推進に関する基本的方向

１　我が国のエコツーリズムを取り巻く状況

⑴　我が国における推進の経緯

世界におけるエコツーリズムは、途上国の支援の一環として、開発中心の産業からの転換を促し、地域住民が主体となって自然を保護しつつ持続的に生活を営む方策の提案として始まり、その後持続的な観光振興を目指す概念として論じられてきました。

日本では、平成に入って民間事業者によるエコツアーの取組が始まり、その後、地域におけるエコツーリズム推進協議会（以下「協議会」という。）などの民間推進団体の設立が相次ぐなど、持続可能な地域づくりや新たな観光の取組として全国的な普及の動きが加速しました。

そして、平成15年から16年にかけて環境大臣を議長とする「エコツーリズム推進会議」が設けられ、国を挙げたエコツーリズムの推進が始まりました。同会議で「５つの推進方策」が取りまとめられ、これに基づいたエコツーリズムの普及と定着に向けた各種具体的な取組が進められました。

その後、平成18年に観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）が成立し、持続可能な形での観光立国の実現に向けた政府の基本方針として、同法に基づく観光立国推進基本計画が閣議決定されました。このような背景の中、平成19年にエコツーリズム推進法が議員立法により国会に提出され、全会一致で成立、平成20年４月１日に施行されました。これにより、法に基づくエコツーリズム推進全体構想（以下「全体構想」という。）の認定制度が始まりました。

⑵　これまでの取組の成果と課題

こうした動きを経て、各地域で徐々に法に基づくエコツーリズムの取組が進められ、平成21年９月８日には全体構想認定第１号となる飯能市エコツーリズム推進全体構想が国の認定を受け、令和８年３月時点で認定数は28を数えました。さらに、その中には、特定自然観光資源制度を活用した立入制限等による自然観光資源の保護と利用の両立や、混雑を避けた利用環境による満足度の高い体験の提供を実現している事例も現れています。

また、観光庁が策定した「日本版持続可能な観光ガイドライン（ＪＳＴＳ－Ｄ）」を全体構想作成の参考とし、持続可能な観光地域づくりに取り組む地域も出てきています。

さらに、全体構想認定地域以外にも全国的にエコツーリズムに取り組む地域が増えつつあります。これらの地域では、エコツーリズムに対する認識が広がるとともに、その重要性が共有されながら多彩なエコツアーが実施されるなど、更なる発展に向けた取組が進められています。

以上のように、我が国におけるエコツーリズムを取り巻く状況は時代とともに大きく変わってきていますが、そのような中でも、地域におけるエコツーリズムの取組及びそれによる成果は年々着実に増え続けています。これはエコツーリズムの根本となる考え方が今も変わらず我が国における重要な観光の在り方として在り続けていることを示しています。

一方、自然観光資源の保全や文化の継承の実現、地域経済への効果の波及、全体構想認定によるブランド力や知名度の向上、エコツアーの更なる展開、インバウンドへの対応など、引き続き取り組むべき課題もあります。また、より多くの国民にエコツアーの意義や楽しさを伝え、参加の機会を増やすなど、エコツーリズムの裾野を広げていくための取組も求められています。

２　我が国におけるエコツーリズムの基本的考え方

⑴　エコツーリズムを推進する意義

エコツーリズムを推進する意義は、下記に掲げる効果が相互に影響し合い、好循環をもたらすことにあります。

ア　自然体験を通じた自然環境保全の効果

人が自然の神秘とふれあうとき、何ものにも代えがたい深い感動や癒しを得ることができます。また、子どもの原体験としての「五感で感じる自然体験」の必要性も指摘されています。こうした自然とのふれあいの必要性が唱えられる一方で、一時的な利用者の集中など不適切な利用による自然環境の悪化が懸念される地域もあります。エコツーリズムにおいては、利用に関するルールの設定により自然観光資源の劣化が防がれます。さらに、ガイドの案内などを通じて楽しみの中で自然への理解を深めることで、観光旅行者や地域住民などの意識が高まり、それが地球環境問題への興味や環境保全に関する行動につながっていきます。

イ　地域固有の魅力を見直す効果

日本は、亜熱帯から亜寒帯、原生自然から里地里山、里海まで、自然と文化が一体となった多種多様な自然や風土を有しています。豊かで荒々しい自然と共生してきた先人たちの知恵と伝統は、各地に固有の特徴を持ちながら、各地の人々の暮らしや生き方の中に深く浸透し、息づいています。自然の魅力そのものに加え、このような自然と密接に関わってきた生活文化もまた、観光旅行者を強く引きつける魅力なのです。このように多彩で特徴あるものを改めて見直すことで、エコツーリズムの題材にふさわしい自然観光資源として様々な体験を提供することが可能となります。

ウ　活力ある持続的な地域づくりの効果

地域においては、その地域固有の自然観光資源を活用することにより、多様化が進む観光需要に対応できる魅力が増し、観光地としての競争力が高まるだけでなく、従来、観光が盛んでなかった地域においても新たに観光を振興することも可能となります。その結果、雇用の確保や観光を始めとした既存の産業との相乗効果、経済波及効果などが期待できます。それに加え、地域資源の再認識や観光旅行者とのふれあいなどを通じて、地域で何が大事な資源かという点について共通の理解が進むとともに、既存の観光事業者の持続的な地域づくりに対する意識が高まることや、地域住民が地域に誇りを持つことなど、活力ある持続的な地域づくりの効果がもたらされます。

⑵　エコツーリズムへの取り組み方

法第３条に定める４つの基本理念は、「自然環境の保全」、「観光振興」、「地域振興」、「環境教育の場としての活用」とされています。この理念に沿って地域でエコツーリズムを推進する一般的な取組は、

①　行政だけでなく、観光や農林水産業を始めとする関連産業や自然保護等に携わる人たち、地域住民などが一堂に会し、話し合い、
②　地域が伝えたい魅力（＝地域の宝）をみんなで見つめ直し、あるいは探し出し、
③　その魅力を子どもたちに伝えつつ大切にしながら、観光旅行者等のニーズも踏まえて磨き、
④　地域外からの観光旅行者等にうまく伝え、
⑤　観光旅行者等が得た感動を更に宝を磨く原動力とすることで、
⑥　地域経済に活力を与えつつ、他産業との連携などの波及効果を広げる

という相互に関連する一連の行為となります。

⑶　エコツーリズムに取り組む上での基本的な視点と配慮事項

これらを具体的に実現させていくには、以下の視点が基本となります。

①　「大切にしながら」という視点

自然環境や生活文化などの自然観光資源を保全するとともに、持続的に利用するという考え方がエコツーリズムの取組全てにおける考え方の基盤となります。

②　「楽しみながら」という視点

“おもてなしの心”を持って観光旅行者等に楽しんでいただくことが前提であり、このことで自然や地域を好きになる人が増え、継続性が出てきます。

③　「地域が主体」という視点

地域を中心として観光旅行者等を迎える関連する人たち全てが協力し合いながら、自ら考え、行動することが求められます。

さらに、次の点に配慮することも必要となります。

・事前にルールなどを決めてエコツアーを実施し、自然観光資源の状態を継続的にモニタリングするとともに、その結果を科学的に評価し、これをルールや活動に反映させるという順応的な管理の視点
・継続的かつ計画性を持った取組の視点（目標を持ち、徐々に発展させていくという考え方）
・農林水産業を始めとする関連産業との調和や地産地消の取組などとの有機的な連携
・全ての人が自然観光資源にふれあい、その価値を享受するための多様性配慮の視点
・他の法令や計画などとの整合・連携による、良好な相互作用

３　我が国のエコツーリズムが目指す方向性

⑴　エコツーリズムの推進によって長期的に目指す姿

我が国において、エコツーリズムを推進する長期的な目標、つまり将来的に目指す姿は、次に挙げることが実現していることが考えられます。

ア　地域では

地域では、エコツーリズムの理念が地域に定着することで、観光旅行者やガイド、地域住民、観光事業者、ボランティアなどの多様な主体が相互に関わり合い、協力し合うことによって地域の結束力が高まり、地域コミュニティが再生します。さらに、地域外の人たちとの交流を通じて新しいつながりが生まれ、地域社会の活力が生み出されていきます。

エコツーリズムは、地域の自然や文化を保全しながら、それらを持続可能な形で活用していく地域づくりの仕組みです。その理念に基づいて行われるエコツアー等の活動は、地域の人々の理解と協働の下で進められ、結果として地域経済にも良い循環をもたらします。このように、自然や文化の保全と地域の活性化が相互に支え合うことで、地域全体で自律的かつ持続的に自然観光資源を管理・活用しようとする「ワイズユース（賢明な利用）」が進展し、地域の経済的・精神的な自立が実現します。

こうした取組は、地域コミュニティの強化や人口減少などの社会課題の解決にも寄与し、地域の将来を支える新たな社会的基盤を形成します。また、エコツーリズムの実践を通じて、地域の子どもたちに地域に対する誇りや愛着が芽生え、その思いが次の世代へと受け継がれていきます。

イ　参加者は

プログラム参加者は、各々の関心や理解の段階に応じた多様な体験を通じて、地域の自然や文化を体感します。これらの体験を通じて、参加者一人ひとりが自然環境の大切さを実感し、身近な環境保全などの行動へとつなげる意識が醸成されます。

エコツーリズムの取組は、地域の自然や文化を「守りながらいかす」ことを学ぶ場でもあります。参加者が地域の人々やガイドとの交流を通じて、自然との共生の知恵や地域の持続的な暮らし方を理解することで、自然観光資源の保全と利用の好循環が促進されます。

このように、エコツーリズムへの参加を通じて、地域と来訪者の双方が環境保全の主体となり、地域資源を次世代を担う子どもたちへと引き継ぐ価値観と行動様式が社会全体に広がっていきます。

ウ　国内では

地域で進められるエコツーリズムの取組が全国各地に広がり、相互に学び、共感し、連携し合うことで、日本全体としての持続可能な観光と地域づくりの基盤が形成されます。地域がそれぞれの自然や文化を保全しながらいかす取組を進めることにより、環境・経済・社会の三側面が調和した「持続可能な地域社会」が全国的に拡大し、結果として日本全体の「持続可能な社会」の実現につながります。

また、エコツーリズムの理念が観光政策や地域政策、教育、企業活動など様々な分野に浸透することで、自然や文化の保全への理解と実践が社会全体に広がり、自然と共生する暮らしと観光の在り方が日本の価値として定着していきます。

エ　海外へは

訪日外国人旅行者を始めとする外国人が、各地域で行われるエコツアーなどを通じて日本の多様な自然環境や文化に触れることで、人と自然が共生してきた日本ならではの価値観や、地域ごとに受け継がれてきた知恵を体感します。こうした体験の共有を通じて、日本の自然環境の豊かさと、それを守りながらいかしてきた地域の取組への理解が国際的に深まります。

さらに、日本におけるエコツーリズムの理念や実践事例が海外に伝達されることで、自然共生社会の実現に向けた日本の姿勢が世界に示され、国際的な理解と共感を広げていきます。これにより、観光を媒介とした異文化の尊重と相互理解が進み、持続可能な社会づくりに向けた国際的な連携の深化にもつながります。

⑵　重点的に取り組むべき事項

上記の姿の実現を目指し、エコツーリズムを推進していく上で、重点的に取り組むべき事項は以下のとおりです。

ア　地域への支援

・エコツーリズム推進に係る協議会などの適切な運営に向けた効果的な技術的助言や指導としての専門家派遣
・取り組む地域に対するノウハウの提供と情報の共有化
・ガイドやコーディネーター等の人材育成への支援
・多言語整備等のインバウンド対応に向けた支援
・自然観光資源等のモニタリング及び評価への支援

イ　国内外への戦略的情報発信等

・国内における「エコツーリズム」の認知拡大や理解醸成に向けた情報発信
・全体構想認定地域のブランド力や知名度の向上に向けた情報発信
・海外に向けた日本のエコツーリズムのブランディング

ウ　科学的評価方法に関する調査等

・実践的なモニタリング及び評価手法などの研究、技術等に関する整理

エ　他の施策との連携強化

・学校教育、社会教育施策との連携
・農山漁村の活性化施策との連携
・交通施策との連携
・観光地域づくり施策との連携
・その他観光諸施策との連携

第２章　エコツーリズム推進協議会に関する基本的事項

地域におけるエコツーリズムの推進に当たっては、ガイドなどの観光事業者や地域住民、特定非営利活動法人、自然観光資源又は観光に関し専門的知識を有する者、土地の所有者や各種の権利を有する者、その他のエコツーリズムに関連する活動に参加する者、関係行政機関、関係地方公共団体など、地域の多様な主体が参加及び連携し、相互に情報を共有するとともに、合意形成を図りつつ、取組を進めていくことが重要です。中でも市町村は、地域におけるエコツーリズム推進の中心的な役割を担うことが求められています。また、これら関係者が一堂に会し、様々な意見を取り込み、関係者の共通理解の下、合意形成を図ったり、意思決定を行うための場を設置したりすることが必要となります。

このため、エコツーリズムを推進しようとする市町村は、上記関係者に広く参加を呼びかけ、法第５条の規定に基づき、協議会を組織することができることとされています。

協議会では、関係者の意見を取りまとめ、当該地域におけるエコツーリズムの推進に関する全体構想を作成します。また協議会は、取組状況を定期的に点検するとともに、その結果に沿って、全体構想や取組の見直しを行う役割も期待されます。なお、地域の関係者は、全体構想の素案を作成した上で、当該市町村に対して協議会を組織することを提案することができます。

１　協議会の組織化

⑴　幅広い主体が参加することの必要性

エコツーリズムの推進に当たっては、プログラムの充実や実施による効果の波及、ルールの浸透、利害関係の調整などを図るために様々な主体の連携が必要となります。そのため、地域の自然環境や観光活動の状況、農林水産業や農山漁村の活性化との関連などの特性に応じて多様な主体の参加の機会を確保することが求められます。

特に、法第８条に基づく指定により、保護措置が図られる「特定自然観光資源」又は当該特定自然観光資源の所在する区域において動植物の採捕の権利が設定されている場合であって、その権利を有する者の代表者がいる場合には、その代表者の参加の意向等を考慮しつつ、可能な限りその代表者の参加を確保する必要があります。

また、自然観光資源を対象とした保全再生活動などに関わる団体の参加も望まれます。

加えて、必要に応じて広域行政機関としての都道府県や国などの関係行政機関の参加を求めることも重要です。特に、特定自然観光資源の所有者が国や都道府県である場合には、所有している省庁の地方支分部局又は都道府県の参加が必要です。

さらに、全体構想に係る地域において、国又は都道府県が所有する土地があり、当該国又は都道府県から協議会への参加の申入れがあった場合は、土地の所有者たる国の地方支分部局又は都道府県を構成員として加えることが必要です。

⑵　協議会の体制

協議会の規模については、効率的な運営に留意し関係団体の代表などから構成するなどにより、適切なものとすることが求められます。また、円滑な運営を確保する観点から、運営事務を取り仕切る事務局を市町村や観光地域づくり法人（ＤＭＯ）等に設置することが考えられます。

なお、事務局の運営を円滑に進めるためには、地域の取組全般に対して助言を行うアドバイザーの設置も有効な手段となります。

２　協議会の運営

合意形成に当たっては、地域の実情に応じて客観的な情報を用いたり、建設的な意見を集約し、自然観光資源の持続的利用など共通の利益の確認に努めたりすることなどにより、効果的な運営に留意する必要があります。

また、協議会の構成員は、互いに協力して積極的に協議会の効率的な運営及び全体構想の推進に努めることが求められます。

さらに、協議会には全体構想作成後もそのチェックや定期的な見直しなど継続的な運営が求められることから、定期的に協議会を開催することが必要です。

その際、地域において観光振興や地域づくりに関わる類似した協議組織が既に設立されている場合は、共同の開催や部会制とするなど構成員に配慮した運営とすることも検討される必要があります。

協議会はその開催などについて原則公開とし、運営に係る透明性を確保することが求められます。より適切な協議会の運営や取組の推進とするために、地域内の専門家だけでなく、必要に応じて、外部の専門家や研究者などからの意見聴取を行うことも必要です。さらに、多様な意見や情報を把握するため、地域住民を始めとする地域の関係者などを対象としたシンポジウムや説明会の開催などを通して、幅広い主体の意見を取り入れるだけでなく参加の促進についても促していくことが望まれます。

また、地域によっては、複数の市町村が協力してエコツーリズムを推進することも想定されます。このような場合には、複数の市町村が合同で協議会を開催するなど、効率的な運営を図ることが考えられます。

３　活動状況の公表・報告

市町村は、協議会の活動状況を毎年取りまとめて、環境大臣、国土交通大臣、文部科学大臣及び農林水産大臣（以下「主務大臣」という。）に報告を行うこととされていますが、併せて広く一般に公表することが求められます。

協議会は、会議などでの協議事項や決定事項などを、関係者間での共有に努めることとします。この際、協議の結果だけでなく、結果に至るまでのプロセスを必要に応じて共有することは、エコツーリズムに対する理解を広め、適切な推進につながります。

第３章　エコツーリズム推進全体構想の作成に関する基本的事項

協議会が作成する全体構想は、本基本方針に則して、推進地域や、対象となる自然観光資源、エコツーリズムの実施の方法、自然観光資源の保護及び育成、協議会の参加主体と役割分担、その他エコツーリズム推進に必要な事項を定めるものです。

全体構想は、上記に挙げた各項目について、以下の基本的事項に留意しながら作成するものとします。

１　エコツーリズムを推進する地域

⑴　推進の目的及び方針

（基本的事項）

推進地域の設定を始めとする全体構想の作成に当たっては、まず地域が目指すエコツーリズム推進の背景や目的、取り組むに際しての基本的な方針や課題解決の方向性といった事項を明確にすることが望まれます。

（全体構想に記載すべき事項）
・推進の背景と目的
・推進に当たっての現状と課題
・推進の基本的な方針

⑵　推進する地域

（基本的事項）

推進地域の設定は、自然環境の特性や社会的側面からその一体性を考慮し、過大又は過小にならないよう合理性のある範囲とする必要があります。

また、一つの推進地域の中にも異なる特性を持つ区域が併存する場合には、必要に応じてそれらを適切に区分（以下「ゾーニング」という。）し、それぞれの特性に応じて、想定される利用の形態や実施に当たって配慮すべき事項、利用を抑制すべき区域などエコツーリズムの実施の方法を示す必要があります。

上記のように自然環境の特性や社会的側面を考慮した結果によっては、複数の市町村にまたがる推進地域を設定することも考えられます。その場合には複数の市町村を一体として全体構想を作成することが望まれます。

その一方で、一つの市町村の中に海沿いの地域や山あいの地域など異なる自然環境の特性や社会的側面を持つ地域が複数あり、ゾーニングによる対応が困難な場合には、一つの市町村に複数の協議会が設置され、それぞれにおいて全体構想が作成されることも考えられます。

なお、推進地域の設定に当たっては、土地所有者等との丁寧な合意形成の下に進められる必要があります。

（全体構想に記載すべき事項）
・推進地域の範囲及び設定に当たっての考え方
・推進地域のゾーニングの考え方（ゾーニングする場合）
・ゾーニングの取扱方針（ゾーニングする場合）

2　対象となる自然観光資源

（基本的事項）

エコツーリズムの対象となる自然観光資源には、自然環境に係る観光資源だけでなく、自然環境と密接な関連を有する風俗慣習や伝統的な生活文化に係る観光資源も含まれます。

法第２条第１項第１号の「動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係る観光資源」については、クジラ、イルカ、ウミガメ、ホタル、チョウ、ブナの巨木などの「動植物」、海鳥の集団繁殖地やサンゴ礁、湿原などの「動植物の生息地・生育地」、滝や風穴、噴泉塔などの「地形・地質」といった資源が例として挙げられます。

また、法第２条第１項第２号の「自然環境と密接な関連を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係る観光資源」としては、棚田や魚垣（ながき）、火入れとそれによって維持されている半自然草原、カバタ（湧水を家に引き込みその水を炊事や洗濯に利用する仕組み）などの資源が例として挙げられます。

そのほか、上記の自然観光資源に該当しない一般的な観光資源で、プログラムの企画、実施に当たって活用することが見込まれるものについても、全体構想に併せて記述しておくことが考えられます。

（全体構想に記載すべき事項）
・対象となる主な自然観光資源の名称、所在地、特性、利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項など

3　エコツーリズムの実施の方法

エコツーリズムは、観光旅行者が自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言（以下「ガイダンス」という。）を受け、自然観光資源の保護に配慮しつつふれあい、知識や理解を深める活動（以下「プログラム」という。）の実施によって推進されるものです。

また、エコツーリズムは人為的な影響を受けやすい自然観光資源を対象として実施されることもあることから、それらが利用によって損なわれないように留意する必要があります。そのためには適切な利用の方法（以下「ルール」という。）を確認し必要に応じて明文化するとともに、その方法に従って実施することや、自然観光資源の状態などの実施の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え（以下「モニタリング及び評価」という。）、これを反映させつつ実施することが重要です。

エコツーリズムの実施に当たっては、上記のルール、ガイダンス、プログラム並びにモニタリング及び評価に加え、安全管理が特に重要な要素となることを踏まえつつ、以下に挙げるような各項目に留意して実施することが求められます。

⑴　ルール

（基本的事項）

エコツーリズムにおけるルールとしては、自然観光資源が損なわれることを防ぐため、必要に応じて罰則のような一定の強制力を持たせることによって遵守を図るものと、内発的な取組として関係者間の意識啓発によって実施するものとがあります。

その際、観光旅行者の満足度の向上やガイド自身を含む参加者の安全確保、地域住民の生活の質が観光によって損なわれることを防止することなどを目的としたルール、従前からの地域コミュニティにおける慣習などについても必要に応じて検討することが求められます。

ルールの策定に当たっては、効率的に策定されるよう配慮しながら、それが実行されることにより影響を受ける幅広い関係者が議論に参加することが望まれます。特に自然観光資源の利用に制限を課す場合にあっては、影響が想定される観光事業者等も含めて関わってもらうことが重要です。

その際、議論や情報と併せて、自然観光資源の持続的利用など、そのルールを遵守することによって得られる共通のメリットが分かりやすい形で共有されることが重要です。

また、ルールの運用に当たっては、観光事業者や観光旅行者だけでなく、地域住民に対しても周知徹底を図ることが求められます。この際、ルールを遵守することによって得られるメリットを分かりやすい形で提示したり、ルールの運用状況をチェックする体制を整えたりするなど、実効性の確保に留意する必要があります。

上記のように適切に運用されたルールに基づいて実施されるプログラムでは、観光旅行者は対象とする自然観光資源の損なわれていない本来の姿にふれあうことができる上、利用集中によるマナー違反や混雑等の悪影響が緩和されるなど快適な状態がもたらされることになります。このため、質の高いエコツアーの実現につながり、観光旅行者にとっての満足度が高まることになります。

（全体構想に記載すべき事項）
・ルールによって保護する対象
・ルールの内容及び設定理由
・ルールを適用する区域
・ルールの運用体制
※特定自然観光資源については、「４　特定自然観光資源を含む自然観光資源の保護及び育成」で詳述

⑵　ガイダンス及びプログラム

（基本的事項）

ガイダンスは、ガイドが直接案内及び解説する方法が基本となりますが、補助的には観光旅行者が自ら理解するための解説板やガイドブックなどの文字や携帯端末などの情報システムを活用した方法など様々な手段があります。

また、ガイドには、職業的なガイドのほか、ボランティアガイド、あるいは地域の住民や農林漁業者とのふれあいや協働を通しての地域密着型の案内及び解説といった様々なレベルが想定されます。

エコツーリズムの推進に当たっては、これらの各種のガイダンスを地域の状況やゾーニングに応じて、適切にプログラムとして組み合わせながら計画、実施していくことが重要です。

プログラムの企画及びその実施に当たっては、表面的な情報や知識を伝えるだけでなく、その背景にある歴史や文化、地域との関わりなどを観光旅行者に効果的に伝えることが重要です。また、観光旅行者が楽しみながら自然の奥深さなどに気づき、深い感動を得られるような内容となるよう留意する必要があります。

ガイドは、自然環境の成り立ちや保全の必要性、観光利用とそれに伴う自然環境への影響の現状、人の生活と自然の関わりなど、地域の自然観光資源に関する情報を日頃から収集することにより、深い知見を有していることが基本となります。

上記に加えて、観光旅行者の関心に応えられるように、文化や伝統、習慣、食、言語といった地域についての広範な知識を有していることが望まれます。さらに、観光旅行者が楽しみながら上記の情報や知識を理解できるようにプログラムを企画する能力や、効果的に情報を伝えるインタープリテーション技術、参加者を楽しませるエンターテイメント性、ホスピタリティー、観光旅行者の知識レベルや関心の度合いに応じた柔軟な対応、安全確保といった様々な能力を有していることが望まれます。また、特に訪日外国人旅行者に対しては、日本、地域独自のルールや慣習そのものを固有の魅力として伝え、理解し、受け入れてもらうことも重要です。

上記のような能力を備えたガイドによって実施されるプログラムは、内容に見合った対価を得られる質の高いものとなります。

（全体構想に記載すべき事項）

・主なガイダンス及びプログラムの内容
・実施される場所
・プログラムの実施主体

⑶　モニタリング及び評価

（基本的事項）

モニタリング及び評価は、地域の自然観光資源などが損なわれないよう調査及び把握する行為です。

その際、科学的かつ客観的な視点から実施されることが望まれますが、特に、原生的な自然が比較的多く残り、脆弱性が高い地域では、よりきめ細かなモニタリングが必要となることから、国や大学などの研究機関が実施する調査などとも連携しつつ、専門家や研究者の積極的な関わりを得ながら実施していく必要があります。

一方、里地里山、里海など人の生活と自然環境が密接に関連する地域では、ガイドや地域住民が主体となって状況把握に努め、専門家や研究者に適宜チェックを受けられるような仕組みを構築して実施することが望まれます。さらに、資源の保全に貢献するエコツアーのように観光旅行者と協働の下に実施する方法もあります。

モニタリングの対象の選定に当たっては、自然観光資源その他の自然環境の状態や変化を的確かつ継続的に把握し、客観的に評価できるように留意する必要があります。

そして、モニタリングの継続的な実施のためには、モニタリングの実施・運営に向けた事務局の役割を果たす主体を明確にすることのほか、土地の所有者や地域住民、ガイド、地域で活動する各種団体などが幅広く参加し、自然観光資源の状態を把握するなど、可能な限り効率的に実施しつつ、モニタリングや評価の各段階において適宜専門家の助言を得ることのできるような仕組みを構築することも重要になります。また、モニタリングを参加型にすることにより、参加者に対する環境教育の効果も期待できることから、学校関係者等との連携も効果的です。さらに、エコツアーによる収益をモニタリングの運用に充てるなど、モニタリングが持続可能で地域が取り組みやすい仕組みとなるよう検討する必要があります。

また、風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係る観光資源の評価については、画一的な評価が難しいこともあるため、このような場合にあっては、地域の人々の経験に基づく評価が必要になる場合もあります。

なお、協議会において上記のモニタリング及び評価の結果を共有、公表するとともに、当該結果に基づいてガイダンス及びプログラムやルールなどエコツーリズムの実施の方法の見直しなど、評価の結果を適切に反映する仕組みを構築することが重要です。

（全体構想に記載すべき事項）

・モニタリングの対象と方法
・モニタリングに当たっての各主体の役割
・評価の方法
・専門家や研究者などの関与の方法
・モニタリング及び評価の結果の反映の方法

⑷　安全管理

（基本的事項）

ガイダンス及びプログラムの企画及び実施に当たっては、プログラムの参加者や実施者等の関係者の安全確保に向けて、あらかじめ地域に応じた災害や事故等のリスクを把握し、それらを事前に回避する方策を立てることが求められます。

万が一の事故など緊急時に備えて、安全確保や連絡体制の整備など、地域で安全対策を協議する関係諸機関と日頃から連携を図っていくことが重要です。

（全体構想に記載すべき事項）

・安全管理に関する事項

⑸　その他

ア　情報提供

（基本的事項）

市町村及び協議会は役割に応じて、地域住民や観光旅行者に対して地域固有の魅力を伝え、ルールの内容を周知するとともに、地域における自発的な活動を促すための情報を適切な方法とタイミングで提供していく必要があります。

また、エコツーリズムの継続的な推進のためには、訴えかけるべき対象を適切に把握しながら、より効果が見込まれる方法により情報提供を行うことが望まれます。

（全体構想に記載すべき事項）

・主な情報提供の方法

イ　人材育成

（基本的事項）

ガイダンスは、地域全体での取組が必要であり、ガイドのみならず地域住民にも地域の魅力を伝える力が望まれます。そして、各種のガイダンスの質は、伝える側の知識や技術、ホスピタリティーなどの意識によることから、幅広い人材の育成が求められます。

とりわけ、観光旅行者を直接案内するガイドはその有する能力がプログラムの質に大きな影響を与えるものであり、積極的に人材育成を図っていくことが望まれます。そのための主な方法としては、知識や技術、意識の向上を図るための研修会の開催や、ガイド同士の情報交換の機会提供、他の取組地域との交流などが挙げられます。

また、円滑かつ継続的に取組を進めていくためには、各主体や地域住民の間の橋渡しや、様々な案件の調整といった役割を担う地域のコーディネーターの存在が望まれます。

（全体構想に記載すべき事項）

・ガイドなどの育成又は研鑽の方法

4　特定自然観光資源を含む自然観光資源の保護及び育成

「自然観光資源」はそれぞれ固有の特性を持っており、その存在と特性を把握し、保護及び育成の措置を計画し、着実に実施していくことが必要です。さらに、自然観光資源の中でも、観光旅行者やその他の者の活動により損なわれつつある又は損なわれるおそれがあり、法的に保護のための措置を講ずる必要があるものについては、「特定自然観光資源」として指定することができます。

⑴　自然観光資源

（基本的事項）

特定自然観光資源を含む全ての「自然観光資源」はエコツーリズムの基礎であり、その持続可能な活用に向けては、関係者の共通認識の下で保護及び育成の措置を検討し、明確にする必要があります。

保護及び育成の措置については、木道や柵の整備といった物理的な方法、手入れや管理による方法及びルールによる利用の誘導が考えられます。

保護及び育成の措置を計画し実施していく上では、既存の制度及び計画との整合を図るとともに、必要な諸事項について協議会で協議を行うことが求められます。

（全体構想に記載すべき事項）

・自然観光資源の保護及び育成の方法

※ルールに関する事項については、「３　⑴　ルール」で記載

※特定自然観光資源に関する事項については、「４　⑵　特定自然観光資源」で記載

⑵　特定自然観光資源

（基本的事項）

ア　特定自然観光資源の指定

市町村長は、協議会が作成した全体構想が国に認定された場合に、その認定された全体構想に従って、法第８条の規定に基づき特定自然観光資源を指定することができます。その指定に当たっては、特定自然観光資源が所在する区域（以下「所在区域」という。）の設定を併せて行う必要があります。

この際、土地の所有者、使用収益権者、漁業権者その他の法第２条第４項の土地の所有者等（以下「土地の所有者等」という。）の同意を得る必要があります。ただし、他の法令により適切な保護がなされている自然観光資源としてエコツーリズム推進法施行規則（平成20年文部科学省・農林水産省・国土交通省・環境省令第１号）で定められているものについては、二重規制となるため原則として指定できません。さらに、既存の法令・計画及び他の公益との整合性に留意することが必要です。

特定自然観光資源の指定に当たっては、学術的な視点や、地域の住民に大切にされているなどの地域社会的な視点のほか、集客力など観光の視点などが考慮されます。所在区域の設定に当たっては、指定する特定自然観光資源の特性や周辺の自然環境の特性、社会的側面を考慮し、必要以上に広範囲に及ばないようにするなど、合理的に区域を設定するよう留意することが求められます。

イ　立入制限による利用調整

特定自然観光資源が多数の観光旅行者その他の者の活動により著しく損なわれるおそれがあるときは、市町村長は、所在区域内への立入りについて、法第10条の規定に基づき①立入制限期間の設定、②立入り時における市町村長の承認の義務付け、③立入人数の上限の設定を行うことができます。

立入りの承認に当たって条件を設ける場合は、合理性・透明性に留意する必要があります。

立入制限地域を設定する際の土地の所有者等の同意を得るに当たっては、市町村長は土地の所有者等に対して規制の内容を十分説明することが重要です。

ウ　その他の保護及び育成の措置

保護及び育成の方法としては、上記のような法に基づく規制以外にも、物理的な方法、日々の手入れや管理による方法などが考えられます。

保護及び育成の措置の計画及び実施に際しては、既存の制度及び計画との整合を図るとともに、必要な諸事項について協議会で協議を行うことが求められます。

エ　情報の公表及び周知等

市町村長は、特定自然観光資源を指定した場合には、標識の設置によって観光旅行者などに対して規制の趣旨及び内容を伝えるとともに、名称及び所在区域並びにその保護のために講ずる内容を公示する必要があります。

加えて、地域住民に対する理解促進のほか当該地域への旅行を計画する観光旅行者や旅行会社等の事前情報確保のために、特定自然観光資源の指定による規制内容等について、インターネット等を利用して広く情報を周知することも求められます。

（全体構想に記載すべき事項）

・特定自然観光資源の名称、所在地、区域及び指定の理由
・特定自然観光資源の保護及び育成の方法
・立入制限（利用調整）の区域における制限の理由、期間及び上限の人数など
・特定自然観光資源に係る情報の公表及び周知の方法
・特定自然観光資源の保護及び育成の方法に関する管理体制

5　協議会の参加主体

（基本的事項）

参加する主体はそれぞれの特性や立場を理解した上で、適切な役割分担の下、連携及び協力することが求められます。

役割分担としては、ルールの周知徹底や運用状況の監視、ガイダンス及びプログラムの企画及び実施、モニタリングの実施、広報などが想定されます。

（全体構想に記載すべき事項）

・協議会に参加する者の名称又は氏名、その役割分担

6　その他エコツーリズムの推進に必要な事項

⑴　環境教育の場としての活用と普及啓発

（基本的事項）

エコツーリズムの一連の取組を通して環境教育の効果が発揮されます。

具体的には、観光旅行者はガイダンス及びプログラムへの参加をきっかけとして自然に対する理解が深まります。また、知識の取得や理解にとどまらず、人間と環境との関わりを踏まえて自ら責任ある行動を起こすことのできる人材の育成につながります。そのため、実施されるガイダンス・プログラムは、自然の奥深さ、大切さに気付く場となるようにする必要があります。

地域の関係者にとっては、エコツーリズムの一連の取組や観光旅行者などの参加者との関わりを通して、地域の宝としての自然観光資源の大切さを改めて認識するとともに、地域の理解や環境問題への関心を深めることになります。

取組の経過を地域住民に広報するとともに、小学校における自然体験・集団宿泊体験などの学校教育活動や公民館などの社会教育活動との連携により、積極的に普及啓発していくことが望まれます。

（全体構想に記載すべき事項）

・ガイダンス及びプログラムの実施に当たっての留意点
・地域住民に対する普及啓発の方法

⑵　他の法令や計画等との関係及び整合

（基本的事項）

全体構想はその策定に際し、他法令や関係法令に基づく各種計画などと調整し、調和を保つべきものです。

（全体構想に記載すべき事項）

・主な関連法など

⑶　農林水産業や土地の所有者等との連携及び調和

（基本的事項）

地域の農林水産業や土地の所有者等との連携により、農林水産業の発展とエコツーリズムの推進の相乗効果が発揮されることが期待できます。

また、農山漁村地域においてプログラムが実施される場合には、農林水産業や土地の所有者等の理解を得ながら実施していくことが必要です。

（全体構想に記載すべき事項）

・農林水産業などとの連携方策や配慮事項

⑷　地域の生活や習わしへの配慮

（基本的事項）

ガイダンス・プログラムを実施する場合には、観光旅行者などの行為が地域住民の生活に悪影響を及ぼすことのないように配慮する必要があります。

特に、信仰の対象となっている自然観光資源やガイダンス・プログラムの対象となる伝統的な生活文化や慣習などに対しても、それらを尊重することが必要です。

（全体構想に記載すべき事項）

・地域の生活や習わしに対する配慮事項

⑸　全体構想の公表

（基本的事項）

法第５条第４項の規定では、市町村は、協議会が全体構想の作成、変更・廃止を行ったときは、広く一般に公開し、主務大臣へ報告を行うこととされています。

（全体構想に記載すべき事項）

・公表の方法

⑹　全体構想の見直し

（基本的事項）

協議会は、モニタリングの結果や全体構想の実施状況を適宜評価し、全体構想を定期的に点検することが求められ、必要が生じた場合には全体構想の変更を検討することが望まれます。

（全体構想に記載すべき事項）

・点検及び見直しの時期

第４章　エコツーリズム推進全体構想の認定に関する基本的事項

１　認定の趣旨

全体構想の認定は、協議会が作成した全体構想について法第６条第２項及び第３項の規定に基づき主務大臣が行うものです。全体構想が認定されると以下のようなメリットがあります。

・これまで保護措置が講じられていなかった自然観光資源を、必要に応じて特定自然観光資源として指定することにより、汚損、損傷、除去及び観光旅行者に著しく迷惑を及ぼす行為の禁止、所在区域への立入りの制限などの保護措置を講じることができるようになり、持続的かつ質の高い自然観光資源の利用が可能となります。

・国によって、法の基本理念に基づいた他の地域のモデルとなる取組として認められることになり、地域のブランド力が高まるとともに、国が積極的にその周知に努めることから、集客力の向上につながることが期待されます。

２　認定の手続

市町村は、その組織した協議会が全体構想を作成した際は、当該全体構想について環境省、国土交通省又は農林水産省の地方支分部局を通じて法第６条第１項の規定に基づき主務大臣に認定の申請を行います。その際、自然的経済的社会的条件から、一体としてエコツーリズムを推進することが適当であると判断し、隣接する市町村が共同して全体構想を作成した場合にあっては、当該市町村が共同で認定申請を行うことができます。

３　認定基準

全体構想の認定基準は、法第６条第２項の規定に基づき以下のとおりとします。

①　以下に示す事項その他の事項が本基本方針に適合するものであること

・当該市町村、観光旅行者に対し自然観光資源についてのガイダンスを業として行う者（そのあっせんを業として行う者を含む。以下「特定事業者」という。）、地域住民、特定非営利活動法人等、土地の所有者等、関係行政機関及び関係地方公共団体など推進地域における関係者が、効率的な運営に配慮しつつ、幅広くかつ片寄りなく協議会に参加していること。

・協議会の構成員に加える旨の申入れがあった際の手続など、協議会の組織及び運営に関し必要な事項が適切に整備されていること。

・協議会が透明性を確保しつつ運営されていること。

・全体構想の公表の方法が適切であること。

・他法令や、関係法令に基づく各種計画との整合性が図られていること。

・推進地域が周辺の市町村にまたがる場合は、当該市町村との連携が図られていること。

・自然観光資源の保護及び育成のために講ずる措置の内容が適切であること。

・全体構想が定期的に点検され、必要に応じて見直しの検討がなされると見込まれること。

②　自然観光資源の保護・育成のために講ずる措置その他の全体構想に定める事項が確実かつ効果的に実施されると見込まれること

・特定事業者、自然観光資源の保護・育成のために講ずる措置の実施者などが存在し、その役割分担が明確にされていること。

４　認定の取消し

主務大臣は、認定した全体構想（以下「認定全体構想」という。）が本基本方針に適合しなくなったと認めるとき、また、推進地域における自然観光資源に著しい影響を与えていたり、プログラムの実施主体が存在しなくなった場合など、認定全体構想に従ってエコツーリズムが推進されていないと認めるときは、文書などにより必要な技術的助言を行い、更に改善が見られない場合にあっては、法第６条第６項及び第７項の規定に基づき、その認定の取消しを行います。その際、主務大臣は、当該市町村に理由を付して通知するとともに、インターネットなどにより公表します。

５　認定全体構想の周知

環境省、国土交通省、文部科学省及び農林水産省は、法第７条第１項の規定に基づく認定全体構想の周知に当たっては、関係団体及び関係地方公共団体などとも連携の上、政府広報、インターネットなど各種媒体を活用し、観光旅行者、特定事業者、旅行業界団体など各主体に応じた適切な方法により、積極的かつ効果的にその周知に努めます。

第５章　生物の多様性の確保等のエコツーリズムの実施に当たって配慮すべき事項その他エコツーリズムの推進に関する重要事項

１　生物多様性の確保

我が国は、生物多様性条約及び生物多様性基本法（平成20年法律第58号）に基づく生物多様性国家戦略2023―2030（令和５年３月閣議決定）を策定しており、この中でエコツーリズムの推進についても位置付けがなされています。

地球上の多様な生物は、誕生から約40億年の歴史を経て環境に適応し、環境との相互作用を通して進化してきたものであり、森林、河川、湖沼、サンゴ礁などの生態系の中でそれぞれ役割を担って相互に影響し合い、バランスを維持し、長い年月を掛けて地球環境の形成に寄与してきました。豊かな生物多様性とは、こうしたバランスが維持され、自然環境が生態系、種、遺伝子の各レベルで健全に保たれている状態を意味するものであり、飲料水や食料の供給、気候の安定など、様々な恵みを人間にもたらす源泉であるとともに、人間のみならず、全ての生物の生存基盤となっています。

また、我が国においては、生物多様性を基礎とする地域固有の資源を活用して、多様な文化を形成してきました。多様な文化は豊かな生活の基盤として、地域社会の持続的な発展に貢献しています。

このような豊かな生物多様性に根ざした地域固有の自然環境や生活文化は、それ自体がエコツーリズムの題材として大きな観光的価値を持っています。その利用に当たっては、順応的管理を基本とし、本来の価値を損なわないよう十分配慮を行うとともに、積極的に保護・育成の方策を講ずることなどによって、その価値を更に高めるような取組も必要となります。特に、湿原、高山植生など脆弱性の高い自然の地域においては、必要に応じて利用者数の制限を行うなどの利用調整を行うとともに、地域の宝探しなどを通じて、新たな自然観光資源を発見・創出することによって、特定の地域に利用が集中しないような配慮も必要となります。

また、人間活動の活発化に伴って、野生生物の本来の移動能力を超えて、意図的又は非意図的に国外や国内の他の地域から導入される外来種によって、地域固有の生物相や生態系に悪影響を与えないよう配慮することも重要です。外来種による影響は、生態系や種レベルにとどまらず、観光資源として同じ種であっても遺伝的特性の異なる他の地域のメダカやホタルを放つことなどによって生じる遺伝子レベルでの撹乱にも留意する必要があります。

一方、人との関わりの中で維持されてきた里地里山、里海など自然に対する人間の働きかけが縮小することによって生物多様性が劣化している地域においては、自然観光資源等の維持管理や再生に向けた活動をプログラムに組み込むなどエコツーリズムの活用によって生物多様性の回復も期待されます。

観光旅行者は、プログラムでの体験を通じて地域の自然に対する理解が深まるとともに、環境保全に対する意識が啓発され、日常の生活の場においても、環境保全に配慮した行動を取ることや、地球環境を意識するようになることが期待されます。また、地域においては、観光旅行者との交流などを通じて、地域の人々がその自然の価値に気付き、保全活動などに積極的に参加する効果が期待されます。

このような地域が主体となって資源を持続的に利用し管理する取組を通じて、地域のブランド力が高められ、集客力の更なる向上につながるといった相乗効果が期待されます。

2　普及啓発の推進

政府は、エコツーリズムの実施状況などに関する情報の収集、整理、分析を進めるとともに、観光圏の形成、農山漁村の活性化、環境教育及び生涯学習など各種関連施策とも有機的な連携を図りつつ、観光旅行者、特定事業者、地方公共団体などに対し、各主体に応じた積極的かつ効果的な情報提供を行います。

地方公共団体に対しては、エコツーリズムが自然的経済的社会的条件によって、その導入手法や効果などが異なることを踏まえ、他地域における取組事例などに関する情報提供や情報交換の場の提供を進めます。

観光旅行者に対しては、エコツアーへの参加を促進するため、各地で実施されているガイダンス及びプログラムに関する情報やエコツアーの楽しさ、参加することの効用などについて、各種媒体を活用して情報提供を行うとともに、特定事業者に対しては、ガイダンスの質の向上などを目的として、各地でのガイダンス事例などの情報提供に、協議会に対しては、地域における自然観光資源の持続可能かつ効果的なモニタリングの実施に向けて、海外を含む各地でのモニタリング事例などの情報提供に努めます。

また、都道府県及び市町村は、エコツーリズムが地域の生物多様性保全、観光振興、地域振興及び環境教育の推進や地域の課題解決などに寄与するものであることを踏まえ、関係部局が横断的に連携及び協力して、観光旅行者、特定事業者、地域住民などに対して、積極的かつ効果的にその周知に努めることが望まれます。

3　子どもの視点に立った継続的な取組の推進

地域においてエコツーリズムの取組を継続的に推進していくためには、プログラムの企画・運営に当たって,「子ども」を対象とした視点が重要となります。このことは、プログラムへの参加の潜在ニーズが、家族連れにおいて大きいことに加え、子どもの頃から自然とふれあうことで大人になってからもエコツーリズムへの継続的な参加が見込まれるなど、将来にわたってのニーズの発掘にもつながります。

また、推進地域においては、宝探しやプログラムづくりなどに地域の子どもたちが主体的に関わっていくことも重要です。子どもたちが主体的に関わることで、家族など大人の興味・関心につながり、結果として地域が一体となった取組への発展が期待されるとともに、子どもたちが地域の自然への理解を深め、地域に対して愛着を持つことで、将来的な地域の後継者づくりにもつながることが期待されます。

これらの取組を進めていくに当たっては、学校教育との連携も必要です。小中学生や高校生の農山漁村での長期宿泊体験活動を推進する「子ども農山漁村交流プロジェクト」では、受入現場におけるエコツーリズム関係者の関わりも期待されており、今後、関連施策との連携強化を図っていきます。

4　技術的助言

環境省、国土交通省、文部科学省及び農林水産省は、基本理念における自然環境の保全、観光振興、地域振興及び環境教育の場としての活用などの観点から、推進地域などにおける自然情報や社会情報、他地域におけるエコツーリズムの取組事例、ノウハウ、他法令及び関連施策との関係などを踏まえ、市町村や協議会に対して必要な技術的助言を行います。

都道府県は、推進地域などにおける広域かつ詳細な自然的経済的社会的情報を有しており、それらの情報提供や、条例や関連施策との関係、隣接地域との調整などについて、市町村や協議会に対してきめ細かな技術的助言を行うことが期待されます。

5　エコツーリズムの推進体制

環境省、国土交通省、文部科学省及び農林水産省は、各地の協議会において、法の基本理念である自然環境の保全、観光振興、地域振興及び環境教育の場としての活用に基づき、その活動が調和を保ちつつ進められているかを把握するとともに、国の責務であるエコツーリズムに関する広報活動などを連携して積極的に進めます。このため、４省を中心にした「エコツーリズム推進連絡会議」での連絡調整などを通じ、他の関係行政機関を含めた連携の一層の強化を図ります。また、エコツーリズム推進連絡会議では、必要に応じてエコツーリズムの適正な推進などに関して有識者などから助言を受けます。

政府は、地方公共団体の担当者を対象として開催する会議などを活用して、地方公共団体と緊密な情報交換を行い、推進地域などが抱える課題などを適切に把握するとともに、その結果を施策に反映させるなど地方公共団体との連携の一層の強化を図ります。

市町村は、エコツーリズムを推進しようとする地域の自然的経済的社会的条件などを踏まえ、あらかじめ都道府県及び周辺市町村の意見を聴くことなどにより、都道府県及び関係市町村との連絡調整などを円滑に行うことができるよう努めることが望まれます。

都道府県は、技術的助言や関係市町村などとの連絡調整を始めエコツーリズムの推進に関する市町村の取組を積極的に支援していくことが望まれます。

また、地方公共団体内でも、環境部局及び観光部局を始め、農林水産、教育、交通など関連部局間の横断的な連携が図られることが望まれます。

その他告示

○外務省告示第百三十六号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

令和八年四月十四日

外務大臣　茂木　敏充

記

一　在名古屋中華人民共和国総領事館周辺地域

期間	令和八年五月一日から令和九年五月一日まで	
地域	名古屋市東区	泉一丁目（十八番から二十一番まで） 泉二丁目（十九番から二十九番まで） 泉三丁目（十九番から三十一番まで） 東桜一丁目（四番から八番まで、十三番及び十四番） 東桜二丁目（一番から十七番まで）
	道路の側端の一部分の区間及びこれに接続するもう一方の側のすべての区間が、交差なくともに含まれる道路の区域に含まれる道路の区間のうち当該区間並びにこれらの道路の交差点。	

二　在札幌中華人民共和国総領事館周辺地域

期間	地域
令和八年五月十二日から令和九年五月十一日まで	札幌市中央区 南九条西二十三丁目（四番） 南十条西二十三丁目 南十一条西二十一丁目（二番及び三番） 南十一条西二十二丁目 南十一条西二十三丁目 南十二条西二十一丁目 南十二条西二十二丁目 南十二条西二十三丁目 南十三条西二十一丁目 南十三条西二十二丁目 南十三条西二十三丁目 南十四条西十八丁目（四番から六番まで） 南十四条西十九丁目 南十五条西十九丁目 伏見一丁目 伏見二丁目（一番から五番まで） 旭ヶ丘一丁目（三番、七番から十一番まで及び十三番） 旭ヶ丘二丁目 旭ヶ丘三丁目 旭ヶ丘四丁目 旭ヶ丘五丁目 旭ヶ丘六丁目（一番） 側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。

三　在大阪中華人民共和国総領事館周辺地域

期間	地域
令和八年五月十二日から令和九年五月十一日まで	大阪市西区 江戸堀二丁目（四番から八番まで） 江戸堀三丁目 京町堀二丁目（五番から十四番まで） 京町堀三丁目 靭本町二丁目 靭本町三丁目 西本町二丁目 西本町三丁目 江之子島一丁目 江之子島二丁目 阿波座二丁目（二番から四番まで）
	立売堀二丁目（二番、三番及び五番） 立売堀三丁目（一番から三番まで及び六番から八番まで） 立売堀四丁目（一番から四番まで及び六番から十一番まで） 立売堀五丁目（一番から六番まで） 立売堀六丁目（一番から三番まで、五番及び七番から九番まで） 側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。ただし、府道大阪伊丹線を除く。

四　在福岡中華人民共和国総領事館周辺地域

期間	地域
令和八年五月十二日から令和九年五月十一日まで	福岡市中央区 地行浜一丁目 地行二丁目 地行三丁目 地行四丁目（七番から十八番まで） 百道浜一丁目（一番） 福岡市早良区 西新二丁目（一番から三番まで及び十二番から二十四番まで） 樋井川の新今川橋からよかトピア橋で囲まれた河川区域（河川法第六条に規定する河川区域）及び同河川区域に架かる橋梁の部分。ただし、新今川橋橋梁部分を除く。側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。ただし、地行二丁目及び西新二丁目に接する一級市道千代今宿線道路部分及び道路の区間に接する交差点部分を除く。

五　在長崎中華人民共和国総領事館周辺地域

期間	地域
令和八年五月十二日から令和九年五月十一日まで	長崎市 本尾町（一番から三番まで） 上野町 本原町 大橋町（一番、二番及び二十一番） 橋口町 岡町 松山町（七番から九番まで） 平和町（二番から七番まで、九番から十二番まで及び十五番から二十八番まで） 側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。

公告

諸事項

破産手続終結

○

▷

○

小規模個人再生による再生計画認可

公文書等の管理に関する独立行政法人男女共同参画機構公示第１号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第17条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第11条第３項の事務所の場所を次のとおり公示する。

令和８年４月14日

独立行政法人男女共同参画機構理事長　大槻　奈巳

埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷728番地　独立行政法人男女共同参画機構総務課内

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

札幌市中央区北七条西二十一丁目二番二二号

サンコーパネル株式会社

代表清算人　鈴木　勝彦

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

北海道函館市豊川町一〇番六号

株式会社ハコダテミライカモン

代表清算人　小西　一人

解散公告

当社は、令和八年三月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

札幌市豊平区豊平五条一丁目二番五号

互幌建設株式会社

代表清算人　佐藤　恭子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

北海道北見市北四条西三丁目二番地

有限会社舘

清算人　岡村　幹夫

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

北海道北見市西三輪五丁目一三番地

有限会社十亀木材工芸

清算人　建石　伸彦

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

秋田市山王臨海町一番一号

株式会社さきがけデジタル

代表清算人　泉　一志

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

秋田県由利本荘市一番堰一三九番地

有限会社スカット

清算人　村上　泉

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

秋田県由利本荘市後町八二番地三

有限会社堀川左官工事所

清算人　齊藤　義春

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

山形県寒河江市本町三丁目一三番二一号

有限会社アートセンターカタギリ

清算人　片桐　幸悦

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

山形県寒河江市西根二丁目二番一六号

ホンダプラザ寒河江株式会社

代表清算人　杉沼　敦子

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

福島県相馬郡飯舘村飯樋字笠石一四〇番地一

一般社団法人いいたて結い農園

代表清算人　三瓶　政美

解散公告

当社は、令和八年四月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

群馬県伊勢崎市本町四番地二五

株式会社細野

代表清算人　細野　輝子

解散公告

当社は、令和四年十二月十四日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

埼玉県深谷市黒田八三〇番地

反町物流株式会社

代表清算人　反町　八代江

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

埼玉県草加市青柳六丁目四九番一二号

有限会社スカイテック工業

清算人　新城　聡

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

千葉県船橋市習志野台五丁目二二―一〇Ｔ

Ｎコーポ一〇三　株式会社Ｖ―Ｃｕｅ

代表清算人　邱　献范

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日に開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

千葉県四街道市大日五三四番地一七

有限会社アイ・プロダクト

清算人　松平和佳子

解散公告

当社は、令和八年二月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

東京都足立区神明三丁目三〇番一号

有限会社日景管工

代表清算人　日景　一志

解散公告

当社は、令和八年三月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

東京都目黒区鷹番二丁目一六番三号二〇二

号メゾン・ド・マリ

株式会社Ｕ―ｔｕｒｎ

代表清算人　尾崎　優太

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

なごみホールディング合同会社

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

東京都港区赤坂二丁目一〇―七ラフィネ赤

坂六〇一

株式会社Ｌａｂａｒ

代表清算人　井内　隆一

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

元離宮二条城前一般社団法人

代表清算人　栗国　正樹

解散公告

当社は、令和八年三月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

東京都渋谷区千駄ヶ谷五―一六―一六千駄ヶ谷フラワーマンション一一〇七

sleek Tokyo株式会社

代表清算人　中村　勤

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三F　合同会社アルム

清算人　中村　武

解散公告

当社は、令和八年三月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

東京都世田谷区深沢二丁目一二番一六号

駒澤パークインターナショナルスクール株式会社　代表清算人　星野　元昭

（申出先）

東京都港区西新橋一―二〇―三虎ノ門法曹ビル六〇一　書間法律事務所

代理人　弁護士　書間　光雄

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

東京都豊島区池袋二丁目七二番一号池袋Sビル一〇一号室

住総建設ジャパン株式会社

代表清算人　近藤　元龍

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

東京都荒川区東日暮里六―四九―一七―五〇一号

株式会社飯岡光一事務所

代表清算人　飯岡　光一

解散公告

当組合は、令和八年三月二十五日開催の臨時総会の決議により三月三十一日をもって解散しましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。同期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

東京都文京区弥生二丁目一一番一六号

人工光合成化学プロセス技術研究組合

清算人　日下　晴彦

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

東京都中央区銀座一丁目一二番四号N&E BLD. 六階

合同会社朝活

清算人　鈴木　堅介

解散公告

当社は、令和八年四月七日付株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

東京都港区港南二丁目一五番三号

株式会社R―ファンド6号

代表清算人　滝澤　康之

解散公告

当社は、令和八年二月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

東京都世田谷区上北沢三丁目七番七号

株式会社ライフ

代表清算人　佐藤　清美

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

東京都調布市布田二丁目一七番地一ガーデンカラー丸井三〇八

特定非営利活動法人たんぽぽ

清算人　稲葉みづほ

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

恵比寿ホールディング1一般社団法人

代表清算人　粟国　正樹

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

恵比寿ホールディング2一般社団法人

代表清算人　粟国　正樹

解散公告

当社は、令和八年三月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

東京都杉並区本天沼二丁目四二番五号

有限会社ヤング社

清算人　髙山　正樹

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

東京都墨田区立花三丁目二七番三号

有限会社片山ファイバー

清算人　片山　寿世

解散公告

当社は、令和八年二月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

東京都足立区西新井本町四丁目二一番九号

東日昇株式会社

代表清算人　セツ・ギホウ

解散公告

当社は、令和八年三月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

東京都目黒区下目黒二丁目二二番一七号

株式会社スムーズ

代表清算人　齊藤　啓示

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

東京都品川区南品川五丁目一一番五〇―五一四号

有限会社トナミ教材開発

清算人　砺波　明子

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

東京都中央区銀座七丁目一三番二〇号

ルミナス合同会社

清算人　山田あかね

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　九条ホールディング１一般社団法人

代表清算人　粟国　正樹

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　九条ホールディング２一般社団法人

代表清算人　粟国　正樹

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　行人坂ホールディング１一般社団法人

代表清算人　粟国　正樹

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　行人坂ホールディング２一般社団法人

代表清算人　粟国　正樹

解散公告

当法人は、令和八年三月二十九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

東京都中野区中央四丁目五三番七号ＹＨＮビル一Ｆ

特定非営利活動法人中野ふくし倶楽部

清算人　矢田　和雄

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

東京都東久留米市本町三丁目一四番三号

合同会社YUKITAS

清算人　田嶋ユキ子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

東京都杉並区荻窪四丁目三二番二号

株式会社新洋

代表清算人　小竹　良夫

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

東京都中央区銀座一丁目一二番四号Ｎ＆ＥＢＬＤ．六Ｆ

株式会社アール

代表清算人　藤野　亮介

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

東京都墨田区緑四丁目三三番五号

有限会社久保田機材

清算人　久保田永次

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

東京都港区芝公園二丁目一一番一一号

株式会社東新

代表清算人　池田　秀一

解散公告

当法人は、令和八年三月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

東京都渋谷区神宮前一丁目五番八号

ＡＧＸ一般社団法人

代表清算人　長坂　英樹

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

東京都狛江市東野川二丁目六番七号

株式会社光建

代表清算人　田中　昌人

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

東京都中央区銀座七丁目二番六号銀座アステルビル四階

シェブロンフィリップス化学株式会社

代表清算人　福岡　武彦

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

東京都港区青山三丁目六番七号青山パラシオタワー一一階

Ａｄｅｎ＆Ａｎａｉｓ株式会社

代表清算人　前田　頼子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

東京都港区西麻布三丁目八番二―五〇二号

株式会社スハラ

代表清算人　壽原　弘子

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

東京都北区中十条二丁目一番八号

訪問看護まなびサポート株式会社

代表清算人　瀧井　望

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号
一般社団法人東京セントラルプロパティ
代表清算人　三品　貴仙

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

横浜市港北区綱島東六丁目三番二六号
株式会社ＮＦブロッサムテクノロジーズ
代表清算人　古城　隆三

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

横浜市金沢区釜利谷西五丁目一一番三号
株式会社アルファプランニング
代表清算人　阿部　弘良

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

横浜市都筑区仲町台一丁目二七番二〇号
株式会社ＦＩＮＥＺ
代表清算人　増田　信夫

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

横浜市磯子区洋光台六丁目一番一五―四一四号
合同会社ハナミズキ
清算人　大岡　康清

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

神奈川県藤沢市鵠沼海岸三丁目一番一三号
株式会社ＮＥＸＴ
代表清算人　諸國　佑馬

解散公告

当社は、令和八年三月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

横浜市鶴見区向井町四丁目八九番三号
アオキガーデンヒル向井町一〇一号
ＡＩＳＴＡＲ株式会社
代表清算人　高　嶺

解散公告

当社は、令和八年三月四日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

神奈川県横浜市戸塚区戸塚町三六三〇番地
二五戸塚ヒルズ六〇四号　合同会社ＺＥＮ
清算人　江崎　誠

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

横浜市港北区新羽町六八一番地
有限会社チトモ精工
清算人　大島　治男

令和八年四月十四日

新潟県新潟市北区木崎八三七番地一
一般社団法人適正安全輸送協会
代表清算人　小林　弘

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

富山市本郷町一〇八番地九
一般社団法人みなみフットボールクラブ
代表清算人　西川　智

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

富山県射水市松木七八八番地一
株式会社ＭＳコマース
代表清算人　宮田　晋一

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

長野県下高井郡木島平村大字往郷五五六七番地一
馬曲温泉株式会社
清算人　徳安素一郎

解散公告

当社は、令和八年三月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

岐阜県大垣市長沢町七丁目八番地
大垣ホンダ株式会社
代表清算人　奈良部　淳

解散公告

当社は、令和八年三月十三日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

岐阜県大垣市木呂町八五

合同会社ピーオーエム

清算人　髙木　智史

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

岐阜県羽島市福寿町平方六丁目三五番地

株式会社ロボ勝野

代表清算人　勝野　和男

解散公告

当社は、令和八年三月十一日の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

静岡県三島市萩一四一番地の一サンシェス夕三島萩五〇九号

合同会社アルバス

清算人　蛭海　直隆

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

静岡県浜松市中央区上島三丁目七番七号

戸ヶ里タオル株式会社

代表清算人　戸ケ里守彦

解散公告

当社は、令和八年三月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

名古屋市守山区小幡常燈一番四三号一階

春風株式会社

代表清算人　林　麗娟

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

名古屋市南区道徳通二丁目五一道徳ビル二Ａ―一号

Ｗコーポレーション株式会社

代表清算人　李　雪菲

解散公告

当社は、令和八年三月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

名古屋市千種区茶屋坂通一丁目一一番地一

明星株式会社

代表清算人　唐　明星

解散公告

当法人は、令和八年三月二十六日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

名古屋市中川区小碓通三丁目三六番地（二Ｆ）

一般社団法人ＭＩＴＥＲＩ　ＮＥＰＡＬ　ＪＡＰＡＮ

代表清算人　シグデル・チーランジービー

解散公告

当社は、令和二年二月二日をもって解散しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

三重県四日市市西阿倉川一三六三―三

株式会社三重鑑定事務所

代表清算人　谷川　和也

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

京都市東山区下河原通八坂鳥居前下る三丁目南町四二四番地ライオンズマンション高台寺三〇五号

株式会社フリーレン

代表清算人　長谷川菜穂子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

京都府宇治市伊勢田町名木一丁目一番地二三八

京都生コン販売株式会社

代表清算人　中村　壽成

解散公告

当社は、令和八年三月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

京都府向日市上植野町北小路二番地

有限会社泉水

清算人　民秋　義信

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

大阪府大阪市東住吉区田辺四丁目一九番五―四〇二号

進階株式会社

代表清算人　張　暁霞

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

大阪市北区本庄東三丁目九番一一号

株式会社ｌｉｂｅｒｔｅ

代表清算人　袴田　智美

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

大阪府枚方市春日西町二丁目二五番二五号

東成紙工株式会社

代表清算人　黒川　竜志

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の書面による同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

大阪市中央区久太郎町三丁目六番八号

ダイワボウライフサポート株式会社

代表清算人　田代　龍也

解散公告

当社は、令和七年十二月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

大阪府貝塚市堀三丁目一二番一―七一二号

株式会社サチホールディングス

代表清算人　天富　克己

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

大阪市中央区瓦屋町三丁目四番九号サンシャイン瓦屋町二〇七Ｂ　日庭株式会社

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

大阪市西区靱本町一丁目六番六号大阪華東ビル三Ｆ　株式会社泰生メディカル

代表清算人　中村　嘉雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

大阪府枚方市牧野阪一丁目一四番三号シャルムＫ一〇一号室　株式会社Life Design

代表清算人　萩原　良樹

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

大阪府吹田市新芦屋上二四番一―八〇二号　株式会社渡辺・コンサルティング・オフィス

代表清算人　渡邊　薫

解散公告

当社は、令和八年三月十八日開催の株主総会の決議により解散しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

大阪市中央区備後町一丁目四番一六号備一ビル二〇二号　日月株式会社

代表清算人　張　莉

解散公告

当社は、令和八年三月十九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

大阪市西成区旭二丁目一番一四号　合同会社鉄新

清算人　濵中　哲也

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

大阪市北区鶴野町四番Ａ―五二六号　ムーブメント21株式会社

代表清算人　谷口　源三

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

大阪府堺市堺区南瓦町二―一堺市総合福祉会館二階市民活動サポートセンター　ＮＰＯ法人福祉ワーカーズあゆみ

清算人　岡﨑　昌美

解散公告

当社は、令和八年四月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

大阪府吹田市江坂町二丁目二番二〇号　ＩＴＯ株式会社

代表清算人　伊藤　武司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

神戸市長田区二葉町六丁目七番一―二〇四　Ａプラン保険サービス株式会社

代表清算人　豊田　稔

解散公告

当法人は、令和八年二月十八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

兵庫県加古川市加古川町南備後一〇一―一　特定非営利活動法人空き家みまもりたい

代表清算人　川口　正男

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

兵庫県伊丹市緑ケ丘二丁目一七〇番地　日本アポテック株式会社

代表清算人　間　哲章

解散公告

当法人は、令和八年二月二十六日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

奈良県奈良市朱雀五丁目一番地の一　平城朱雀第二住宅五九―一〇一　特定非営利活動法人奈良ピンクリボンアピール

清算人　佐分利みどり

解散公告

当組合は、令和八年三月二十四日開催の臨時総会の決議により令和八年三月三十一日に解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

島根県出雲市大社町杵築南一三四四番地　大社商業協同組合

清算人　室家　隆一

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

広島市安佐南区長束西五丁目八番七号　株式会社ダスティーミラー

代表清算人　後田　茂晴

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

広島県三次市江田川之内町九九四番一五号　ＤＳＰ合同会社

清算人　飯塚　秀一

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

広島市西区上天満町一番四号　有限会社ノダトレイディング

清算人　野田　優

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

香川県高松市福岡町四丁目二八番三〇号　株式会社テイクハウジングプロダクツ

代表清算人　小竹　和夫

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

愛媛県西条市ひうち字西ひうち三番地三九

株式会社五輪エンジニアリング

代表清算人　明星　守弘

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

愛媛県喜多郡内子町寺村二五七二番地

株式会社愛ハートおだ

代表清算人　髙岡　通安

解散公告

当社は、令和八年三月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

福岡市中央区六本松三丁目一六番四一―二〇二号

有限会社原田総合地所

清算人　原田ウルズラ

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

北九州市小倉北区西港町九四番地の九

三和青果株式会社

代表清算人　渡邊　彰子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

北九州市若松区小敷ひびきの三丁目二番一六号

有限会社洞北コーポレーション

代表清算人　上野　博幸

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

福岡市中央区大名二丁目一二番八号

株式会社ＤＧＮＦＩ

代表清算人　朝崎　和眞

解散公告

当社は、平成二十八年十二月十四日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

福岡市早良区南庄六丁目六番三三号

株式会社新盟

代表清算人　内田　高明

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

福岡市博多区中洲五丁目三番八号

株式会社ライフダイレクト

代表清算人　光武　典隆

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

福岡市中央区大手門一丁目一番一二号

合同会社津屋崎太陽光発電所ＮＯ．２

清算人　川良　誠

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

福岡市中央区大手門一丁目一番一二号

合同会社津屋崎太陽光発電所ＮＯ．１

清算人　川良　誠

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

福岡市中央区大手門一丁目一番一二号

合同会社津屋崎太陽光発電所ＮＯ．３

清算人　川良　誠

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

福岡市中央区大手門一丁目一番一二号

ＭＭエナジー株式会社

代表清算人　川良　誠

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

佐賀県佐賀市開成六丁目十番十六号

有限会社若楠商事

代表清算人　矢野　善紀

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

長崎県大村市東大村一丁目二三七六番地六

株式会社レインボー

代表清算人　狩野　道子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

長崎市つづじが丘二丁目一三番六号

有限会社ティ・エイチ・エス

清算人　辻　孝一郎

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

宮崎市昭和町六七番地一

有限会社藤田エデュケーションシステム

清算人　藤田　亜土

解散公告

当社は、令和五年十二月十三日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

宮崎市東大宮四丁目一番一一号

株式会社グランツ

代表清算人　小川不二郎

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

宮崎市吉村町北原甲一四三五番地一一

合同会社ハッピーもも

清算人　吉田　明夫

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

宮崎市村角町天神田一七八一番地五

有限会社荒武製缶工業

清算人　荒武ますみ

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

鹿児島県霧島市隼人町見次一八六四番地二

一般社団法人姶良・霧島を元気にする会

代表清算人　田代　雅孝

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年九月十八日開催の社員総会の決議並びに北海道知事の認可により、令和八年三月九日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

北海道恵庭市恵み野北三丁目一番一

医療法人社団恵み野内科循環器クリニック

清算人　鎌田あすむ

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年二月二十八日社員の欠乏により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

千葉県長生郡一宮町一宮三〇一四番地

医療法人社団鼎仁会

清算人　藤島　千春

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年六月三十日開催の社員総会の決議並びに滋賀県知事の認可により、令和八年二月二十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

滋賀県草津市野村八丁目三番一〇号

医療法人コス小児科

清算人　笠井　康史

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年二月十一開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

大分県豊後大野市清川町臼尾四一三番地四

農事組合法人いわど

清算人　野口　重徳

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年三月二十五日沖縄県豊見城市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

沖縄県豊見城市字与根五〇番地二一三

ルーツ・メディカルビル三―五

豊見城市与根西部土地区画整理組合

代表清算人　上原　勉

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年三月二十三日札幌市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

札幌市中央区南八条西三丁目一番地二

ＫＮビルマンション敷地売却組合

清算人　齋藤　工

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年七月十日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により令和八年二月二十四日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

東京都練馬区東大泉一丁目三七番一三号

医療法人社団地精会

清算人　金杉　和夫

解散公告（第二回）

当法人は、令和五年十二月十一日開催の責任役員会の決議により、令和八年三月二十三日神奈川県知事の認証を受けて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

神奈川県秦野市堀西九九四番地

宗教法人大至善教界

清算人　神野まみ江

解散公告（第三回）

宗教法人光照寺は解散することになりましたので、債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

福井県福井市味見河内町二三号四二番地

宗教法人光照寺

代表清算人　土屋　宗尭

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十二月十六日開催の責任役員会の決議並びに香川県知事の認可により令和八年三月十三日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

香川県丸亀市幸町二丁目六番二八号

カトリック・スペイン外国宣教会

清算人　齊藤　信也

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十月三十一日開催の社員総会の決議並びに福岡県知事の認可により、令和八年三月三日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

北九州市小倉南区守恒本町一丁目一二番一一号　医療法人守恒レディースクリニック

清算人　吉村　誠

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年二月十日佐賀地方裁判所唐津支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

佐賀県唐津市南城内一番一号　大手口センタービル四階四〇五号室　稲津高大法律事務所

宗教法人瑞巌寺

清算人　弁護士　岩城　直明

第２期決算公告　令和８年３月19日

東京都千代田区富士見一丁目３番11号

株式会社Ｍｅｔｈｏｄ３６０

代表取締役　藤井　勝博

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	276,082
	固定資産	2,417
	資産合計	**278,500**
負債及び純資産の部	流動負債	87,231
	株主資本	191,268
	資本金	90,000
	資本剰余金	90,000
	資本準備金	90,000
	利益剰余金	11,268
	その他利益剰余金	11,268
	（うち当期純利益）	(29,938)
	負債・純資産合計	**278,500**

第 10 期 決 算 公 告

令和８年４月14日
東京都豊島区南池袋二丁目49番７号
株式会社ＢＯＤ
代表取締役　田中　大善

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	983,058
	固定資産	1,106,936
	資産合計	2,089,994
負純資産債及びの部	流動負債	616,532
	固定負債	201,082
	株主資本	1,272,380
	資本金	80,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	1,172,380
	その他利益剰余金	1,172,380
	（うち当期純利益）	(89,942)
	負債・純資産合計	2,089,994

第 3 期 決 算 公 告

令和８年４月14日
東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
スクワッドスターズ株式会社
代表取締役　岡本　好古

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	138,732
	合計	138,732
負純資産債及びの部	流動負債	65,448
	株主資本	73,283
	資本金	10,000
	利益剰余金	63,283
	その他利益剰余金	63,283
	（うち当期純利益）	(42,375)
	合計	138,732

第 25 期 決 算 公 告

令和８年４月14日
埼玉県所沢市上安松821－１
株式会社パティオ
代表取締役　宮田　晃平

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	497,656
	固定資産	165,468
	合計	663,125
負純資産債及びの部	流動負債	230,491
	固定負債	244,328
	株主資本	188,305
	資本金	10,000
	利益剰余金	178,305
	その他利益剰余金	178,305
	（うち当期純利益）	(25,973)
	合計	663,125

資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

資金決済に関する法律第20条第１項の規定に基づき、未使用の仮想通貨の保有者に払戻しを致します。

〈払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号〉
株式会社パオン・ディーピー

〈払戻し対象の前払式支払手段の種類〉
エイリアンのたまご「宇宙石（購入分）」※有償発行かつ未使用分に限る。

〈払戻しの申出期間〉
令和８年４月14日火曜日15時00分～令和８年７月14日火曜日17時59分迄

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続から除斥されます。

〈問い合わせ先〉
alienegg_payment@paon-dp.com
令和８年４月14日
東京都北区田端１―21―８　ＮＳＫビル
株式会社パオン・ディーピー

第百七回代議員会審議結果公告

令和八年三月十九日（木）、全社協・灘尾ホール（新霞が関ビル）において開催した第百七回代議員会における審議結果は左記のとおりです。

令和八年四月十四日

日本赤十字社

記

第一号議案　役員の選出について
理事十六名が次のとおり選出されました。
理事　渡邉　芳樹　手塚　直樹
紀野　修一　田中　康夫
成田　耕造　江畑　佳明
小田部　卓　最上　重夫
高井　盛男　持木　一茂
木村　健二　菊地　豊
勝山　正昭　中谷　博昭
木谷　聡一　小田切泰禎

第二号議案　令和八年度事業計画について
原案のとおり議決されました。

第三号議案　令和八年度収支予算について
原案のとおり議決されました。

第３期決算公告

令和８年４月14日

東京都港区芝浦四丁目16番25号

株式会社ＢＰＣ

代表取締役　西村　泰一

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	413,666
	固定資産	2,451
	資産合計	416,117
負債及び純資産の部	流動負債	200,475
	株主資本	215,642
	資本金	20,000
	利益剰余金	195,642
	その他利益剰余金	195,642
	（うち当期純利益）	(97,576)
	負債・純資産合計	416,117

第７期決算公告

令和８年４月14日

東京都豊島区南池袋二丁目49番７号

株式会社プログレス

代表取締役　金沢　孝俊

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	317,028
	固定資産	6,454
	資産合計	323,482
負債及び純資産の部	流動負債	56,357
	株主資本	267,125
	資本金	50,000
	利益剰余金	217,125
	その他利益剰余金	217,125
	（うち当期純利益）	(37,420)
	負債・純資産合計	323,482

第８期決算公告

令和８年４月14日

東京都豊島区南池袋二丁目49番７号

株式会社ＨＲマネジメント

代表取締役　高橋絵里香

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	238,542
	固定資産	115,340
	資産合計	353,882
負債及び純資産の部	流動負債	123,538
	固定負債	3,599
	株主資本	226,745
	資本金	20,000
	資本剰余金	15,000
	資本準備金	15,000
	利益剰余金	191,745
	その他利益剰余金	191,745
	（うち当期純利益）	(36,575)
	負債・純資産合計	353,882

第９期決算公告

令和８年４月14日

東京都千代田区有楽町一丁目13番２号

第一生命日比谷ファースト12階

イブラブインサイト・ジャパン株式会社

代表取締役　陳　翠娥

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,259,844
	資産合計	3,259,844
負債及び純資産の部	流動負債	4,016,000
	固定負債	134,081,977
	株主資本	△134,838,133
	資本金	10,000
	利益剰余金	△134,848,133
	その他利益剰余金	△134,848,133
	（うち当期純損失）	(28,329,387)
	負債・純資産合計	3,259,844

第14期決算公告

令和８年４月14日

東京都中央区日本橋三丁目９番１号

日本橋三丁目スクエア11階

Thuraya Telecommunications Japan株式会社

代表取締役　ジャッセム・ハッサン・サルマン・ナッサー

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	56,056,707
	固定資産	44,611
	資産合計	56,101,318
負債及び純資産の部	流動負債	237,458,601
	株主資本	△181,357,283
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	△184,357,283
	その他利益剰余金	△184,357,283
	（うち当期純利益）	(309,376)
	負債・純資産合計	56,101,318

第16期決算公告

令和８年３月16日

東京都千代田区四番町６番地

ＭＭＷａｔｅｒ株式会社

代表取締役　石﨑　克彦

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	18,794,855
	固定資産	10,854,921
	資産合計	29,649,776
負債及び純資産の部	流動負債	1,063,500
	株主資本	28,586,276
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	8,586,276
	利益準備金	1,887,330
	その他利益剰余金	6,698,946
	（うち当期純利益）	(3,532,691)
	負債・純資産合計	29,649,776

第７期決算公告

令和８年４月14日

東京都千代田区神田神保町一丁目105番地

ニュー・フロンティア・キャピタル・インターナショナル株式会社

代表取締役　臼杵　繁樹

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	35,436
	固定資産	45,589
	資産合計	81,025
負債及び純資産の部	流動負債	2,344
	固定負債	20,000
	株主資本	58,681
	資本金	70,000
	利益剰余金	△11,318
	その他利益剰余金	△11,318
	繰越利益剰余金	△11,318
	（うち当期純損失）	(5,613)
	負債・純資産合計	81,025

第15期決算公告

令和８年３月19日

東京都渋谷区恵比寿４丁目20番３号

ＮＬバリューキャピタル株式会社

代表取締役　角田　喜紀

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	239,211
	合計	239,211
負債及び純資産の部	流動負債	100,947
	株主資本	138,264
	資本金	10,000
	資本剰余金	136,151
	資本準備金	387
	その他資本剰余金	135,764
	利益剰余金	△ 7,888
	その他利益剰余金	△ 7,888
	（うち当期純損失）	(735)
	合計	239,211

第６期決算公告　令和８年４月14日

東京都千代田区神田錦町二丁目２番地１

（ＫＡＮＤＡ・ＳＱＵＡＲＥ・11Ｆ）

コルバスエナジージャパン株式会社

代表取締役　オーレ・ヤコブ・イルゲンス

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	81,626
	固定資産	3,085
	資産合計	84,711
負債及び純資産の部	流動負債	35,423
	株主資本	49,288
	資本金	100,000
	利益剰余金	△50,711
	その他利益剰余金	△50,711
	（うち当期純利益）	(46,088)
	負債・純資産合計	84,711

第２期決算公告　令和８年４月14日

神奈川県小田原市早川128番地

株式会社オフグリッドフィールド

代表取締役　廣里　成隆

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	116,133
	固定資産	115,671
	繰延資産	802
	資産合計	232,607
負債及び純資産の部	流動負債	5,962
	固定負債	9,844
	株主資本	216,799
	資本金	98,000
	資本剰余金	202,000
	資本準備金	202,000
	利益剰余金	△83,200
	その他利益剰余金	△83,200
	（うち当期純損失）	(76,366)
	負債・純資産合計	232,607

第５期決算公告

令和８年４月14日

神奈川県厚木市中町四丁目14番１号

サクセス本厚木ビル５階、６階

アチーブ・コレクトネス・ジャパン株式会社

代表取締役　フー・ジェンジョン

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,504,436
	資産合計	6,504,436
負債及び純資産の部	流動負債	9,056,020
	株主資本	△2,551,584
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△12,551,584
	（うち当期純損失）	(2,453,519)
	負債・純資産合計	6,504,436

第１期決算公告

令和８年４月14日

東京都千代田区丸の内一丁目８番３号

サムティインターナショナル株式会社

代表取締役　寺内　孝春

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,266,945
	固定資産	414
	資産合計	1,267,359
負債及び純資産の部	流動負債	1,249,713
	株主資本	17,646
	資本金	10,000
	利益剰余金	7,646
	その他利益剰余金	7,646
	（うち当期純利益）	(7,646)
	負債・純資産合計	1,267,359

第１期決算公告

令和８年３月23日
静岡県静岡市駿河区池田28
静岡ガスヘルスケア株式会社
代表取締役　取締役社長　河合　秀一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	9,000,000
	固定資産	0
	資産合計	9,000,000
負純資債及産のび部	流動負債	0
	固定負債	0
	負債合計	0
	株主資本	9,000,000
	資本金	9,000,000
	純資産合計	9,000,000
	負債・純資産合計	9,000,000

(注)　当期純利益　0円

第36期決算公告

令和８年４月14日
静岡県御殿場市神場二丁目32番地
株式会社ア・ジャストポリマー
代表取締役　勝間田浩茂

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	430,866
	固定資産	268,403
	資産合計	699,270
負純資債及産のび部	流動負債	53,107
	固定負債	85,561
	株主資本	560,602
	資本金	10,000
	利益剰余金	550,602
	利益準備金	6,500
	その他利益剰余金	544,102
	(うち当期純利益)	(55,917)
	負債・純資産合計	699,270

第17期決算公告

令和８年４月14日
新潟県妙高市工団町３番１号
コネクテックジャパン株式会社
代表取締役　中野　高宏

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	548,042
	固定資産	268,118
	合計	816,160
負純資債及産のび部	流動負債	209,999
	固定負債	90,163
	株主資本	515,998
	資本金	100,000
	資本剰余金	182,620
	利益剰余金	238,557
	その他利益剰余金	238,557
	(うち当期純利益)	(65,057)
	自己株式	△5,180
	合計	816,160

第79期決算公告

令和８年３月16日
名古屋市中区栄二丁目４番１号
村上化学株式会社
代表取締役　加藤　久晴

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,366,157
	固定資産	824,633
	資産合計	5,190,791
負純資債及産のび部	流動負債	3,288,485
	固定負債	204,938
	株主資本	1,697,367
	資本金	200,000
	利益剰余金	1,497,367
	利益準備金	21,060
	その他利益剰余金	1,476,307
	(うち当期純利益)	(153,577)
	負債・純資産合計	5,190,791

第８期決算公告　2026年４月14日

静岡県静岡市駿河区池田28
エネリア静岡株式会社
代表取締役　取締役社長　吉永　伸弥

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	794,246
	固定資産	61,395
	合計	855,641
負純資債及産のび部	流動負債	400,923
	固定負債	108,555
	株主資本	346,163
	資本金	30,000
	資本剰余金	90,000
	資本準備金	30,000
	その他資本剰余金	60,000
	利益剰余金	226,163
	その他利益剰余金	226,163
	(うち当期純利益)	(76,266)
	合計	855,641

第８期決算公告　2026年４月14日

静岡県沼津市岡一色809番地
エネリア東部株式会社
代表取締役　取締役社長　中村　誠

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	355,102
	固定資産	8,984
	合計	364,086
負純資債及産のび部	流動負債	225,188
	固定負債	76,615
	株主資本	62,283
	資本金	30,000
	資本剰余金	70,000
	資本準備金	30,000
	その他資本剰余金	40,000
	利益剰余金	△ 37,716
	その他利益剰余金	△ 37,716
	(うち当期純利益)	(10,500)
	合計	364,086

第59期決算公告　2026年３月24日

大阪市西淀川区西島一丁目１番62号
ユートランスシステム株式会社
代表取締役　山田　謙造

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	426,499
	固定資産	56,861
	資産合計	483,360
負純資債及産のび部	流動負債	44,514
	固定負債	3,172
	負債合計	47,686
	株主資本	435,673
	資本金	28,000
	利益剰余金	407,674
	利益準備金	14,200
	その他利益剰余金	393,474
	(うち当期純利益)	(22,038)
	純資産合計	435,674
	負債・純資産合計	483,360

第85期決算公告　令和８年３月25日

大阪府大阪市東成区東中本三丁目13番８号
東洋ビューティ株式会社
代表取締役　岩瀬　史明

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	15,478
	固定資産	12,169
	合計	27,648
負純資債及産のび部	流動負債	8,758
	固定負債	4,749
	株主資本	14,140
	資本金	45
	資本剰余金	1
	資本準備金	1
	利益剰余金	14,094
	利益準備金	11
	その他利益剰余金	14,083
	(うち当期純損失)	(140)
	合計	27,648

第４期決算公告

令和８年４月14日
三重県四日市市三田町５番地
高純度シリコン株式会社
代表取締役社長　田村　博和

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	10,997
	固定資産	28,639
	資産合計	39,636
負純資債及産のび部	流動負債	7,455
	固定負債	4,362
	株主資本	27,819
	資本金	100
	資本剰余金	24,449
	その他資本剰余金	24,449
	利益剰余金	3,270
	その他利益剰余金	3,270
	(うち当期純利益)	(376)
	負債・純資産合計	39,636

第６期決算公告

令和８年４月14日
福岡市博多区博多駅前二丁目１番１号
株式会社ワールドキャピタルソリューション
代表取締役　山田　秀典

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	128,876
	固定資産	346,023
	合計	474,899
負純資債及産のび部	流動負債	14,273
	固定負債	360,000
	株主資本	100,626
	資本金	100,000
	利益剰余金	626
	その他利益剰余金	626
	(うち当期純利益)	(6,313)
	合計	474,899

第65期決算公告　令和８年４月13日

福岡市中央区長浜三丁目11番３号
株式会社フクカン
代表取締役　鹿毛　伸

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,040,447
	固定資産	2,738,469
	合計	4,778,917
負純資債及産のび部	流動負債	148,368
	固定負債	541,816
	(退職給与引当金)	(387,316)
	株主資本	4,088,732
	資本金	20,000
	利益剰余金	4,068,732
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	4,063,732
	(うち当期純利益)	(93,861)
	合計	4,778,917

第70期決算公告　令和８年４月14日

広島市南区南蟹屋二丁目３番１号
株式会社広島東洋カープ
代表取締役社長　松田　元

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	9,011
	固定資産	8,203
	資産合計	17,214
負純資債及産のび部	流動負債	4,198
	固定負債	4,053
	株主資本	8,962
	資本金	50
	資本剰余金	274
	その他資本剰余金	274
	利益剰余金	8,638
	利益準備金	81
	その他利益剰余金	8,557
	(うち当期純利益)	(628)
	負債・純資産合計	17,214

第８期決算公告　令和８年４月14日

埼玉県熊谷市久保島634番地
日本オイルポンプ株式会社
代表取締役　阿部　治

貸借対照表の要旨（令和７年12月20日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	4,118
	固定資産	9,005
	合計	13,123
負純資産及びの部	流動負債	1,714
	固定負債	8,271
	株主資本	3,137
	資本金	99
	資本剰余金	5,802
	資本準備金	2,901
	その他資本剰余金	2,901
	利益剰余金	△2,764
	その他利益剰余金	△2,764
	(うち当期純損失)	(467)
	合計	13,123

第 13 期 決 算 公 告

令和８年４月14日

札幌市中央区北三条西四丁目１番地１
株式会社アシストテックフェイス
代表取締役　髙木　季一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	477
	固定資産	130
	合計	607
負純資産及びの部	流動負債	356
	賞与引当金	251
	固定負債	101
	退職給付引当金	101
	株主資本	149
	資本金	30
	利益剰余金	119
	その他利益剰余金	119
	(うち当期純損失)	(43)
	合計	607

第 6 期 決 算 公 告

令和８年４月14日

東京都港区南青山二丁目24番８号
公益財団法人隈研吾建築奨学財団
代表理事　隈　研吾

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,337
	固定資産	1,114,233
	合計	1,115,570
負味債財及産びの正部	流動負債	—
	固定負債	—
	負債合計	—
	指定正味財産	1,114,233
	一般正味財産	1,337
	正味財産合計	1,115,570
	合計	1,115,570

第 3 期 決 算 公 告

2026年３月26日

千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目６番地１
ワールドビジネスガーデンマリブウエスト24F
株式会社ランドトラストプロパティーズ
代表取締役　小守　智

貸借対照表の要旨　（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	94,164	流動負債	57,795
固定資産	1,311	(うち賞与引当金)	(113)
		固定負債	7,758
		株主資本	29,922
		資本金	3,000
		利益剰余金	26,922
		利益準備金	750
		その他利益剰余金	26,172
		(うち当期純利益)	(13,382)
資産合計	95,475	負債・純資産合計	95,475

第 34 期 決 算 公 告

2026年３月26日

千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目６番地１
ワールドビジネスガーデンマリブウエスト24F
株式会社ランドトラスト
代表取締役　小守　智

貸借対照表の要旨　（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	961,739	流動負債	626,388
固定資産	73,733	(うち賞与引当金)	(2,092)
		固定負債	9,484
		株主資本	399,599
		資本金	100,000
		資本剰余金	5,000
		その他資本剰余金	5,000
		利益剰余金	294,599
		利益準備金	15,400
		その他利益剰余金	279,199
		(うち当期純利益)	(157,491)
資産合計	1,035,472	負債・純資産合計	1,035,472

第 31 期 決 算 公 告

令和８年４月14日　東京都港区東新橋一丁目７番１号
株式会社ＮＮＡ
代表取締役　三井　信幸

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,322,225	流動負債	271,721
固定資産	221,204	固定負債	66,047
		退職給付引当金	66,047
		株主資本	2,205,661
		資本金	100,000
		資本剰余金	201,090
		その他資本剰余金	201,090
		利益剰余金	1,946,170
		利益準備金	16,079
		その他利益剰余金	1,930,090
		(うち当期純利益)	(275,792)
		自己株式	△41,600
資産合計	2,543,429	負債・純資産合計	2,543,429

第 19 期 決 算 公 告

令和８年４月14日　東京都千代田区紀尾井町３番12号
株式会社センターポイント・ディベロップメント
代表取締役　上田　伸孝

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	877,335	流動負債	312,832
固定資産	1,891,826	賞与引当金	88,699
		固定負債	6,000
		負債合計	318,832
		株主資本	2,450,329
		資本金	280,000
		資本剰余金	250,000
		資本準備金	250,000
		利益剰余金	1,920,329
		その他利益剰余金	1,920,329
		(うち当期純利益)	(786,588)
		純資産合計	2,450,329
資産合計	2,769,162	負債・純資産合計	2,769,162

第 53 期 決 算 公 告

令和８年３月23日

長野県塩尻市大字宗賀１番地
芙蓉パーライト株式会社
代表取締役　寺田　徹

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	122,547	流動負債	1,234,438
固定資産	2,044	固定負債	233,492
投資その他の資産	2,044	負債合計	1,467,930
		株主資本	△1,343,338
		資本金	130,000
		資本剰余金	24,252
		資本準備金	24,252
		利益剰余金	△1,497,590
		利益準備金	32,500
		その他利益剰余金	△1,530,091
		(うち当期純損失)	(154,423)
		純資産合計	△1,343,338
資産合計	124,591	負債・純資産合計	124,591

第 79 期 決 算 公 告

2026年３月19日　神奈川県鎌倉市笛田１丁目14番５号
巴機械工業株式会社
代表取締役社長　渡邉　尚

貸借対照表の要旨　（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,825,316	流動負債	983,113
固定資産	296,787	固定負債	130,893
		負債合計	1,114,006
		株主資本	780,814
		資本金	40,000
		利益剰余金	740,814
		利益準備金	10,000
		その他利益剰余金	730,814
		(うち当期純利益)	(27,241)
		評価・換算差額等	227,283
		その他有価証券評価差額金	227,283
		純資産合計	1,008,097
資産合計	2,122,103	負債・純資産合計	2,122,103

第 46 期 決 算 公 告

令和８年４月14日

北九州市小倉北区紺屋町12番４号
株式会社ミクニ
代表取締役　西田　宏二

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	13,338,836	流動負債	12,892,219
固定資産	5,642,672	（賞与引当金）	(23,465)
		固定負債	3,143,558
		株主資本	2,919,988
		資本金	95,000
		資本剰余金	405,000
		資本準備金	405,000
		利益剰余金	2,419,988
		利益準備金	23,750
		その他利益剰余金	2,396,238
		（うち当期純利益）	(584,591)
		評価差額金	25,742
資産合計	18,981,509	負債・純資産合計	18,981,509

第 36 期 決 算 公 告

令和８年３月27日　　鳥取県東伯郡北栄町東園323番地１
株式会社サンセキ
代表取締役社長　熊野　俊也

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,742	流動負債	1,096
固定資産	2,115	固定負債	1,217
		株主資本	1,543
		資本金	100
		資本剰余金	1,548
		自己株式処分差益	39
		その他資本剰余金	1,509
		利益剰余金	△105
		利益準備金	3
		その他利益剰余金	△108
		（うち当期純損失）	(311)
		評価・換算差額等	0
		有価証券評価差額金	0
資産合計	3,857	負債・純資産合計	3,857

第 79 期 決 算 公 告

令和８年４月３日　　東京都中央区日本橋二丁目15番３号
アズマックス株式会社
代表取締役社長　津田　　聡

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,515	流動負債	2,179
固定資産	3,398	固定負債	901
		株主資本	3,673
		資本金	499
		資本剰余金	303
		資本準備金	303
		その他資本剰余金	0
		利益剰余金	2,871
		利益準備金	81
		その他利益剰余金	2,790
		（うち当期純利益）	(62)
		自己株式	0
		評価・換算差額等	159
資産合計	6,914	負債・純資産合計	6,914

債務引受に係るお知らせ

首都高速道路株式会社第３２回社債の債権者各位

首都高速道路株式会社第３２回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）につきましては、令和八年三月三十一日付で、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を行い、首都高速道路株式会社と連帯して弁済の責めを負うことになり、社債管理者は、右記社債にかかる管理委託契約の関連条項を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承認したことを確認いたしましたのでお知らせいたします。

令和八年四月十四日

神奈川県横浜市西区高島一丁目一番二号
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　澤田　聡

東京都千代田区霞が関一丁目四番一号
首都高速道路株式会社
代表取締役社長　寺山　徹

第 25 期 決 算 公 告

令和８年４月14日　　東京都港区虎ノ門二丁目10番４号
オークラプレステージタワー９階
ＬＧＴキャピタル・パートナーズ日本株式会社
代表取締役　クマダ・ミキオ・マイケル

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	948,624	流動負債	551,550
固定資産	61,232	固定負債	238,768
		株主資本	219,537
		資本金	321,300
		資本剰余金	225,000
		資本準備金	225,000
		利益剰余金	△326,762
		その他利益剰余金	△326,762
		（うち当期純損失）	(50,664)
資産合計	1,009,857	負債・純資産合計	1,009,857

第 6 期 決 算 公 告

令和８年４月14日　　東京都品川区西五反田二丁目12番19号
五反田ＮＮビル８階
Phoenix Technologies株式会社
代表取締役　モリナロ・ビト

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	142,689	流動負債	29,710
固定資産	24,854	固定負債	145,481
有形固定資産	645	退職給付引当金	129,527
無形固定資産	15,474	リース負債	15,954
投資その他の資産	8,735	負債合計	175,190
		株主資本	△7,647
		資本金	100
		利益剰余金	△7,747
		その他利益剰余金	△7,747
		（うち当期純損失）	(4,125)
		純資産合計	△7,647
資産合計	167,543	負債・純資産合計	167,543

第 21 期 決 算 公 告

令和８年４月14日　　東京都港区赤坂三丁目２番３号
赤坂見附ＡＴＳ特定目的会社
取締役　富取　祐一

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	893,215	流動負債	700,342
その他の資産	498,798	固定負債	200,000
流動資産	498,798	負債合計	900,342
		社員資本	491,672
		特定資本金	100
		優先資本金	400,000
		剰余金	91,572
		当期未処分利益	91,572
		純資産合計	491,672
資産合計	1,392,014	負債・純資産合計	1,392,014

㈱ 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	138,044
営業費用	53,776
営業利益	84,267
営業外収益	2,614
経常利益	86,882
税引前当期純利益	86,882
法人税、住民税及び事業税	290
当期純利益	86,592

第 21 期 決 算 公 告

2026年３月31日
東京都港区芝浦３丁目４番１号
ＡＫＫＯＤｉＳビジネスサポート株式会社
代表取締役社長　畠山　裕介

貸借対照表の要旨(2025年12月31日現在)

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	115,192
	固定資産	25,207
	資産合計	140,399
負純資債産及のび部	流動負債	91,761
	固定負債	—
	株主資本	48,638
	資本金	30,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	8,638
	その他利益剰余金	8,638
	（うち当期純利益）	(5,356)
	負債・純資産合計	140,399

第６期決算公告　令和８年３月13日

東京都千代田区紀尾井町３番６号
株式会社プランテック
代表取締役　小山　直行

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,799,518
	固定資産	512,382
	合計	3,311,901
負純資債及産のび部	流動負債	1,498,842
	固定負債	157,814
	株主資本	1,655,244
	資本金	30,000
	資本剰余金	430,151
	利益剰余金	1,195,093
	その他利益剰余金	1,195,093
	（うち当期純利益）	（452,334）
	合計	3,311,901

第18期決算公告

令和８年４月14日　東京都中央区日本橋一丁目４番１号
日本橋一丁目ビルディング
サイドスリー特定目的会社
取締役　三品　貴仙

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	25,210,956	流動負債	563,919
その他の資産	692,259	固定負債	12,580,000
流動資産	593,324	負債合計	13,143,919
固定資産	98,934	社員資本	12,759,296
投資その他の資産	98,934	特定資本金	500
		優先資本金	12,409,500
		優先出資（１号）	2,000,000
		優先出資（２号）	10,409,500
		剰余金	349,296
		当期未処分利益	349,296
		純資産合計	12,759,296
資産合計	25,903,215	負債・純資産合計	25,903,215

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	816,000
営業費用	465,545
営業利益	350,455
営業外収益	514
経常利益	350,969
税引前当期純利益	350,969
法人税、住民税及び事業税	1,737
法人税等調整額	0
当期純利益	349,231
前期繰越利益	65
当期未処分利益	349,296

第23期決算公告　令和８年３月19日

東京都千代田区神田美倉町４番地
美倉ビル４階
ＹＭＧサポート株式会社
代表取締役　岩瀬　勝彦

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	121,884
	固定資産	23,608
	資産合計	145,492
負純資債及産のび部	流動負債	83,046
	固定負債	20,920
	株主資本	41,526
	資本金	23,000
	利益剰余金	18,526
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	16,026
	（うち当期純利益）	（1,461）
	負債・純資産合計	145,492

第５期決算公告

令和８年４月14日
東京都中央区銀座一丁目６番11号土志田ビルディング３Ｆ
特定目的会社ＳＲＪ１
取締役　中村　武

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産の部	19,844,620	流動負債	13,720,765
その他資産の部	593,771	負債合計	13,720,765
流動資産	531,258	社員資本	6,717,626
投資その他の資産	18,232	特定資本金	100
繰延資産	44,280	優先資本金	6,907,900
		剰余金	△190,373
		当期未処理損失	190,373
		純資産合計	6,717,626
資産合計	20,438,391	負債・純資産合計	20,438,391

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	833,891
営業費用	906,739
営業損失	72,847
営業外収益	1,614
経常損失	71,233
税引前当期純損失	71,233
法人税、住民税及び事業税	1,210
当期純損失	72,443

第１期決算公告

令和８年４月14日
東京都千代田区丸の内二丁目７番２号
エムキャップ十四号株式会社
代表取締役　市原　康隆

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	9,175
	固定資産	4,256,109
	資産合計	4,265,284
負純資債及産のび部	流動負債	620
	株主資本	4,264,664
	資本金	0
	資本剰余金	4,266,108
	資本準備金	0
	その他資本剰余金	4,266,108
	利益剰余金	△1,444
	その他利益剰余金	△1,444
	（うち当期純損失）	（1,444）
	負債・純資産合計	4,265,284

第４期決算公告

令和８年４月14日
東京都中央区銀座一丁目６番11号土志田ビルディング３Ｆ
特定目的会社ＳＲＪ２
取締役　中村　武

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産の部	7,517,212	流動負債	46,636
その他資産の部	330,551	固定負債	5,023,679
流動資産	309,668	負債合計	5,070,316
投資その他の資産	2,560	社員資本	2,777,448
繰延資産	18,323	特定資本金	100
		優先資本金	2,762,900
		剰余金	14,448
		当期未処分利益	14,448
		純資産合計	2,777,448
資産合計	7,847,764	負債・純資産合計	7,847,764

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	367,555
営業費用	351,882
営業利益	15,673
営業外収益	160
経常利益	15,834
税引前当期純利益	15,834
法人税、住民税及び事業税	1,385
当期純利益	14,448

第25期決算公告　令和８年３月23日

東京都大田区羽田旭町10―11
ＴＨＫプレシジョン株式会社
代表取締役社長　若月　勇次

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	603,174
	固定資産	202,213
	資産合計	805,388
負純資債及産のび部	流動負債	94,586
	賞与引当金	17,600
	株主資本	710,801
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	610,801
	その他利益剰余金	610,801
	（うち当期純利益）	（85,561）
	負債・純資産合計	805,388

第３期決算公告

令和８年４月14日
東京都中央区銀座一丁目６番11号土志田ビルディング３Ｆ
ＳＨＪ３特定目的会社
取締役　中村　武

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産の部	6,827,336	流動負債	36,790
その他資産の部	448,376	固定負債	4,568,000
流動資産	402,719	負債合計	4,604,790
投資その他の資産	33,437	社員資本	2,670,921
繰延資産	12,219	特定資本金	100
		優先資本金	2,630,000
		剰余金	40,821
		当期未処分利益	40,821
		純資産合計	2,670,921
資産合計	7,275,712	負債・純資産合計	7,275,712

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	429,586
営業費用	387,856
営業利益	41,729
営業外収益	448
経常利益	42,178
税引前当期純利益	42,178
法人税、住民税及び事業税	1,356
当期純利益	40,821

第５期決算公告

2026年４月14日
東京都千代田区丸の内１丁目４番１号
東京共同会計事務所内
エチゴ特定目的会社
取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	23,957	流動負債	17,614
その他の資産	665	固定負債	1,784
流動資産	663	**負債合計**	**19,398**
固定資産	2	社員資本	5,225
繰延資産	0	特定資本金	0
		優先資本金	4,641
		剰余金	583
		当期未処分利益	583
		純資産合計	**5,225**
資産合計	**24,623**	**負債・純資産合計**	**24,623**

損益計算書の要旨
（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	666
営業費用	72
営業利益	593
営業外収益	0
営業外費用	8
経常利益	585
税引前当期純利益	585
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	583

第９期決算公告

令和８年３月30日
東京都千代田区内神田一丁目１番７号
株式会社ＣＢＭ
代表取締役　熊谷　　寿

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	352,106
	固定資産	12,250
	資産合計	**364,357**
負債及び純資産の部	流動負債	174,151
	株主資本	190,205
	資本金	30,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	150,205
	その他利益剰余金	150,205
	（うち当期純利益）	（57,100）
	負債・純資産合計	**364,357**

第５期決算公告

2026年４月14日
東京都千代田区丸の内１丁目４番１号
東京共同会計事務所内
白馬特定目的会社
取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	114,724	流動負債	31
固定資産	114,724	固定負債	95,207
その他の資産	6,640	**負債合計**	**95,239**
流動資産	5,855	社員資本	26,125
固定資産	784	特定資本金	0
		優先資本金	30,420
		剰余金	△4,294
		当期未処理損失	4,294
		純資産合計	**26,125**
資産合計	**121,364**	**負債・純資産合計**	**121,364**

損益計算書の要旨
（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	1,473
営業費用	3,547
営業損失	2,074
営業外収益	0
営業外費用	308
経常損失	2,382
税引前当期純損失	2,382
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	2,383

第９期決算公告

令和８年３月19日
東京都港区港南四丁目１番10号
株式会社バリューネクスト
代表取締役社長　遠山　峰輝

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	222
	固定資産	235,104
	資産合計	**235,326**
負債及び純資産の部	流動負債	7,486
	株主資本	227,839
	資本金	24,940
	資本剰余金	97,164
	資本準備金	97,164
	利益剰余金	105,735
	その他利益剰余金	105,735
	（うち当期純損失）	（441）
	負債・純資産合計	**235,326**

第４期決算公告

2026年４月14日
東京都千代田区丸の内１丁目４番１号
東京共同会計事務所内
ジェイコアレジ５ホールディング特定目的会社
取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	24,195	流動負債	1,502
その他の資産	332	固定負債	15,180
流動資産	271	**負債合計**	**16,682**
固定資産	58	社員資本	7,846
繰延資産	2	特定資本金	0
		優先資本金	7,900
		剰余金	△54
		当期未処理損失	54
		純資産合計	**7,846**
資産合計	**24,528**	**負債・純資産合計**	**24,528**

損益計算書の要旨
（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	271
営業費用	276
営業損失	4
営業外収益	0
営業外費用	48
経常損失	53
税引前当期純損失	53
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	54

第34期決算公告

2026年４月14日
東京都台東区浅草橋二丁目29番２号
リードシー浅草橋ビル９階
株式会社コスモアビリティ
代表取締役　塩澤　光憲

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	76,076
	固定資産	12,396
	資産合計	**88,472**
負債及び純資産の部	流動負債	26,532
	賞与引当金	2,875
	固定負債	540
	株主資本	61,400
	資本金	20,000
	利益剰余金	41,400
	その他利益剰余金	41,400
	（うち当期純利益）	（5,767）
	負債・純資産合計	**88,472**

第11期決算公告

2026年４月14日
東京都千代田区丸の内１丁目４番１号
東京共同会計事務所内
日光Ⅳホールディング特定目的会社
取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	3,920	流動負債	634
その他の資産	173	固定負債	2,182
流動資産	164	**負債合計**	**2,816**
固定資産	6	社員資本	1,278
繰延資産	2	特定資本金	0
		優先資本金	1,311
		剰余金	△33
		当期未処理損失	33
		純資産合計	**1,278**
資産合計	**4,094**	**負債・純資産合計**	**4,094**

損益計算書の要旨
（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	49
営業費用	75
営業損失	25
営業外収益	0
営業外費用	6
経常損失	32
税引前当期純損失	32
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	33

第１期決算公告

令和８年３月18日
東京都渋谷区桜丘町26番１号
ＣＮ株式会社
代表取締役　佐藤健太郎

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	32,887
	資産合計	**32,887**
負債及び純資産の部	流動負債	1,450,102
	負債合計	**1,450,102**
	株主資本	△1,417,214
	利益剰余金	△1,417,214
	その他利益剰余金	△1,417,214
	（うち当期純損失）	（1,417,214）
	純資産合計	**△1,417,214**
	負債・純資産合計	**32,887**

第 51 期 決 算 公 告

令和８年２月28日
東京都新宿区西新宿４丁目15番７号
日本テクノ株式会社
代表取締役社長　内山　昭彦

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	545,870
	固定資産	55,706
	合計	601,576
負債及び純資産の部	流動負債	148,180
	固定負債	390,364
	株主資本	63,032
	資本金	86,000
	利益剰余金	△22,968
	利益準備金	103
	その他利益剰余金	△23,071
	（うち当期純利益）	(46,345)
	合計	601,576

第 5 期 決 算 公 告

2026年４月14日
東京都千代田区丸の内１丁目４番１号
東京共同会計事務所内
日光Ｐｌｕｓ15ホールディング特定目的会社
取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	6,409	流動負債	1,957
その他の資産	477	固定負債	3,157
流動資産	473	負債合計	5,114
固定資産	2	社員資本	1,772
繰延資産	1	特定資本金	0
		優先資本金	1,183
		剰余金	588
		当期未処分利益	588
		純資産合計	1,772
資産合計	6,886	負債・純資産合計	6,886

損益計算書の要旨
（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	706
営業費用	110
営業利益	595
営業外収益	0
営業外費用	6
経常利益	590
特別損失	0
税引前当期純利益	589
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	588

第 12 期決算公告

令和８年４月14日
東京都港区虎ノ門四丁目１番17号
ケマーズ株式会社
代表取締役　丸山　剛

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	13,300,163
	固定資産	3,112,737
	資産合計	16,412,900
負債及び純資産の部	流動負債	3,500,097
	固定負債	43,993
	株主資本	12,868,810
	資本金	450,100
	資本剰余金	5,388,920
	その他資本剰余金	5,388,920
	利益剰余金	7,029,790
	利益準備金	112,525
	その他利益剰余金	6,917,265
	（うち当期純利益）	(4,787,687)
	負債・純資産合計	16,412,900

第 5 期 決 算 公 告

2026年４月14日
東京都千代田区丸の内１丁目４番１号
東京共同会計事務所内
日光Ｐｌｕｓ19ホールディング特定目的会社
取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	2,845	流動負債	2,831
その他の資産	3,195	固定負債	1,999
流動資産	3,192	負債合計	4,830
固定資産	3	社員資本	1,210
繰延資産	0	特定資本金	0
		優先資本金	888
		剰余金	321
		当期未処分利益	321
		純資産合計	1,210
資産合計	6,040	負債・純資産合計	6,040

損益計算書の要旨
（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	519
営業費用	60
営業利益	458
営業外収益	0
営業外費用	8
経常利益	449
税引前当期純利益	449
法人税、住民税及び事業税	0
当期純利益	449

第 8 期 決 算 公 告

令和８年４月14日
東京都中央区日本橋本町二丁目３番11号
Medrio Japan株式会社
代表取締役　エド・グールド

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	286,036
	合計	286,036
負債及び純資産の部	流動負債	39,655
	固定負債	26,541,421
	株主資本	△26,295,040
	資本金	100
	利益剰余金	△26,295,140
	その他利益剰余金	△26,295,140
	（うち当期純損失）	(3,191,313)
	合計	286,036

第 1 期 決 算 公 告

2026年４月14日
東京都千代田区丸の内１丁目４番１号
東京共同会計事務所内
日光Ｐｌｕｓ24ホールディング特定目的会社
取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	60	流動負債	5
その他の資産	110	負債合計	5
流動資産	53	社員資本	165
繰延資産	56	特定資本金	0
		優先資本金	180
		剰余金	△14
		当期未処理損失	14
		純資産合計	165
資産合計	170	負債・純資産合計	170

損益計算書の要旨
（自　2025年５月30日　至　2025年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	0
営業費用	4
営業損失	4
営業外収益	0
営業外費用	9
経常損失	14
税引前当期純損失	14
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	14

第１期決算公告

令和８年４月14日
東京都千代田区丸の内二丁目７番２号
エムキャップ十五号株式会社
代表取締役　市原　康隆

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,657,989
	固定資産	25,405,213
	合計	27,063,203
負債及び純資産の部	流動負債	42,061
	固定負債	19,538,000
	株主資本	7,483,142
	資本金	300,000
	資本剰余金	8,195,226
	資本準備金	0
	その他資本剰余金	8,195,226
	利益剰余金	△1,012,084
	その他利益剰余金	△1,012,084
	（うち当期純損失）	(1,012,084)
	合計	27,063,203

第 12 期 決 算 公 告

2026年４月14日
東京都千代田区丸の内１丁目４番１号
東京共同会計事務所内
日光特定目的会社
取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	117,033	流動負債	22,966
その他の資産	4,709	固定負債	95,267
流動資産	4,369	負債合計	118,233
固定資産	296	社員資本	3,509
繰延資産	43	特定資本金	0
		優先資本金	3,853
		剰余金	△344
		当期未処理損失	344
		純資産合計	3,509
資産合計	121,742	負債・純資産合計	121,742

損益計算書の要旨
（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	2,371
営業費用	2,630
営業損失	258
営業外収益	189
営業外費用	274
経常損失	343
税引前当期純損失	343
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	344

第　４　期　決　算　公　告

2026年４月14日
東京都千代田区丸の内１丁目４番１号
東京共同会計事務所内
白浜特定目的会社
取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	41,344	流動負債	28
有形固定資産	41,344	固定負債	30,332
その他の資産	6,931	**負債合計**	**30,360**
流動資産	6,802	社員資本	17,915
固定資産	119	特定資本金	0
繰延資産	9	優先資本金	19,100
		剰余金	△1,184
		当期未処理損失	1,184
		純資産合計	**17,915**
資産合計	**48,275**	**負債・純資産合計**	**48,275**

損益計算書の要旨
（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業費用	596
営業損失	596
営業外費用	83
経常損失	680
税引前当期純損失	680
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	681

第六期決算公告　令和８年４月14日

東京都中央区日本橋堀留町一丁目７番４―904号
日本医用アイソトープ株式会社
代表取締役　諸岡　健雄

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,090
	固定資産	447
	繰延資産	260
	資産合計	**1,798**
負債及び純資産の部	流動負債	1,070
	株主資本	728
	資本金	9,500
	利益剰余金	△8,771
	その他利益剰余金	△8,771
	（うち当期純損失）	（366）
	負債・純資産合計	**1,798**

第　28　期　決　算　公　告

2026年４月14日
東京都千代田区丸の内１丁目４番１号
東京共同会計事務所内
特定目的会社ＪＲＩＣ１
取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	49,963	流動負債	13,068
有形固定資産	6,123	固定負債	35,194
投資その他の資産	43,840	**負債合計**	**48,262**
その他の資産	1,116	社員資本	2,817
流動資産	994	特定資本金	0
固定資産	106	第一優先資本金	588
繰延資産	16	第二優先資本金	565
		第三優先資本金	1,538
		剰余金	125
		当期未処分利益	125
		純資産合計	**2,817**
資産合計	**51,080**	**負債・純資産合計**	**51,080**

損益計算書の要旨
（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	1,784
営業費用	1,587
営業利益	197
営業外収益	39
営業外費用	109
経常利益	126
税引前当期純利益	126
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	125

決算公告　2026年４月14日

東京都台東区東上野５－２－５
日本都市技術株式会社
代表取締役　桂　　謙吾

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,604,697
	固定資産	322,026
	合計	**1,926,723**
負債及び純資産の部	流動負債	1,011,462
	固定負債	99,349
	株主資本	815,911
	資本金	100,000
	資本剰余金	633
	資本準備金	633
	利益剰余金	715,278
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	712,278
	（うち当期純利益）	（3,127）
	合計	**1,926,723**

第　28　期　決　算　公　告

2026年４月14日
東京都千代田区丸の内１丁目４番１号
東京共同会計事務所内
特定目的会社ＪＲＩＣ２
取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	2,846	流動負債	37
有形固定資産	2,372	固定負債	2,976
投資その他の資産	474	**負債合計**	**3,013**
その他の資産	208	社員資本	41
流動資産	194	特定資本金	0
固定資産	11	第一優先資本金	17
繰延資産	2	第二優先資本金	16
		剰余金	8
		当期未処分利益	8
		純資産合計	**41**
資産合計	**3,055**	**負債・純資産合計**	**3,055**

損益計算書の要旨
（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	229
営業費用	219
営業利益	10
営業外収益	9
営業外費用	12
経常利益	8
税引前当期純利益	8
法人税、住民税及び事業税	0
当期純利益	8

第　２　期　決　算　公　告

令和８年４月14日
東京都港区新橋五丁目10番５号
遠東新世紀日本株式会社
代表取締役社長　顔　　宏任

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	8,223
	固定資産	62
	資産合計	**8,285**
負債及び純資産の部	流動負債	7,808
	固定負債	20
	株主資本	457
	資本金	100
	資本剰余金	100
	資本準備金	100
	利益剰余金	257
	その他利益剰余金	257
	（うち当期純利益）	（243）
	負債・純資産合計	**8,285**

第　７　期　決　算　公　告

令和８年４月14日
東京都新宿区新宿六丁目27番30号
Ｘ　Ｍｉｌｅ株式会社
代表取締役　野呂　寛之

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,013,551	流動負債	1,891,380
固定資産	318,846	固定負債	1,089,470
		負債合計	**2,980,850**
		株主資本	△710,985
		資本金	834,997
		資本剰余金	2,678,993
		資本準備金	2,678,993
		利益剰余金	△4,224,976
		その他利益剰余金	△4,224,976
		新株予約権	62,533
		純資産合計	**△648,452**
資産合計	**2,332,398**	**負債・純資産合計**	**2,332,398**

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	5,247,732
売上原価	259,597
売上総利益	4,988,134
販売費及び一般管理費	6,836,429
営業損失	1,848,294
営業外収益	29,416
営業外費用	48,500
経常損失	1,867,378
税引前当期純損失	1,867,378
法人税、住民税及び事業税	7,845
法人税等調整額	9,382
当期純損失	1,884,606

第７期決算公告　令和８年３月30日

東京都千代田区内神田一丁目１番７号
株式会社バスターズロジテック
代表取締役　天野　太郎

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	61,984
	固定資産	166,642
	資産合計	**228,626**
負債及び純資産の部	流動負債	25,363
	固定負債	143,158
	株主資本	60,103
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	40,103
	その他利益剰余金	40,103
	（うち当期純利益）	（21,530）
	負債・純資産合計	**228,626**

第45期決算公告

令和８年３月23日
東京都足立区入谷９丁目20番20号
日本スライド工業株式会社
代表取締役社長　辻岡　伊織

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	540,618
	固定資産	142,642
	資産合計	683,260
負債及び純資産の部	流動負債	188,859
	賞与引当金	22,379
	固定負債	23,425
	退職給付引当金	10,281
	株主資本	470,976
	資本金	80,000
	利益剰余金	390,976
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	370,976
	（うち当期純損失）	(25,345)
	負債・純資産合計	683,260

第30期決算公告

2026年３月25日
横浜市鶴見区寛政町20番１号
ＴＧＴＳ株式会社
代表取締役社長　黒田　耕司

貸借対照表の要旨
（2025年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,065	流動負債	1,494
固定資産	515	固定負債	67
		負債合計	1,562
		株主資本	3,018
		資本金	800
		利益剰余金	2,218
		利益準備金	200
		その他利益剰余金	2,018
		純資産合計	3,018
資産合計	4,580	負債・純資産合計	4,580

損益計算書の要旨
（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	3,604
売上原価	3,041
売上総利益	563
販売費及び一般管理費	171
営業利益	391
営業外収益	17
営業外費用	60
経常利益	347
特別損失	21
税引前当期純利益	326
法人税、住民税及び事業税	113
法人税等調整額	△　10
当期純利益	223

第19期決算公告

令和８年３月19日
東京都港区港南四丁目１番10号
株式会社メディカルクリエイト
代表取締役社長　遠山　峰輝

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	256,232
	固定資産	1,151
	資産合計	257,383
負債及び純資産の部	流動負債	17,532
	株主資本	239,851
	資本金	20,550
	資本剰余金	5,550
	資本準備金	5,550
	利益剰余金	213,751
	その他利益剰余金	213,751
	（うち当期純利益）	(24,508)
	負債・純資産合計	257,383

第22期決算公告

令和８年４月14日
熊本市中央区花畑町10番31号
ロンツ債権回収株式会社
代表取締役　西浄　隆志

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	243,029	流動負債	27,447
固定資産	6,204	（賞与引当金）	(649)
		固定負債	208,467
		負債合計	235,914
		株主資本	13,522
		資本金	500,000
		利益剰余金	△486,477
		その他利益剰余金	△486,477
		評価・換算差額等	△202
		その他有価証券評価差額金	△202
		純資産合計	13,320
資産合計	249,234	負債・純資産合計	249,234

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	246,469
売上原価	206,513
売上総利益	39,956
販売費及び一般管理費	67,493
営業損失	27,537
営業外収益	1,092
営業外費用	3,988
経常損失	30,434
特別損失	1,200
税引前当期純損失	31,634
法人税等	357
当期純損失	31,992

第２期決算公告

令和８年４月14日
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
Ｒｉｎｇインテグラル１株式会社
代表取締役　仲田真紀子

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,168
	固定資産	2,750
	合計	5,919
負債及び純資産の部	流動負債	70
	株主資本	5,849
	資本金	3,000
	資本剰余金	3,000
	資本準備金	3,000
	利益剰余金	△150
	その他利益剰余金	△150
	（うち当期純損失）	(145)
	合計	5,919

第３期決算公告

令和８年４月14日
東京都港区南青山四丁目18番11号
ＧＯＯＤ　ＳＨＡＲＥ株式会社
代表取締役　田中　祐介

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	248,095
	固定資産	84,322
	合計	332,417
負債及び純資産の部	流動負債	12,019
	株主資本	320,397
	資本金	80,000
	資本剰余金	361,941
	資本準備金	361,941
	利益剰余金	△121,544
	その他利益剰余金	△121,544
	（うち当期純損失）	(80,689)
	合計	332,417

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一億二千三百万円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年三月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月十四日
東京都港区南青山四丁目一八番一一号
ＧＯＯＤ　ＳＨＡＲＥ株式会社
代表取締役　田中　祐介

第２期決算公告

令和８年４月14日
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
Ｒｉｎｇインテグラル２株式会社
代表取締役　仲田真紀子

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,998
	固定資産	2,945
	合計	5,944
負債及び純資産の部	流動負債	70
	株主資本	5,874
	資本金	3,000
	資本剰余金	3,000
	資本準備金	3,000
	利益剰余金	△125
	その他利益剰余金	△125
	（うち当期純損失）	(119)
	合計	5,944

第70期決算公告

令和８年４月14日
広島県三原市宮浦六丁目２番40号
株式会社コグマヤ
代表取締役　横田　純一

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	28,236
	固定資産	13,519
	繰延資産	1,535
	合計	43,292
負債及び純資産の部	流動負債	29,275
	固定負債	—
	株主資本	14,016
	資本金	15,000
	利益剰余金	△　983
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	△　1,983
	（うち当期純損失）	(4,755)
	合計	43,292

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円、利益準備金の額を百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月十四日
広島県三原市宮浦六丁目二番四〇号
株式会社コグマヤ
代表取締役　横田　純一

第 23 期 決 算 公 告

2026年３月31日　　東京都港区芝浦三丁目４番１号

ＡＫＫＯＤｉＳコンサルティング株式会社

代表取締役社長　川崎健一郎

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	21,489	流動負債	14,881
固定資産	3,510	賞与引当金	4,178
		役員賞与引当金	19
		その他	10,683
		固定負債	178
		株主資本	9,938
		資本金	1,063
		資本剰余金	963
		資本準備金	963
		利益剰余金	7,911
		その他利益剰余金	7,911
資産合計	24,999	負債・純資産合計	24,999

損益計算書の要旨
（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	77,697
売上原価	59,530
売上総利益	18,167
販売費及び一般管理費	12,601
営業利益	5,566
営業外収益	154
営業外費用	21
経常利益	5,698
特別利益	—
特別損失	17
税引前当期純利益	5,681
法人税、住民税及び事業税	1,644
法人税等調整額	234
当期純利益	3,801

第 1 期 決 算 公 告

令和８年４月14日

東京都千代田区丸の内一丁目９番２号

Ａｔａｇｏインテグラル１株式会社

代表取締役　水谷　謙作

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,145
	固定資産	3,798
	合計	4,943
負債及び純資産の部	流動負債	46
	株主資本	4,896
	資本金	2,500
	資本剰余金	2,500
	資本準備金	2,500
	利益剰余金	△103
	その他利益剰余金	△103
	（うち当期純損失）	（103）
	合計	4,943

第 46 期 決 算 公 告

令和８年４月14日

東京都千代田区丸の内二丁目１番１号

ノボノルディスクファーマ株式会社

代表取締役社長　キャスパー・ブッカ・マイルヴァン

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	74,948	流動負債	41,379
固定資産	13,541	賞与引当金	654
有形固定資産	7,873	有給休暇引当金	964
無形固定資産	100	固定負債	2,053
投資その他の資産	5,567	株主資本	45,057
		資本金	2,104
		資本剰余金	526
		資本準備金	526
		利益剰余金	42,427
		利益準備金	31
		その他利益剰余金	42,395
資産合計	88,490	負債・純資産合計	88,490

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	141,792
売上原価	102,448
売上総利益	39,343
販売費及び一般管理費	30,709
営業利益	8,634
営業外収益	926
営業外費用	539
経常利益	9,021
特別損失	6,173
税引前当期純利益	2,847
法人税、住民税及び事業税	1,324
法人税等調整額	△100
当期純利益	1,623

第 1 期 決 算 公 告

令和８年４月14日

東京都千代田区丸の内一丁目９番２号

Ａｔａｇｏインテグラル２株式会社

代表取締役　水谷　謙作

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	993
	固定資産	3,960
	合計	4,954
負債及び純資産の部	流動負債	46
	株主資本	4,907
	資本金	2,500
	資本剰余金	2,500
	資本準備金	2,500
	利益剰余金	△92
	その他利益剰余金	△92
	（うち当期純損失）	（92）
	合計	4,954

第 11 期 決 算 公 告

令和８年４月14日

東京都中央区新川二丁目27番１号

メック都市開発９号特定目的会社

取締役　菊池　省吾

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	153,795	流動負債	0
その他の資産	707	固定負債	—
流動資産	706	負債合計	0
固定資産	—	社員資本	154,501
繰延資産	1	特定資本金	2
		優先資本金	159,000
		剰余金	△4,500
		純資産合計	154,501
資産合計	154,502	負債・純資産合計	154,502

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	—
営業費用	786
営業損失	786
営業外収益	1
営業外費用	—
経常損失	784
税引前当期純損失	784
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	785
前期繰越損失	3,715
当期未処理損失	4,500

第12期決算公告

令和８年４月14日

東京都港区虎ノ門一丁目16番16号
虎ノ門一丁目ＭＧビル８Ｆ

ゼアーウィンスリーサービス株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,915,810
	固定資産	480,688
	資産合計	2,396,498
負債及び純資産の部	流動負債	1,965,350
	固定負債	41,078
	商品保証引当金	1,098
	株主資本	390,070
	資本金	16,411
	資本剰余金	4,556
	資本準備金	4,556
	利益剰余金	369,101
	その他利益剰余金	369,101
	（うち当期純利益）	（388,723）
	負債・純資産合計	2,396,498

第 5 期 決 算 公 告

令和８年４月14日

東京都中央区新川二丁目27番１号

TOKYO390特定目的会社

取締役　大塚　尊恒

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	32,562,448	流動負債	971
その他の資産	905,680	固定負債	—
流動資産	900,947	負債合計	971
固定資産	—	社員資本	33,467,158
繰延資産	4,732	特定資本金	500
		優先資本金	34,000,000
		剰余金	△533,341
		純資産合計	33,467,158
資産合計	33,468,129	負債・純資産合計	33,468,129

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	—
営業費用	147,077
営業損失	147,077
営業外収益	1,560
営業外費用	254
経常損失	145,772
税引前当期純損失	145,722
法人税、住民税及び事業税	1,210
当期純損失	146,982
前期繰越損失	386,359
当期未処理損失	533,341

第 28 期 決 算 公 告

令和８年３月25日

東京都千代田区鍛冶町２丁目９番12号

南星海運ジャパン株式会社

代表取締役　金　鎭晳

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,570,666
	固定資産	38,585
	合計	1,609,252
負債及び純資産の部	流動負債	1,365,645
	固定負債	4,440
	株主資本	239,167
	資本金	50,000
	利益剰余金	191,667
	その他利益剰余金	191,667
	（うち当期純利益）	（49,573）
	自己株式	△2,500
	合計	1,609,252

第14期決算公告

令和８年４月14日
東京都中央区八丁堀四丁目２番10号
ＡＯＪ税理士法人内
株式会社パークフロントホテル
代表取締役　西野　知夫

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,491,701
	固定資産	152,034
	資産合計	3,643,735
負債及び純資産の部	流動負債	2,753,529
	賞与引当金	34,767
	その他	2,718,762
	固定負債	925,132
	株主資本	△34,925
	資本金	1,000
	利益剰余金	△35,925
	その他利益剰余金	△35,925
	（うち当期純損失）	（1,932）
	負債・純資産合計	3,643,735

第37期決算公告

令和８年４月14日
東京都千代田区有楽町一丁目８番１号
株式会社ペニンシュラ東京
代表取締役　マーク・ジュン・チューン

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,317	流動負債	8,534
固定資産	15,062	賞与引当金	71
		固定負債	29,030
		負債合計	37,565
		株主資本	△18,185
		資本金	10
		資本剰余金	91
		資本準備金	91
		利益剰余金	△18,286
		その他利益剰余金	△18,286
		純資産合計	△18,185
資産合計	19,379	負債・純資産合計	19,379

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	18,523
売上原価	1,223
売上総利益	17,300
販売費及び一般管理費	13,851
営業利益	3,449
営業外収益	35
営業外費用	627
経常利益	2,857
税引前当期純利益	2,857
法人税、住民税及び事業税	502
法人税等調整額	△221
当期純利益	2,576

第13期決算公告

令和８年３月27日
東京都港区南青山二丁目18番２号
株式会社ミュープランニング
代表取締役　小吹雄一郎

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	207,547
	固定資産	62,784
	合計	270,332
負債及び純資産の部	流動負債	94,763
	固定負債	54,929
	株主資本	120,639
	資本金	87,950
	資本剰余金	87,950
	利益剰余金	△55,260
	その他利益剰余金	△55,260
	（うち当期純利益）	（11,656）
	合計	270,332

第11期決算広告

令和８年４月14日
東京都千代田区有楽町一丁目８番１号
合同会社ペニンシュラファイナンス東京
職務執行者　クウォック・キング・マン・クレメント

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	5,050,128	流動負債	5,041,577
流動資産	5,050,128	固定負債	9,500,000
その他の資産	9,500,000	負債合計	14,541,577
固定資産	9,500,000	社員資本	8,551
投資その他の資産	9,500,000	特定資本金	1,000
		剰余金	7,551
		純資産合計	8,551
資産合計	14,550,128	負債・純資産合計	14,550,128

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	223,404
営業費用	224,779
営業損失	1,375
経常損失	1,375
税引前当期純損失	1,375
法人税、住民税及び事業税	156
当期純損失	1,531

第5期決算公告

令和８年４月14日
東京都港区元麻布三丁目１番６号
Launch Gift Cards株式会社
代表取締役　ジェレミー・ロッセン

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	42,426,026
	合計	42,426,026
負債及び純資産の部	流動負債	87,470,238
	株主資本	△45,044,212
	資本金	50
	資本剰余金	50
	資本準備金	50
	利益剰余金	△45,044,312
	その他利益剰余金	△45,044,312
	（うち当期純損失）	（21,734,929）
	合計	42,426,026

第1期決算公告

令和８年４月14日
東京都千代田区有楽町一丁目８番１号
株式会社ペニンシュラ東京ファイナンスサービス
代表取締役　マーク・ジュン・チューン

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	82,139	流動負債	22,415
固定資産	15,971,407	固定負債	16,000,000
		負債合計	16,022,415
		株主資本	31,131
		資本金	15,000
		資本剰余金	15,000
		資本準備金	15,000
		利益剰余金	1,131
		その他利益剰余金	1,131
		純資産合計	31,131
資産合計	16,053,546	負債・純資産合計	16,053,546

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	213,775
営業費用	212,662
営業利益	1,113
営業外収益	19
営業外費用	0
経常利益	1,131
特別損失	0
税引前当期純利益	1,131
法人税、住民税及び事業税	0
当期純利益	1,131

第18期決算公告

令和８年４月14日
東京都千代田区九段北四丁目２番１号
株式会社アシストホールディングス
代表取締役　大塚　辰男

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	9,020
	固定資産	756
	合計	9,776
負債及び純資産の部	流動負債	21
	株主資本	9,754
	資本金	10
	利益剰余金	9,745
	その他利益剰余金	9,745
	（うち当期純利益）	（8,998）
	自己株式	△1
	合計	9,776

第1期決算公告

令和８年４月14日
東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
エコーランド特定目的会社
取締役　鄭　武壽

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	1,870,372	流動負債	19,669
固定資産	1,870,372	固定負債	1,348,200
その他の資産	229,551	負債合計	1,367,869
流動資産	226,350	社員資本	732,054
繰延資産	3,201	特定資本金	100
		優先資本金	854,100
		剰余金	△122,146
		当期未処理損失	122,146
		純資産合計	732,054
資産合計	2,099,923	負債・純資産合計	2,099,923

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月16日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	6
営業費用	121,959
営業損失	121,953
経常損失	121,953
税引前当期純損失	121,953
法人税、住民税及び事業税	193
当期純損失	122,146
当期未処理損失	122,146

第 10 期 決 算 公 告

2026年４月14日
東京都中央区日本橋人形町二丁目31番11号
ＨＶＪホールディングス株式会社
代表取締役　河瀬　琢也

貸借対照表の要旨
（2025年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	0	流動負債	27,481
固定資産	34,293	**負債合計**	**27,481**
		株主資本	6,812
		資本金	10
		資本剰余金	7,890
		資本準備金	4,650
		その他資本剰余金	3,240
		利益剰余金	△1,087
		その他利益剰余金	△1,087
		純資産合計	**6,812**
資産合計	**34,293**	**負債・純資産合計**	**34,293**

損益計算書の要旨
（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
販売費及び一般管理費	7
営業損失	7
営業外収益	0
営業外費用	388
経常損失	395
税引前当期純損失	395
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	396

第 12 期 決 算 公 告

令和８年４月14日
東京都港区麻布台三丁目４番23号
JOSADA TELECOM株式会社
代表取締役　ルーカス・オリバーフロスト

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	700,594
	固定資産	532,596
	合計	**1,233,191**
負債及び純資産の部	流動負債	289,107
	株主資本	944,083
	資本金	1,500
	資本剰余金	1,500
	資本準備金	1,500
	利益剰余金	941,083
	その他利益剰余金	941,083
	（うち当期純利益）	（480,215）
	合計	**1,233,191**

第 112 期 決 算 公 告

令和８年３月26日　東京都中央区日本橋二丁目３番４号
株式会社大泉製作所
代表取締役　賀　　賢漢

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	6,926	流動負債	7,772
固定資産	3,860	固定負債	495
		退職給付引当金	316
		負債合計	**8,268**
		株主資本	2,518
		資本金	1,480
		資本剰余金	950
		資本準備金	950
		利益剰余金	87
		利益準備金	45
		その他利益剰余金	41
		純資産合計	**2,518**
資産合計	**10,787**	**負債・純資産合計**	**10,787**

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	8,973
売上原価	7,957
売上総利益	1,016
販売費及び一般管理費	1,158
営業損失	142
営業外収益	14
営業外費用	51
経常損失	179
特別利益	12
特別損失	69
税引前当期純損失	236
法人税、住民税及び事業税	3
法人税等調整額	△10
当期純損失	229

第 12 期決算公告

令和８年３月28日
東京都渋谷区恵比寿南１丁目20番６号
第21荒井ビル４Ｆ
株式会社立志社
代表取締役　前田　弘二

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	145,019
	固定資産	157,557
	合計	**302,576**
負債及び純資産の部	流動負債	62,114
	固定負債	357,319
	株主資本	△116,857
	資本金	54,551
	資本剰余金	44,551
	資本準備金	44,551
	利益剰余金	△215,959
	その他利益剰余金	△215,959
	（うち当期純損失）	（52,322）
	合計	**302,576**

第 8 期 決 算 公 告

令和８年４月14日
東京都港区赤坂二丁目10番５号
デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内
ＥＳＲ幸浦２特定目的会社
取締役　滝澤　弘子

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産の部	37,008	流動負債	25,906
固定資産	37,008	固定負債	1,199
その他の資産の部	1,892	**負債合計**	**27,105**
流動資産	1,870	社員資本	11,794
固定資産	17	特定資本金	5
繰延資産	5	優先資本金	17,930
		剰余金	△6,140
		当期未処理損失	6,140
		純資産合計	**11,794**
資産合計	**38,900**	**負債・純資産合計**	**38,900**

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	420
営業費用	2,336
営業損失	1,916
営業外収益	4
営業外費用	0
経常損失	1,913
税引前当期純損失	1,913
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	1,914
前期繰越損失	4,226
当期未処理損失	6,140

第 55 期決算公告

令和８年４月14日
神奈川県横浜市港北区新羽町2099番地
株式会社デザートランド
代表取締役　井上　　晃

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	4,284
	固定資産	4,882
	資産合計	**9,167**
負債及び純資産の部	流動負債	3,071
	固定負債	3,363
	退職給付引当金	114
	事業構造改善引当金	57
	株主資本	2,731
	資本金	28
	利益剰余金	2,703
	利益準備金	10
	その他利益剰余金	2,693
	（うち当期純損失）	（1,506）
	負債・純資産合計	**9,167**

第 54 期 決 算 公 告

令和８年４月14日
東京都千代田区九段北四丁目２番１号
株式会社アシスト
代表取締役　大塚　辰男

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	32,665	流動負債	29,526
固定資産	8,957	固定負債	9,328
		退職給付引当金	1,833
		役員退職慰労引当金	535
		株主資本	2,602
		資本金	60
		利益剰余金	2,542
		利益準備金	15
		その他利益剰余金	2,527
		評価・換算差額等	164
		その他有価証券評価差額金	164
資産合計	**41,622**	**負債・純資産合計**	**41,622**

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	53,795
売上原価	36,349
売上総利益	17,445
販売費及び一般管理費	14,506
営業利益	2,939
営業外収益	61
営業外費用	25
経常利益	2,975
特別損失	1
税引前当期純利益	2,974
法人税、住民税及び事業税	1,127
法人税等調整額	235
当期純利益	2,082

第 25 期 決 算 公 告

令和８年３月25日
神奈川県横浜市中区日本大通18番地
株式会社スターエクスプレス
代表取締役社長　長谷川雅己

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	464,119
	固定資産	39,322
	合計	**503,442**
負債及び純資産の部	流動負債	270,031
	株主資本	233,410
	資本金	3,000
	利益剰余金	230,410
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	229,660
	（うち当期純利益）	（12,746）
	合計	**503,442**

資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

医療法人あやめ会　福原整形外科医院にて運営しておりました「カード式テレビシステム」につきまして、令和８年３月17日で利用終了し、資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、次のとおり払い戻しを行います。

＜払戻しを行う前払式支払手段の発行者の商号＞

パラテクノ株式会社

＜払戻しに係る前払式支払手段の種類＞

医療法人あやめ会　福原整形外科医院（広島県広島市南区宇品西４丁目４番８号）で販売したテレビカード（ベッド柄カード952度数）

＜払戻しの申出期間＞

令和８年４月14日（火）９時00分～令和８年７月13日（月）17時00分

※上記の申出期間内にお申し出頂けない場合には、この払戻し手続きから除斥されます。

＜本件に関するお問い合わせ＞

パラテクノ株式会社

〒113―8415 東京都文京区本郷５丁目28番３号

電話（03）3868―0327（受付時間：土、日、祝祭日、ゴールデンウィークを除く、９時00分～17時00分）

令和８年４月14日

東京都文京区本郷５丁目28番３号

パラテクノ株式会社

第２期決算公告

令和８年４月14日

東京都千代田区霞が関三丁目２番５号

Ｈｅｒａ特定目的会社

取締役　田中　雅勝

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	14,897,056	流動負債	40,958
特定資産合計	**14,897,056**	固定負債	12,412,000
その他の資産	265,298	**負債合計**	**12,452,958**
流動資産	169,512	社員資本	2,709,396
固定資産	82,899	特定資本金	100
投資その他の資産	82,899	優先資本金	3,115,640
繰延資産	12,886	剰余金	△406,343
		当期未処理損失	406,343
その他の資産合計	**265,298**	**純資産合計**	**2,709,396**
資産合計	**15,162,354**	**負債・純資産合計**	**15,162,354**

損益計算書の要旨

（令和７年１月１日から令和７年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	285,252
営業費用	306,511
営業損失	21,258
営業外収益	185
経常損失	21,073
税引前当期純損失	21,073
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	22,023
前期未処理損失	384,320
当期未処理損失	406,343

第20期決算公告

2026年４月14日

東京都千代田区大手町一丁目９番７号

大手町フィナンシャルシティサウスタワー

エム・エス・ジャパン・リート・ホールディング株式会社

代表取締役　ロバーツ・アレキザンダー・アイバン

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	834	流動負債	15
固定資産	303	固定負債	91
投資その他の資産	303	**負債合計**	**107**
		株主資本	1,030
		資本金	662
		資本剰余金	287
		資本準備金	287
		利益剰余金	79
		その他利益剰余金	79
		純資産合計	**1,030**
資産合計	**1,138**	**負債・純資産合計**	**1,138**

損益計算書の要旨

（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	22
売上総利益	22
販売費及び一般管理費	13
営業利益	8
営業外収益	7
営業外費用	5
経常利益	10
税引前当期純利益	10
法人税、住民税及び事業税	13
法人税等調整額	△10
当期純利益	7

第53期決算公告

令和８年３月30日

新潟県長岡市与板町本与板45番地

株式会社サカタ製作所

代表取締役　坂田　匠

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,061,752
	固定資産	4,254,828
	資産合計	**7,316,581**
負債及び純資産の部	流動負債	2,005,817
	（うち賞与引当金）	（111,882）
	固定負債	779,962
	（うち退職給付引当金）	（337,452）
	負債合計	**2,785,779**
	株主資本	4,495,548
	資本金	13,200
	資本剰余金	4,800
	資本準備金	4,800
	利益剰余金	4,496,448
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	4,491,448
	（うち当期純利益）	（43,823）
	自己株式	△ 18,899
	評価・換算差額等	35,252
	その他有価証券評価差額金	35,252
	純資産合計	**4,530,801**
	負債・純資産合計	**7,316,581**

第79期決算公告

令和８年４月14日　神戸市中央区磯辺通四丁目１番38号

西本Ｗｉｓｍｅｔｔａｃホールディングス株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	114,475	流動負債	9,409
固定資産	31,336	賞与引当金	157
有形固定資産	33	役員賞与引当金	42
無形固定資産	1,496	固定負債	135,525
投資その他の資産	29,806	債務保証損失引当金	1,800
繰延資産	424	株主資本	1,302
		資本金	100
		資本剰余金	8,881
		資本準備金	3,015
		その他資本剰余金	5,865
		利益剰余金	16,162
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	16,137
		自己株式	△23,842
資産合計	**146,237**	**負債・純資産合計**	**146,237**

損益計算書の要旨

（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	25,126
売上総利益	25,126
販売費及び一般管理費	3,984
営業利益	21,142
営業外収益	456
営業外費用	1,528
経常利益	20,069
特別利益	3,645
特別損失	2,656
税引前当期純利益	21,058
法人税、住民税及び事業税	8
当期純利益	21,050

第３期決算公告

令和８年４月14日

東京都港区新橋二丁目12番17号

テクノワールド株式会社

代表取締役　堀尾慎一郎

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	353,593
	固定資産	69,146
	繰延資産	2,811
	資産合計	**425,551**
負債及び純資産の部	流動負債	351,462
	固定負債	903
	株主資本	73,184
	資本金	150,000
	利益剰余金	△76,815
	その他利益剰余金	△76,815
	（うち当期純損失）	（52,613）
	負債・純資産合計	**425,551**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月十四日

東京都港区新橋二丁目一二番一七号

テクノワールド株式会社

代表取締役　堀尾慎一郎

第４期決算公告

令和８年４月14日
福岡県北九州市小倉北区堺町一丁目２番16号
トラスト・リアルティ株式会社
代表取締役　村上　知子

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	8,120
	固定資産	4,119
	合計	12,239
負債及び純資産の部	流動負債	2,290
	株主資本	9,949
	資本金	9,000
	利益剰余金	949
	その他利益剰余金	949
	（うち当期純利益）	(47)
	合計	12,239

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八百万円減少し一百万円とすることにいたしました。
効力発生日は令和八年五月十五日であり、株主総会の決議は令和八年三月三十一日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年四月十四日
福岡県北九州市小倉北区堺町一丁目二番一六号
トラスト・リアルティ株式会社
代表取締役　村上　知子

第 11 期 決 算 公 告

2026年３月26日
京都府相楽郡精華町光台二丁目３番９
株式会社環境総合リサーチ
代表取締役社長　西山　勝栄

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	807
	固定資産	303
	資産合計	1,111
負債及び純資産の部	流動負債	587
	固定負債	109
	株主資本	413
	資本金	40
	利益剰余金	373
	利益準備金	10
	その他利益剰余金	363
	（うち当期純利益）	(65)
	負債・純資産合計	1,111

第 8 期 決 算 公 告

令和８年４月14日
東京都港区赤坂二丁目10番５号
デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内
ＥＳＲ幸浦１特定目的会社
取締役　山﨑　亮雄

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
その他の資産の部	39,629	流動負債	3,903
流動資産	39,629	負債合計	3,903
		社員資本	35,726
		特定資本金	5
		優先資本金	12,164
		剰余金	23,557
		当期未処分利益	23,557
		純資産合計	35,726
資産合計	39,629	負債・純資産合計	39,629

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	64,889
営業費用	39,233
営業利益	25,656
営業外収益	8
営業外費用	—
経常利益	25,663
税引前当期純利益	25,663
法人税、住民税及び事業税	18
当期純利益	25,645
前期繰越損失	2,088
当期未処分利益	23,557

第６期決算公告

令和８年３月13日
大阪府大阪市淀川区宮原一丁目６番１号
株式会社ＥＭテクノロジー研究所
代表取締役社長　佐藤　夏苗

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,112,083
	固定資産	79,455
	資産合計	1,191,538
負債及び純資産の部	流動負債	394,747
	賞与引当金	60,198
	株主資本	796,791
	資本金	5,000
	利益剰余金	791,791
	その他利益剰余金	791,791
	（うち当期純利益）	(196,558)
	負債・純資産合計	1,191,538

第 16 期 決 算 公 告

令和８年４月14日
東京都港区赤坂二丁目10番５号
デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内
ＲＷ原木３特定目的会社
取締役　上田　新

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産の部	52,729	流動負債	629
固定資産	52,729	固定負債	55,615
その他の資産の部	4,225	負債合計	56,244
流動資産	3,831	社員資本	710
固定資産	383	特定資本金	5
繰延資産	12	優先資本金	10
		剰余金	695
		当期未処分利益	695
		純資産合計	710
資産合計	56,955	負債・純資産合計	56,955

損益計算書の要旨
（自　令和７年７月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	2,273
営業費用	1,579
営業利益	694
営業外収益	4
営業外費用	0
経常利益	698
税引前当期純利益	698
法人税、住民税及び事業税	2
当期純利益	695
前期繰越利益	0
当期未処分利益	695

第 25 期 決 算 公 告

令和８年４月14日
兵庫県尼崎市浜一丁目１番１号
株式会社管総研
代表取締役社長　川久保知一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,556
	固定資産	837
	合計	2,393
負債及び純資産の部	流動負債	570
	固定負債	351
	株主資本	1,472
	資本金	100
	利益剰余金	1,372
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	1,347
	（うち当期純利益）	(197)
	合計	2,393

決　算　公　告

令和８年４月14日
東京都中央区日本橋兜町６番５号
川内化成株式会社
代表取締役　山藤　剛

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	229,688	流動負債	323,706
固定資産	406,981	（うち賞与引当金）	(1,500)
繰延資産	1,657	固定負債	320,612
		（うち退職給付引当金）	(2,744)
		株主資本	△ 5,991
		資本金	30,000
		利益剰余金	△ 35,991
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	△ 43,491
		（うち当期純損失）	(134,384)
資産合計	638,327	負債・純資産合計	638,327

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）左記のとおりです。
令和八年四月十四日
東京都中央区日本橋兜町六番五号
（甲）日本橋化成株式会社
代表取締役　山藤　剛
東京都中央区日本橋兜町六番五号
（乙）川内化成株式会社
代表取締役　山藤　剛

第２期決算公告

令和８年４月14日

静岡県磐田市明ケ島原46番地１

一般社団法人Future Innovation Lab

代表理事　五郎丸　歩

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	104,724
	固定資産	2,121
	資産合計	106,845
負純資債産及のび部	流動負債	106,140
	負債合計	106,140
	剰余金	705
	純資産合計	705
	負債・純資産合計	106,845

第７期決算公告

令和８年４月14日

東京都港区赤坂二丁目10番５号

デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内

ＥＳＲ幸浦４特定目的会社

取締役　上田　新

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産の部	10,181	流動負債	5,335
固定資産	10,181	固定負債	46
その他の資産の部	1,201	負債合計	5,381
流動資産	1,201	社員資本	6,001
		特定資本金	5
		優先資本金	6,386
		剰余金	△390
		当期未処理損失	390
		純資産合計	6,001
資産合計	11,382	負債・純資産合計	11,382

損益計算書の要旨

（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	264
営業費用	291
営業損失	27
営業外収益	1
営業外費用	—
経常損失	26
税引前当期純損失	26
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	27
前期繰越損失	363
当期未処理損失	390

第11期決算公告

令和８年４月14日

東京都新宿区西新宿七丁目４番３号

株式会社ユニケット

代表取締役　飯島　佳晴

代表取締役　小野寺孝允

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	504,867
	固定資産	325,472
	合計	830,340
負純資債産及のび部	流動負債	393,737
	固定負債	93,651
	株主資本	342,951
	資本金	10,000
	利益剰余金	332,951
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	330,451
	（うち当期純利益）	（117,743）
	合計	830,340

第７期決算公告

令和８年４月14日

東京都中央区銀座八丁目10番８号

株式会社センシアリンク

代表取締役社長　大塚　喜成

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	31,366
	固定資産	4,677
	合計	36,043
負純資債産及のび部	流動負債	15,208
	株主資本	20,835
	資本金	60,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	△49,164
	その他利益剰余金	△49,164
	（うち当期純損失）	（2,703）
	合計	36,043

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し五千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、株主総会の決議は、令和八年三月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月十四日

東京都中央区銀座八丁目一〇番八号

株式会社センシアリンク

代表取締役社長　大塚　喜成

第３期決算公告

令和８年３月25日

東京都港区芝五丁目29番11号

Ｇ－ＢＡＳＥ田町

株式会社Ryobi AlgoTech Capital

代表取締役　小野田吉孝

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	3,250
	固定資産	5,945
	繰延資産	2,935
	合計	12,131
負純資債産及のび部	流動負債	2,526
	株主資本	9,605
	資本金	30,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	△40,394
	その他利益剰余金	△40,394
	（うち当期純損失）	（24,510）
	合計	12,131

第43期決算公告

令和８年４月14日

新潟県燕市小池3448番地

笠原木工株式会社

代表取締役　笠原　常行

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	37,291
	固定資産	7,993
	合計	45,285
負純資債産及のび部	流動負債	14,025
	固定負債	28,987
	株主資本	2,272
	資本金	20,000
	利益剰余金	△ 17,727
	その他利益剰余金	△ 17,727
	（うち当期純損失）	（1,133）
	合計	45,285

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年五月十八日であり、株主総会の決議は、令和八年三月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月十四日

新潟県燕市小池三四四八番地

笠原木工株式会社

代表取締役　笠原　常行

第３期決算公告

令和８年４月14日

北海道白糠郡白糠町西庶路東一条南三丁目２番地１

株式会社明宝

代表取締役　辻　信太郎

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,587
	固定資産	22,364
	資産合計	25,951
負純資債産及のび部	流動負債	39
	固定負債	18,250
	株主資本	7,662
	資本金	10,000
	利益剰余金	△2,337
	その他利益剰余金	△2,337
	（うち当期純損失）	（1,576）
	負債・純資産合計	25,951

第43期決算公告

令和８年４月14日

北海道白糠郡白糠町西庶路東一条南三丁目２番地１

株式会社明作

代表取締役　辻　信太郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	20,190
	固定資産	37,841
	資産合計	58,031
負純資債産及のび部	流動負債	35,073
	固定負債	139,375
	株主資本	△116,417
	資本金	10,000
	利益剰余金	△125,567
	利益準備金	700
	その他利益剰余金	△126,267
	（うち当期純利益）	（19,432）
	自己株式	△850
	負債・純資産合計	58,031

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年三月十七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月十四日

北海道白糠郡白糠町西庶路東一条南三丁目二番地一　（甲）株式会社明作

代表取締役　辻　信太郎

北海道白糠郡白糠町西庶路東一条南三丁目二番地一　（乙）株式会社明宝

代表取締役　辻　信太郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月十四日

神奈川県相模原市緑区中野九一九番地三

（甲）エスエス工業株式会社

代表取締役　鈴木　伸一

神奈川県三浦郡葉山町上山口一八七八―六

（乙）エスエス工業株式会社

代表取締役　鈴木　伸一

第１期決算公告

令和８年４月14日

神奈川県三浦郡葉山町上山口1878―６

エスエス工業株式会社

代表取締役　鈴木　伸一

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	15,861
	固定資産	5,936
	合計	21,798
負債及び純資産の部	流動負債	14,476
	固定負債	5,934
	株主資本	1,388
	資本金	5,000
	利益剰余金	△3,611
	その他利益剰余金	△3,611
	（うち当期純損失）	(3,611)
	合計	21,798

第８期決算公告

令和８年４月14日

神奈川県相模原市緑区中野919番地３

エスエス工業株式会社

代表取締役　鈴木　伸一

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	21,279
	固定資産	1,799
	合計	23,079
負債及び純資産の部	流動負債	12,022
	株主資本	11,057
	資本金	1,500
	利益剰余金	9,557
	その他利益剰余金	9,557
	（うち当期純損失）	(538)
	合計	23,079

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月三日

掲載頁　五十九頁（号外第四十三号）

令和八年四月十四日

奈良県吉野郡下市町大字新住一一一八番地

（甲）株式会社吉銘

代表取締役　貝本　隆三

奈良県吉野郡下市町大字新住一一一八番地

（乙）ＹＴＹＧ投資事業株式会社

代表取締役　中谷　信弘

第56期決算公告

令和８年４月14日

奈良県吉野郡下市町大字新住1118番地

株式会社吉銘

代表取締役　貝本　隆三

貸借対照表の要旨（令和７年12月20日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	11,239	流動負債	3,637
固定資産	10,437	固定負債	7,944
繰延資産	0	（退職給付引当金）	(19)
		株主資本	9,574
		資本金	72
		利益剰余金	9,502
		利益準備金	18
		その他利益剰余金	9,484
		（うち当期純利益）	(910)
		評価・換算差額等	519
		その他有価証券評価差額金	519
資産合計	21,676	負債・純資産合計	21,676

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、各社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月十四日

福岡市中央区平尾四丁目四番一〇号

（甲）大潮建工株式会社

代表取締役　久保　和豊

福岡市中央区平尾四丁目四番一〇号

（乙）株式会社ＨＩＢＩＫＩ

代表取締役　久保　和豊

第10期決算公告　令和８年４月14日

福岡市中央区平尾四丁目４番10号

株式会社ＨＩＢＩＫＩ

代表取締役　久保　和豊

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	129,183
	固定資産	—
	合計	129,183
負債及び純資産の部	流動負債	118,689
	固定負債	—
	株主資本	10,494
	資本金	10,000
	資本剰余金	—
	利益剰余金	494
	利益準備金	494
	その他利益剰余金	—
	（うち当期純利益）	(—)
	合計	129,183

第43期決算公告　令和８年４月14日

福岡市中央区平尾四丁目４番10号

大潮建工株式会社

代表取締役　久保　和豊

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	157,945
	固定資産	30
	合計	157,976
負債及び純資産の部	流動負債	1,367
	固定負債	—
	株主資本	156,609
	資本金	20,000
	資本剰余金	—
	利益剰余金	136,608
	利益準備金	1,250
	その他利益剰余金	135,358
	（うち当期純損失）	(16,414)
	合計	157,976

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月十四日

宮崎市祇園三丁目一七三番地

（甲）Ｍコーポレーション株式会社

代表取締役　荒牧　睦

宮崎市祇園三丁目一七三番地

（乙）ＭＩＫＳグローバリズム株式会社

代表取締役　荒牧　睦

第５期決算公告

令和８年４月14日

宮崎市祇園三丁目173番地

ＭＩＫＳグローバリズム株式会社

代表取締役　荒牧　睦

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,882
	固定資産	208
	繰延資産	3,256
	合計	7,346
負債及び純資産の部	流動負債	33,593
	株主資本	△26,247
	資本金	1,000
	利益剰余金	△27,247
	その他利益剰余金	△27,247
	（うち当期純損失）	(2,270)
	合計	7,346

第22期決算公告

令和８年４月14日

宮崎市祇園三丁目173番地

Ｍコーポレーション株式会社

代表取締役　荒牧　睦

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	20,933
	固定資産	250
	合計	21,183
負債及び純資産の部	流動負債	56,135
	株主資本	△34,952
	資本金	3,000
	利益剰余金	△37,952
	その他利益剰余金	△37,952
	（うち当期純損失）	(2,774)
	合計	21,183

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月十四日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

（甲）創英ＩＰマネジメント株式会社

代表取締役　長谷川芳樹

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

（乙）創英ＩＰアシスタ株式会社

代表取締役　長谷川芳樹

第 12 期 決 算 公 告

令和８年４月14日

東京都千代田区丸の内二丁目１番１号

創英ＩＰマネジメント株式会社

代表取締役　長谷川芳樹

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	628,596
	固定資産	36,306
	合計	664,903
負債及び純資産の部	流動負債	55,381
	株主資本	609,521
	資本金	7,000
	利益剰余金	602,521
	繰越利益剰余金	602,521
	（うち当期純利益）	(27,280)
	合計	664,903

第 12 期 決 算 公 告

令和８年４月14日

東京都千代田区丸の内二丁目１番１号

創英ＩＰアシスタ株式会社

代表取締役　長谷川芳樹

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	104,532
	固定資産	2,823
	合計	107,356
負債及び純資産の部	流動負債	8,972
	株主資本	98,383
	資本金	7,000
	利益剰余金	91,383
	繰越利益剰余金	91,383
	（うち当期純利益）	(22,558)
	合計	107,356

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月十四日

愛知県小牧市大字三ツ渕字新租六一二番地の一

（甲）株式会社シンクス商事

代表取締役　矢能　孝治

愛知県小牧市大字三ツ渕字新租六一二番地の一

（乙）株式会社シンクス

代表取締役　矢能　孝治

第 39 期決算公告　令和８年４月14日

愛知県小牧市大字三ツ渕字新租612番地の１

株式会社シンクス商事

代表取締役　矢能　孝治

貸借対照表の要旨（令和８年１月20日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	382,588
	固定資産	342,030
	合計	724,618
負債及び純資産の部	流動負債	540,001
	株主資本	184,617
	資本金	20,000
	利益剰余金	164,617
	利益準備金	710
	その他利益剰余金	163,907
	（うち当期純利益）	(167)
	合計	724,618

第 40 期決算公告　令和８年４月14日

愛知県小牧市大字三ツ渕字新租612番地の１

株式会社シンクス

代表取締役　矢能　孝治

貸借対照表の要旨（令和７年３月20日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	673,186
	固定資産	86,305
	合計	759,492
負債及び純資産の部	流動負債	244,278
	株主資本	515,213
	資本金	35,000
	利益剰余金	554,013
	利益準備金	8,606
	その他利益剰余金	545,407
	（うち当期純利益）	(87,780)
	自己株式	△73,800
	合計	759,492

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月十四日

大阪府摂津市鳥飼下三丁目三五番一四号

（甲）セントラルポイント株式会社

代表取締役　西尾　賢司

大阪府茨木市横江二丁目八番四三号

（乙）セントラルポイント株式会社

代表取締役　西尾　賢司

第 17 期 決 算 公 告

令和８年４月14日

大阪府摂津市鳥飼下三丁目35番14号

セントラルポイント株式会社

代表取締役　西尾　賢司

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	178,847
	固定資産	540,615
	合計	719,462
負債及び純資産の部	流動負債	99,987
	固定負債	581,124
	株主資本	38,350
	資本金	1,000
	利益剰余金	37,350
	その他利益剰余金	37,350
	（うち当期純利益）	(15,261)
	合計	719,462

第 14 期 決 算 公 告

令和８年４月14日

大阪府茨木市横江二丁目８番43号

セントラルポイント株式会社

代表取締役　西尾　賢司

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	8,673
	固定資産	25,771
	合計	34,445
負債及び純資産の部	流動負債	57,657
	固定負債	24,399
	株主資本	△47,611
	資本金	1,000
	利益剰余金	△48,611
	その他利益剰余金	△48,611
	（うち当期純損失）	(8,591)
	合計	34,445

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十二月二十九日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月十四日

大分県中津市大字大貞三七一番地一六四

（甲）立石建設工業株式会社

代表取締役　廣原　謙二

大分県中津市大字大貞三七一番一六四

（乙）立石建設工業大分株式会社

代表取締役　廣原　謙二

決　算　公　告

令和８年４月14日

大分県中津市大字大貞371番地164

立石建設工業株式会社

代表取締役　廣原　謙二

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	177,336
	固定資産	96,438
	合計	273,774
負債及び純資産の部	流動負債	33,840
	固定負債	66,950
	株主資本	172,983
	資本金	20,000
	利益剰余金	152,983
	利益準備金	2,202
	その他利益剰余金	150,781
	（うち当期純利益）	(7,894)
	合計	273,774

決　算　公　告

令和８年４月14日

大分県中津市大字大貞371番164

立石建設工業大分株式会社

代表取締役　廣原　謙二

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,538
	固定資産	77,000
	合計	79,538
負債及び純資産の部	流動負債	7,385
	固定負債	42,963
	株主資本	29,189
	資本金	10,000
	利益剰余金	19,189
	その他利益剰余金	19,189
	（うち当期純利益）	(13,670)
	合計	79,538

第 23 期 決 算 公 告

令和８年４月14日　神奈川県川崎市幸区鹿島田一丁目１番２号
Ｔｉａｎｍａ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役執行役員社長　于　　徳樹

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	24,754	流動負債	14,102
固定資産	1,933	賞与引当金	783
繰延資産	89	固定負債	3,160
		退職給付引当金	2,961
		株主資本	9,514
		資本金	100
		資本剰余金	5,200
		資本準備金	5,200
		利益剰余金	4,214
		その他利益剰余金	4,214
		（うち当期純利益）	（1,335）
資産合計	26,776	負債・純資産合計	26,776

第 49 期 決 算 公 告

2026年４月14日　神奈川県横浜市都筑区早渕１丁目26番10号
フエスト株式会社
代表取締役　成瀬　浩章

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,093	流動負債	698
固定資産	989	固定負債	145
有形固定資産	986	負債合計	843
投資その他の資産	3	株主資本	1,239
		資本金	100
		資本剰余金	1,200
		資本準備金	1,200
		利益剰余金	△61
		利益準備金	18
		その他利益剰余金	△79
		（うち当期純利益）	（94）
		純資産合計	1,239
資産合計	2,082	負債・純資産合計	2,082

第 3 期 決 算 公 告

令和８年４月14日

東京都中央区日本橋三丁目９番１号
日本橋三丁目スクエア11階
GLOBAL EXCHANGE JAPAN株式会社
代表取締役　イシドロ・ホセ・アラニス・マルコス

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	135,624,047	流動負債	228,753,843
固定資産	46,788,837	株主資本	△46,340,959
		資本金	80,000
		資本剰余金	80,000
		資本準備金	80,000
		利益剰余金	△46,500,959
		その他利益剰余金	△46,500,959
		（うち当期純損失）	（38,256,471）
資産合計	182,412,884	負債・純資産合計	182,412,884

第 57 期 決 算 公 告

2026年３月25日
岡山市南区豊成二丁目７番16号
株式会社両備システムズ
代表取締役　松田　敏之

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	23,275	流動負債	9,190
固定資産	21,121	固定負債	450
有形固定資産	11,545	株主資本	34,434
無形固定資産	1,982	資本金	300
投資等	7,593	資本剰余金	281
		資本準備金	281
		利益剰余金	33,853
		利益準備金	76
		その他利益剰余金	33,777
		（うち当期純利益）	（4,189）
		評価・換算差額等	322
資産合計	44,396	負債・純資産合計	44,396

第 31 期 決 算 公 告

2026年４月14日

東京都千代田区九段北一丁目13番12号
ＭＳＤアニマルヘルス株式会社
代表取締役社長　土田　拓史

貸借対照表の要旨
（2025年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	**10,006**	**流動負債**	**3,068**
固定資産	**510**	賞与引当金	112
		その他	2,957
		固定負債	**254**
		退職給付引当金	234
		その他	20
		負債合計	**3,322**
		株主資本	**7,195**
		資本金	710
		資本剰余金	853
		資本準備金	700
		その他資本剰余金	153
		利益剰余金	5,632
		その他利益剰余金	5,632
		純資産合計	**7,195**
資産合計	**10,516**	**負債・純資産合計**	**10,516**

損益計算書の要旨
（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	11,601	**経常利益**	**418**
売上原価	8,574	特別利益	39
売上総利益	**3,027**	**税引前当期純利益**	**457**
販売費及び一般管理費	2,962	法人税、住民税及び事業税	8
営業利益	**66**	法人税等調整額	161
営業外収益	367	**当期純利益**	**288**
営業外費用	15		

第 63 期 決 算 公 告

2026年４月14日　東京都千代田区九段北一丁目13番12号
ＭＳＤ株式会社
代表取締役社長　プラシャント・トゥカラム・ニカム

貸借対照表の要旨
（2025年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	**123,935**	**流動負債**	**59,356**
固定資産	**84,066**	賞与引当金	3,789
		事業再構築引当金	76
		その他	55,490
		固定負債	**17,671**
		環境対策引当金	501
		役員退職慰労引当金	201
		その他	16,969
		負債合計	**77,028**
		株主資本	**130,973**
		資本金	26,349
		資本剰余金	48,649
		資本準備金	10,761
		その他資本剰余金	37,887
		利益剰余金	55,974
		その他利益剰余金	55,974
		純資産合計	**130,973**
資産合計	**208,001**	**負債・純資産合計**	**208,001**

損益計算書の要旨
（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	359,526	**経常利益**	**28,191**
売上原価	273,173	特別利益	43
売上総利益	**86,352**	特別損失	43
販売費及び一般管理費	57,024	**税引前当期純利益**	**28,191**
営業利益	**29,328**	法人税、住民税及び事業税	6,486
営業外収益	56	法人税等調整額	3,023
営業外費用	1,193	**当期純利益**	**18,680**